

## 第2期町田市特別支援教育推進計画の策定 及び意見募集の実施結果の報告について

### 1 第2期町田市特別支援教育推進計画の策定について

町田市教育委員会では、特別支援教育の更なる充実を図るために、2019年5月に町田市特別支援教育推進計画検討委員会を設置し、計画の内容について検討を進めてきました。

このたび、第2期町田市特別支援教育推進計画を策定しましたので報告します。

また、今回、本計画の基本目標の一つに「特別支援教育における指導力の向上」を掲げており、特別支援教育を実際に進めていく教員が、指導力や専門性の向上を目指し質の高い教育を提供していくために、教員向けの町田市特別支援教育ハンドブックを策定しましたので併せて報告します。

#### (1) 計画の内容及び概要

資料1「第2期町田市特別支援教育推進計画」及び資料2「第2期町田市特別支援教育推進計画概要版」のとおり

#### (2) ハンドブックの内容

資料3「町田市特別支援教育ハンドブック」のとおり

### 2 意見募集の実施結果について

第2期町田市特別支援教育推進計画を策定するにあたり、意見募集を実施しましたので、その実施結果について報告します。

#### (1) 募集期間

2019年12月1日（日）～12月16日（月）

#### (2) 寄せられたご意見数

24件

#### (3) 意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方

資料4「第2期町田市特別支援教育推進計画（案）の意見募集結果」のとおり

# 第2期 町田市特別支援教育推進計画

(町田市特別支援教育プログラム)

特別支援教育の推進で

いいこと  
ふくらむ  
まちだ



2020年3月

町田市教育委員会

## はじめに

町田市教育委員会は、町田市における特別支援教育推進のために「町田市特別支援教育推進計画（2015年5月）」を策定し、2019年度までの5年間で個に応じた指導・支援の充実や特別支援学級や特別支援教室の整備などを行ってきました。

一方、東京都教育委員会では、2017年2月に、共生社会の実現に向けたさらなる特別支援教育の推進のために「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の長期計画を策定するとともに、その3～4年間の具体的取組の内容や実施時期を明らかにした「第一次実施計画」を策定しました。また、2016年2月には「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、発達障害教育の充実のための諸方策を提示するなど、特別支援教育についての新たな取組も始めました。

そのような中で、町田市で2016年度実施した調査では特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は、小・中学校共に8%を超え、東京都の数値よりも約3ポイント上回っている状況が明らかになりました。また、小学校の特別支援教室に通う児童数は巡回指導を始める前の約2倍と増加しています。問題点としては、指導を担当する教員の半数以上が経験年数3年未満で、新規採用教員の割合も多くなっていることや、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童が1学級に複数おり、各学校の管理職からは、校内の教員だけでは十分な対応ができず、教育センターに補助員等の人的配置を要望する声が多く上がっていることなどです。町田市では人的支援も含め、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える教育を実現していくことが最重要の課題と捉えております。

本計画は、その課題解決のために町田市の特別支援教育の特徴と概要、生涯にわたる切れ目のない支援の体制を示し、児童・生徒や保護者にとって安心して子育て、教育を受けることができる、今後4年間の具体的な施策を示すものです。また、教員の指導力向上のための教員向け冊子「町田市特別支援教育ハンドブック」も併せて作成し、日々の学校生活における特別支援教育の充実も図っていきます。

町田市教育委員会は、本計画を着実に推進し、全ての子どもたちの可能性を最大限に伸ばしてまいります。

今後とも保護者の方々をはじめ、教職員、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2020年3月

町田市教育委員会

はじめに

## I 本計画について

1 計画の概要	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画の基本目標	
2 特別支援教育の国や都の動向	2
(1) 国の特別支援教育	
(2) 東京都の特別支援教育	

## II 町田市特別支援教育推進計画の取組と現状

1 町田市特別支援教育推進計画の基本施策の取組、現状と課題	5
2 町田市の特別支援学級等の現状	10
(1) 町田市の特別支援学級について	
(2) 障がい種別ごとの設置状況（2019年度の設置状況）	
(3) 障がい種別ごとの児童・生徒数の推移	

## III 第2期町田市特別支援教育推進計画

1 計画の基本目標	16
2 基本目標を達成するための具体的な取組	17

[基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備]

- (1) 小・中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割
- (2) 特別支援学級の整備
- (3) 特別支援教育支援員の配置

[基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上]

- (1) 教員対象研修の充実
- (2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施
- (3) 特別支援教育推進モデル校の指定
- (4) 特別支援教育アドバイザー訪問
- (5) 要請訪問
- (6) 関係者会議の充実
- (7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用



[基本目標3 切れ目のない支援体制の構築]

- (1) 支援のイメージ図
- (2) 教育センターの支援
- (3) 子ども発達支援課との連携
- (4) 障がい福祉課との連携
- (5) 都立町田の丘学園との連携
- (6) 医療関係者との連携

## IV その他

1	医療的ケアを必要とする子への対応	31
2	中学卒業後の進路について	31
3	様々な相談機関	32

## V 資料編

1	町田市特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱	33
2	町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿	35
3	町田市特別支援教育推進計画策定の経過	36
4	関係書類の様式	37
5	就労への道	42
	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について	
	(2) 都立特別支援学校等の取組	
	(3) 先進的に障がい者の雇用を行っている企業等の意見	
	(4) 就労への道のり	
6	町田市障がい者支援センター	49
7	放課後等デイサービス	51
8	用語集	53

# I 本計画について

## 1 計画の概要

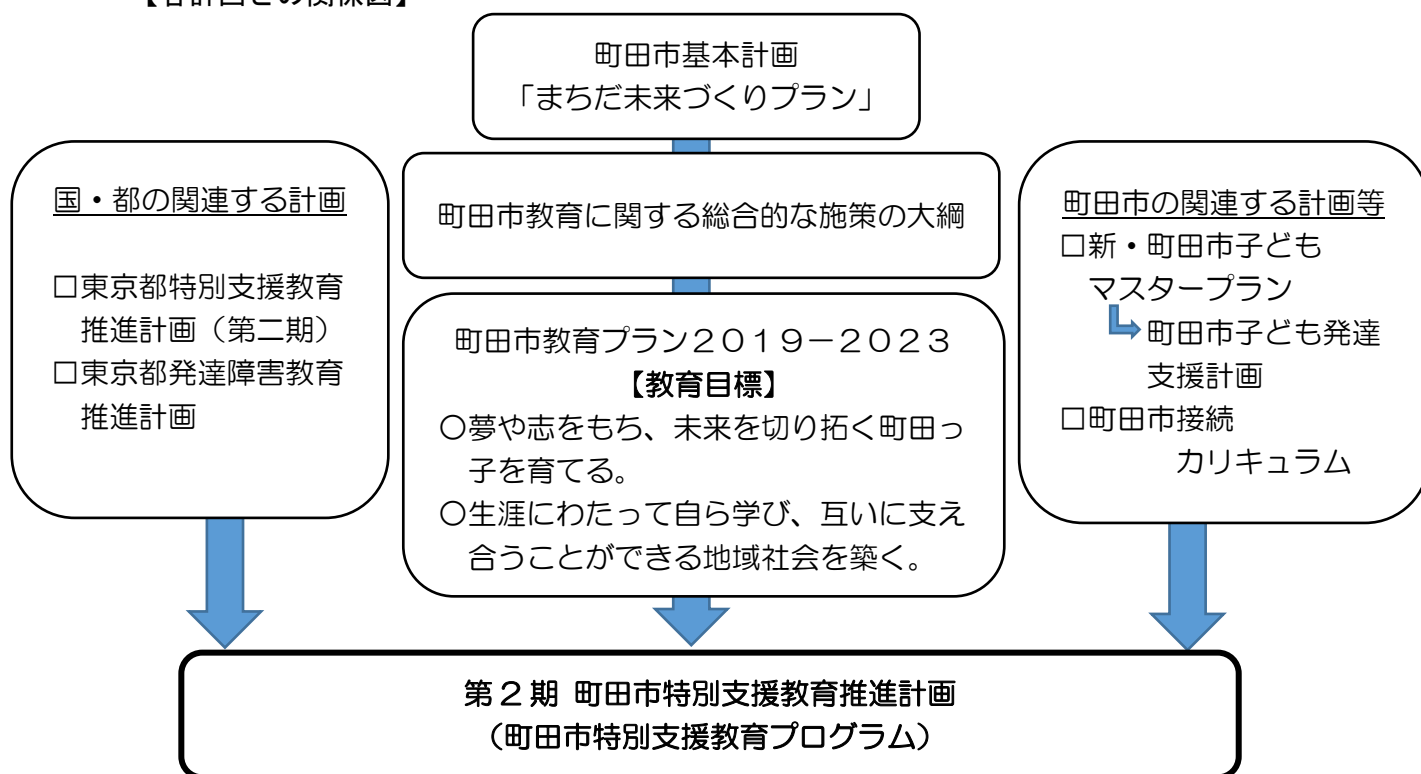
### (1) 計画の目的

第2期 町田市特別支援教育推進計画（町田市特別支援教育プログラム）は、これまでの町田市特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、東京都特別支援教育推進計画（第二期）及び東京都発達障害教育推進計画の内容を踏まえ、町田市の特別支援教育のより一層の充実を図ることを目的としています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「町田市教育プラン2019-2023」における基本方針Ⅱ「充実した教育環境を整備する」の施策2「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」の重点事業の一つとして位置づけられています。

#### 【各計画との関係図】



### (3) 計画期間

2020年度から2023年度までの4年間です。

### (4) 計画の基本目標

**基本目標1**  
特別支援教育を推進する環境・体制の整備

**基本目標2**  
特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

**基本目標3**  
切れ目のない支援体制の構築

## 2 特別支援教育の国や都の動向

### (1) 国の特別支援教育

#### ①特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年 文部科学省)より)

#### ②共生社会の形成

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

#### ③多様な学びの場とは

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小学校、中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

#### ④合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(「障害者の権利に関する条約」第2条より)

## ⑤基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は都道府県内で、市町村は市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

(「文部科学省合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告」より)

## ⑥法令等

平成14年12月	「障害者基本計画」閣議決定
平成15年 3月	「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」 文部科学省
平成16年 1月	「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」文部科学省
平成16年 6月	「障害者基本法」一部改正
平成17年 4月	「発達障害者支援法」施行
平成17年12月	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」中央教育審議会
平成18年 4月	「学校教育施行規則」一部改正
平成18年12月	「障害者の権利に関する条約」国連総会採択
平成19年 4月	「学校教育法等」一部改正
平成21年 2月	「情緒障害者を対象とする特別支援学級の名称について」 20文科初第1167号文部科学省初等中等教育局長通知
平成22年 7月	「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置 中央教育審議会初等中等教育分科会
平成24年 2月	「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ（報告）」 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成24年 4月	「児童福祉法」改正 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
平成24年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成28年 4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
平成28年 8月	「発達障害者支援法」一部改正

- 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）より  
「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更するとともに、従前と同様、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、特別支援学級を設けることができることと規定する。
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月1日施行）より  
発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な

教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるように配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、あわせて、専修学校の高等課程に在学する者を教育に関する支援の対象である発達障害児に含まれることを規定するものとしたこと。

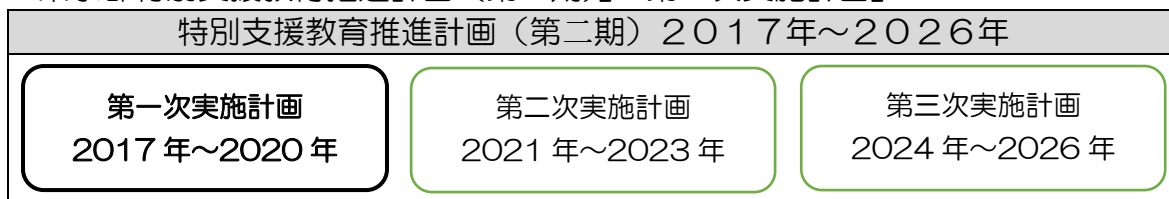
## (2) 東京都の特別支援教育

「東京都特別支援教育推進計画」は、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進するための取組が示されています。

東京都は、これまでの特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえ、特別支援教育の更なる充実を図るため「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を平成29年2月に策定しました。

また、近年の発達障がい教育を取り巻く状況の変化、医療・福祉・教育関係の有識者の意見を踏まえ、これからの東京都が目指すべき発達障がい教育の基盤整備に必要な具体策について様々な視点から検討を行い、全ての公立学校における発達障がい教育の充実に向けて計画的に取り組むため「東京都発達障害教育推進計画」（平成28年2月）を策定しました。

### ①「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」「第一次実施計画」



この計画は、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、下記の4つの方向性が示されています。

- <方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- <方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

### ②「東京都発達障害教育推進計画」

この計画は、「公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、そのもてる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う」こと及び「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学ぶことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する」ことを基本理念とし、下記の3つの視点が示されています。

- <視点1> 多様な教育体制の整備
- <視点2> 指導内容・方法の充実
- <視点3> 推進体制の充実

## Ⅱ 町田市特別支援教育推進計画の取組と現状

### 1 町田市特別支援教育推進計画の基本施策の取組、現状と課題

#### (基本施策1) 特別支援教育の校内支援体制の確立

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①特別支援教育に関する校内委員会の機能強化	□各校の運営状況を把握。 □特別支援教育巡回相談員による校内委員会への助言を年間52回実施。 (2017年度より希望制に変更)
②校内支援体制確立のための研修の充実	□特別支援教育専門家チームや専任相談員の指導時に事例に即した情報を提供。 □校内研修で必要に応じ実施。
③特別支援教育専門家チーム等による相談機能の充実	□情緒障がい等通級指導学級巡回化に伴う臨床発達心理士の派遣を年間49回実施。 □町田市特別支援学級専任相談員を年間15回派遣。
④人的支援活用制度の再構築	□障がい児介助員を特別支援教育支援員に統合して運用。(2016年度から) □特別支援教育支援員の研修は、採用時に実施。 ▲配置人数が充足できていない。

#### 【成果】

- ・特別支援教育の校内支援体制の確立については、全小中学校での運営状況等を確認し、一定の取組状況であることを確認できた。また、運営補助や指導助言も校内委員会の実施が進むにつれ学校からの依頼も減少傾向にある。

#### 【課題】

- ・特別支援教育支援員の配置については、年度当初に充足できていない。今後も各校のニーズを把握し適切な配置となるように努めていく。【→P. 17基本目標1(3)】

(基本施策2) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①校長の責務	□校長研修は年1回実施。 (特別支援教育に関する内容に限らず) ▲特別支援教育に特化した管理職研修を実施する必要がある。
②通常学級の教員に対する教育的ニーズに対応した指導内容の充実	□全教員対象の特別支援教育教員研修の中で特別支援教育の講座(ワークショップ)を開講。 □情緒障がい等通級指導学級の巡回指導の中で、在籍学級での指導技術も指導。
③特別支援学級教員の専門性の向上及び授業改善	□情緒障がい等通級指導学級巡回化に伴い各小学校へサポートルームの手引を配布。 ▲若手教員が増えており、専門性の向上が急務である。
④特別支援教育コーディネーターの資質向上	□特別支援教育コーディネーター研修を年間5回実施。 (新任者向け1回、経験者向け4回) □特別支援教育コーディネーター研修(年5回)のうち1回は演習・協議を取り入れた研修の実施。

【成果】

- ・特別支援教育に関する教員の専門性の向上に関する研修会を実施した結果、ユニバーサルデザインを意識した学習環境の整備や視覚的支援を伴った授業展開が見られるようになってきた。

【課題】

- ・若手教員が増えている中で、専門性の向上は引き続き取り組んでいく必要がある。  
【→P. 18基本目標2(1)】

(基本施策3) 多様な教育環境の整備 (小学校42校 中学校20校 全62校)

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①固定学級(知的障がい、肢体不自由)の教育環境の充実	□小学校知的障がい学級20校 肢体不自由学級1校 中学校知的障がい学級10校 肢体不自由学級1校
②固定学級(自閉症・情緒障がい)の教育環境の充実	□小学校自閉症・情緒障がい学級4校 ▲市内全域をカバーするには不足している。 ▲中学校の固定学級がないため、小学校で固定学級に在籍していた生徒の受け入れ先がない。
③通級指導学級(情緒障がい等、難聴、弱視、言語障がい)の教育環境の充実	□小学校：難聴学級2校、弱視学級1校 言語障がい学級2校 □中学校：難聴学級1校、情緒障がい学級3校
④特別支援教室の設置	□拠点校11校で全小学校を巡回指導で実施。 ▲特別支援教室利用児童が増加しており拠点校を増やす必要がある。

【成果】

- ・小学校の特別支援教室は、11校を拠点校として全市展開が完了。
- ・中学校の特別支援教室は、モデル地区から開始。2021年全校展開完了予定。

【課題】

- ・小学校の特別支援教室の利用児童が増えており、拠点校の分割が必要である。  
【→P. 17基本目標1(1)】
- ・中学校の固定学級(自閉症・情緒障がい)を設置していく必要がある。  
【→P. 17基本目標1(2)】



(基本施策4) 継続した相談体制・支援体制の構築

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①幼児期から学齢期につなぐ相談体制の充実	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園・子ども発達センター(旧すみれ教室)等連絡会の継続。 <input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園に就学支援シートの配布及び回収の依頼。
②学齢期の発達障がい児における相談・支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 2016年度より、発達検査のニーズに対応した相談体制を開設。 <input type="checkbox"/> 学校からの依頼に応じ特別支援教育専門家チームや専任相談員の指導を実施。 <input type="checkbox"/> 町田市特別支援教育推進協議会(教育委員会主催)及び町田市障がい者施策推進協議会障がい者計画部会(地域福祉部主催)へ参加。(年間2回実施)
③就学・通級等相談体制の充実	<input type="checkbox"/> 就学相談 276 件 小学校通級入級相談 388 件 進学相談 188 件 中学校通級入級相談 22 件(2018 年度実績) ▲相談件数の増加に伴う、相談会運営の見直し。
④個別の教育支援計画の作成・活用による支援の継続	<input type="checkbox"/> 全校を対象として学校からの依頼に応じ特別支援教育巡回相談員による指導助言の実施。 <input type="checkbox"/> 中学校・高等学校のコーディネーターによる引継の場を年2回設定して実施。

【成果】

- 継続した相談体制・支援体制の構築は、継続して取り組むことができている。

【課題】

- 相談件数の増加に伴う体制の充実が課題である。【→P. 24基本目標3(1)】

(基本施策5) 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	□町田の丘学園との交流教育連絡会等を通して充実に図る体制を構築。
②交流及び共同学習の推進	□各校における交流及び共同学習の実施。 □交流教育連絡会及び市立中学校との交流会を実施。
③学校と福祉機関との連携強化	□年間2回の町田市子育て支援ネットワーク連絡会代表者会議に参加。 □個別のケースに即して適宜実施。
④保護者や地域に対する理解啓発	□年間1回実施。 【参考】教育相談講座の開催状況 (いずれも教育センター大会議室にて開催) 2016年10月4日 「感情コントロールの力は どのようにして育つのか？」 講師：東京学芸大学 大河原 美以 先生 2017年8月22日 「読み書きの苦手な児童への気づきと対応」 講師：北里大学 石坂 郁代 先生 2018年11月19日 「発達に課題のある子どもへのご家庭での対応方法を考える『ペアレントトレーニング』の活用」 講師：島田療育センター 若松 育子 先生 □特別支援学級や通級指導学級の案内リーフレットによる周知。(市内全幼稚園・保育園、市内全小・中学校、子ども発達センター)

【成果】

- 地域や関係機関と連携した支援体制の推進は、現状のとおり取り組むことができた。

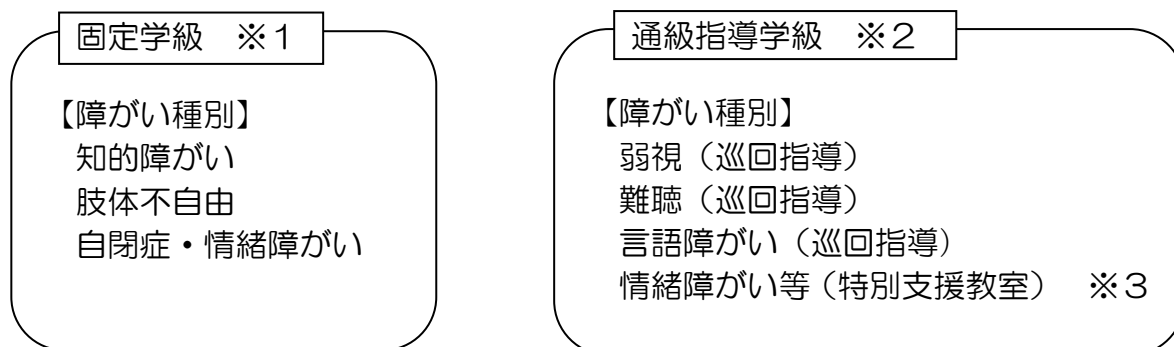
【課題】

- 特別支援教育については、より一層効果的な周知方法を検討し、理解啓発に努めていく必要がある。【→P. 24基本目標3(1)】

## 2 町田市の特別支援学級等の現状

### (1) 町田市の特別支援学級について

町田市では、障がいの種別に応じて、次の特別支援学級を設置しています。



※1 障がい等のため、通常の学級に在籍することが困難な児童・生徒が在籍する学級。児童・生徒の実態に応じて特別な教育課程を編成する。

※2 通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障がいに応じた特別な指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育課程。週1～2時間程度の別室指導を行っている。

※3 情緒障がい等通級指導学級については特別支援教室に、小学校では2018年度までに完全移行済み。中学校については2019年度から順次移行を開始し、2021年度までに完全移行の予定。

### (2) 障がい種別ごとの設置状況（2019年度の設置状況）

#### 【知的障がい（固定）学級の設置校】

●小学校 20校 ●中学校 10校

町田第一小学校	町田第二小学校	町田第五小学校	南大谷小学校
藤の台小学校	本町田小学校	南第二小学校	南第四小学校
南つくし野小学校	鶴川第二小学校	鶴川第四小学校	金井小学校
忠生小学校	小山田南小学校	木曾境川小学校	七国山小学校
小山小学校	小山ヶ丘小学校	小山中央小学校	相原小学校
町田第一中学校	南大谷中学校	南中学校	つくし野中学校
成瀬台中学校	鶴川中学校	薬師中学校	忠生中学校
山崎中学校	堺中学校		

#### 【情緒障がい学級（固定）の設置校】

●小学校 4校

町田第一小学校	本町田小学校	南第四小学校	忠生小学校
---------	--------	--------	-------

**【肢体不自由学級（固定）の設置校】**

●小学校 1校 ●中学校 1校

町田第六小学校	町田第一中学校
---------	---------

**【弱視学級（通級）の設置校】**

●小学校 1校

本町田東小学校
---------

**【難聴学級（通級）の設置校】**

●小学校 2校 ●中学校 1校

本町田東小学校	山崎小学校	町田第二中学校
---------	-------	---------

**【言語障がい学級（通級）の設置校】**

●小学校 2校

本町田東小学校	成瀬中央小学校
---------	---------

**【情緒障がい等学級（通級）の設置校】**

●中学校 3校

町田第二中学校	町田第三中学校	小山中学校
---------	---------	-------

※情緒障がい等通級指導学級については特別支援教室に、2019年度から順次移行を開始し、2021年度までに完全移行の予定。

【特別支援教室（サポートルーム）の拠点校】

●小学校 11校 ●中学校 1校

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
町田第二小学校	町田第一小学校 町田第六小学校 南第三小学校	忠生第三小学校	藤の台小学校 本町田東小学校 本町田小学校 木曾境川小学校 七国山小学校
町田第四小学校	町田第三小学校 町田第五小学校 南第一小学校	小山田南小学校	小山田小学校
成瀬台小学校	南大谷小学校 南第二小学校 つくし野小学校 成瀬中央小学校 南つくし野小学校	図師小学校	忠生小学校 山崎小学校
南成瀬小学校	南第四小学校 小川小学校 鶴間小学校 高ヶ坂小学校	小山中央小学校	小山小学校 小山ヶ丘小学校
鶴川第三小学校	鶴川第二小学校 金井小学校 三輪小学校	相原小学校	大戸小学校
大蔵小学校	鶴川第一小学校 鶴川第四小学校	南成瀬中学校	南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校

※ 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、2018年度から市内すべての小学校において、情緒障がい等通級指導学級が特別支援教室に移行。中学校では2019年度から移行を開始し、2021年度に完全移行の予定。

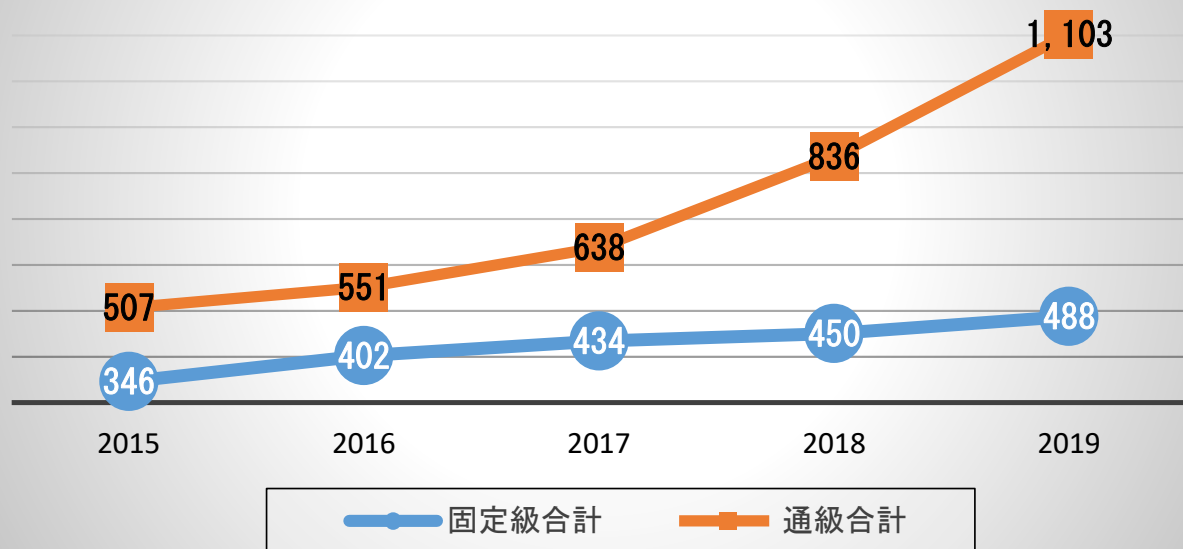
### (3) 障がい種別ごとの児童・生徒数の推移

年度	設置小学校数／児童数								
	固定学級				通級等指導学級				
種別	知的	情緒	肢体	合計	弱視	難聴	言語	教室	合計
2015	20校 315人	2校 22人	2校 9人	346人	1校 6人	2校 18人	2校 60人	7校 423人	507人
2016	20校 353人	3校 40人	2校 9人	402人	1校 7人	2校 15人	2校 60人	7校 469人	551人
2017	20校 386人	3校 41人	2校 7人	434人	1校 7人	2校 14人	2校 61人	7校 556人	638人
2018	20校 390人	4校 52人	1校 8人	450人	1校 5人	2校 11人	2校 58人	8校 762人	836人
2019	20校 424人	4校 55人	1校 9人	488人	1校 9人	2校 13人	2校 68人	11校 1,013人	1,103人

※ 特別支援教室は、2015年度までは情緒障がい等通級指導学級として運営していました。2016年度から特別支援教室へと順次移行し、2018年度からすべての学校で特別支援教室となりました。

ここでは、情緒障がい等通級指導学級の指導担当校数と、特別支援教室の拠点校数を設置校数として記載しています。

### 小学校過去5年間特別支援学級 在籍者数推移

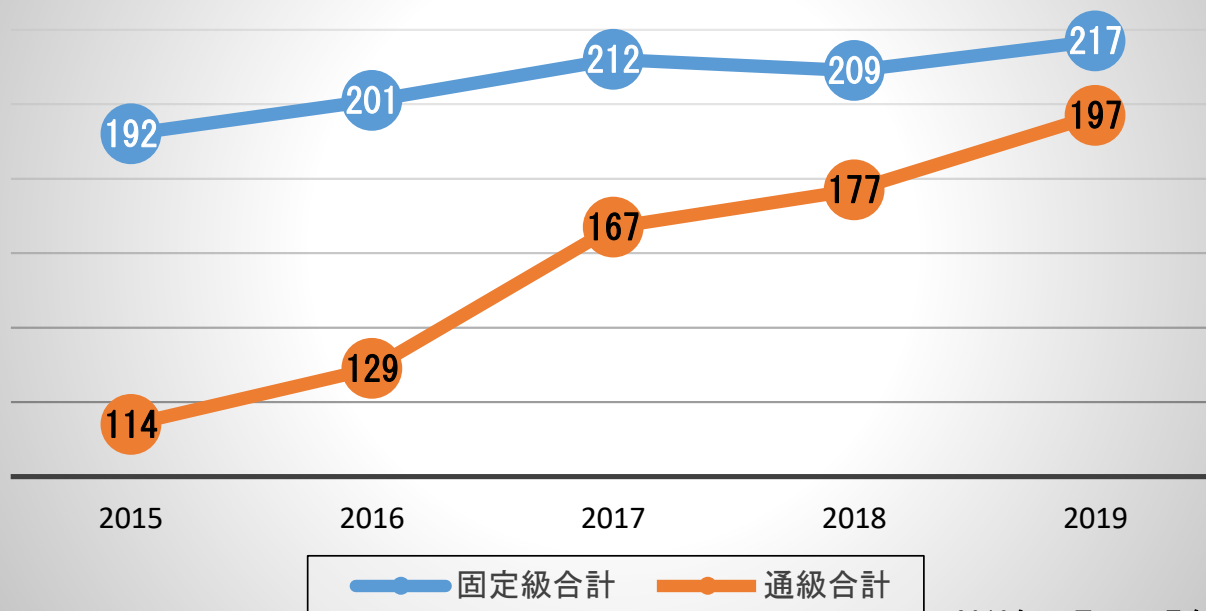


2019年5月1日現在

設置中学校数／生徒数							
年度	固定学級			通級等指導学級			
種別	知的	肢体	合計	難聴	情緒	教室	合計
2015	10校 183人	1校 9人	192人	1校 4人	3校 110人		114人
2016	10校 194人	1校 7人	201人	1校 3人	4校 126人		129人
2017	10校 209人	1校 3人	212人	1校 2人	4校 165人		167人
2018	10校 207人	1校 2人	209人	1校 5人	4校 172人		177人
2019	10校 214人	1校 3人	217人	1校 5人	3校 153人	1校 39人	197人

※ 2019年度から情緒障がい等通級指導学級は特別支援教室に順次移行となります。特別支援教室は、拠点校数を設置校数として記載しています。

### 中学校過去5年間特別支援学級 在籍者数推移



2019年5月1日現在



### 学校支援

- ・ 教員の指導力向上
- ・ 特別支援学級、特別支援教室の設置
- ・ 就学相談、進学相談



### 家庭支援

- ・ 教育相談
- ・ 特別支援教育に対する理解啓発



### 関係機関との連携

- ・ 子ども発達支援課との連携
- ・ 障がい福祉課との連携
- ・ 都立町田の丘学園との連携
- ・ 医療機関との連携



## 1 計画の基本目標

これまでの計画や取組状況等を踏まえ、次の3つを基本目標とします。

### 基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

「障がいがあっても地域の学校へ通いたい、通わせたい」という声に応え、これまで特別支援学級の設置を進めてきました。東京都の計画を受け小学校の情緒障がい等通級指導学級が特別支援教室（町田市ではサポートルームと呼んでいます）に移行し、2018年度より市内の全小学校で特別支援教室の指導を行っています。今後は中学校の特別支援教室の整備、特別支援学級の整備を進めていきます。また、学校の現状を踏まえ、ニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を進めていきます。

#### 【重点目標】

- (1) 小中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割
- (2) 特別支援学級の設置
- (3) 特別支援教育支援員の適正な配置

### 基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

児童・生徒を最も身近で支えるのは学校の教員です。直接指導に携わる特別支援学級や特別支援教室等の教員の指導力の向上だけでなく、管理職や通常の学級の教員、児童・生徒の指導に関わる全ての教員が特別支援教育をより深く理解できるよう研修や会議等を充実させます。

#### 【重点目標】

- (1) 教員対象研修の充実
- (2) 関係者会議の充実
- (3) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用

### 基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

子どもたちは、地域で生まれ地域で育ち、社会参加することで自立していきます。そんな子どもたちを保護者とともに支えるのは、学校や保育園・幼稚園、病院、子ども家庭支援センターなどの関係機関です。学校や関係機関、市の関係所管課等と連携して、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制を構築し、子どもたちを支えていきます。

#### 【重点目標】

- (1) 教育センターの支援
- (2) 子ども発達支援課との連携
- (3) 障がい福祉課との連携
- (4) 都立町田の丘学園との連携
- (5) 医療関係者との連携

## 2 基本目標を達成するための具体的な取組

### 基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

#### (1) 小・中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割

通常の学級に在籍している情緒障がい等の生徒に対する指導内容の充実を図るため、巡回型の通級指導学級であるサポートルームを全校に設置します。

小学校では2016年度から設置し始め、2018年度に全校で完了しました。

中学校では2019年度から順次導入を開始し、2021年度に全校に設置します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	中学校 4校設置 (現状値)	中学校 7校設置 [累計11校]	中学校 9校設置 [累計20校]	小中学校 拠点校分割 検討	小中学校 拠点校分割 検討

(町田市教育プラン2019-2023 重点事業Ⅱ-2-2より)

#### (2) 特別支援学級の整備

地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級固定学級（自閉症・情緒障がい学級又は知的障がい学級）を整備します。

これまで、小学校延べ25校、中学校延べ11校に特別支援学級固定学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由）を設置しました。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	特別支援学級 整備計画策定 (小・中学校 延べ36校)	鶴川第四小学校 校に自閉症・情 緒障がい学級設 置 (小・中学校 延べ37校)	1校に設置 (小・中学校 延べ38校)	1校に設置 (小・中学校 延べ39校)	検討

(町田市教育プラン2019-2023 重点事業Ⅱ-2-3より)

#### (3) 特別支援教育支援員の適正な配置

特別支援教育支援員とは、学級担任及び教科担当教員の補助者として、特別な支援が必要な児童・生徒への介助、安全への配慮を行い、学校生活を支援します。2018年度から全校に配置しています。

今後も、全校に最低でも1名を配置し、さらに各学校からの要望を基に、必要に応じて追加での配置を行っていきます。

また、毎年配置基準の見直しをし、安定的な人材確保にも努め、各学校の状況に応じて適正な配置を行っていきます。

(1) 教員対象研修の充実

近年、特別支援教育へのニーズはより一層高まり、特別な支援を要する児童・生徒も確実に増えている現状があります。各学級や各教科等で指導する先生方においては、的確な児童・生徒理解のもと、誰もが意欲的に参加し、課題を克服していける授業を展開していくことが必要です。

現在、町田市はどの学校においても、全教員の中で若手教員が占める割合が多くなっています。特に、特別支援学級等においては、教員の入れ替わりが激しい中で、指導経験の浅い教員へのOJTに苦勞している現状があります。町田市の特別な支援を必要とする児童・生徒に対する一人一人の指導力向上を図るため、特別支援教育教員研修会を充実しています。教員の経験年数に応じた研修コースを3つ用意し、それぞれの課題に応じた研修会を実施していきます。

①特別支援教育教員研修会<経験年数別研修>

<ベーシック>

特別支援学級等教員や特別支援コーディネーターとしての指導又は担当経験が1～2年目の者。特別支援教育や発達障がいについて、またアセスメントや指導、連携方法について、基礎的なことを学びます。

<アドバンス>

特別支援学級等教員や特別支援コーディネーターとして、指導又は動き方の基本がおおよそ身に付いている者。知識や経験に基づく実践力を高めていきます。

<マスター>

これまでの知識や経験の蓄積に基づき、自ら提案したり現状の課題を改善したりすることができる者や、自分なりの方法で力量をつけるための研鑽に励んでいる者。特別支援学級やサポートルームの学級運営を意識して、特別支援教育のより深い理解を目指していきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	全5回中 コース別研修 を3回実施	全5回中 コース別研修 を3回実施	全5回中 コース別研修 を4回実施	全5回中 コース別研修 を4回実施	全5回中 コース別研修 を4回実施

②特別支援教育コーディネーター研修会

特別支援教育コーディネーターの役割について理解を深めるとともに、校内委員会の推進、校内での特別支援教育の理解促進に寄与できるよう、特別支援教育コーディネーターの資質向上に努めていけるように研修内容の充実を図っていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	年間5回実施	年間5回実施 研修内容の 評価・充実	年間5回実施 研修内容の 評価・充実	年間5回実施 研修内容の 評価・充実	年間5回実施 研修内容の 評価・充実 回数検討

### ③特別支援教室専門員研修

サポートルームの円滑な運営に向けて専門員の研修会を充実させていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	年間2回実施	年間2回実施	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施

※①～③の研修回数については、毎年見直しをするため、工程表の回数と異なることがあります。

### (2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施

町田市内で特別支援教育のモデルとなる授業を展開できる教員を発掘及び育成し、特別支援教育における授業リーダーとします。授業公開や研修会での実践発表を通じ、他の授業改善につなげていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	小学校教諭 9名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定

### (3) 特別支援教育推進モデル校の指定

自校の特別支援教育における課題を明確にし、研究開発を通じて課題解決を図ることと特別支援教育の質的向上を目指し、町田市特別支援教育推進モデル校を指定します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	1校を指定	1校を指定	1校を指定	評価・見直し	評価・見直し

### (4) 特別支援教育アドバイザー訪問

サポートルーム及び通常学級での効果的な経営、授業力向上のために、特別支援教育アドバイザーが学校へ訪問し、指導・助言を行っていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	拠点校 12校 1回ずつ	拠点校 20校 1回ずつ	拠点校 23校 1回ずつ	拠点校 23校 1回ずつ 評価・見直し	拠点校 23校 2回ずつ

## (5) 要請訪問

学校からの要請を受けて、指導主事、特別支援教育アドバイザー、特別支援教育専任相談員等が学校へ訪問し、特別支援教育の視点から指導・助言を行っていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	随時 2018年度 77件 2019年度 12月末日現在 70件	随時 訪問体制の 評価	随時 訪問体制の 見直し	随時 訪問体制の 評価	随時 訪問体制の 見直し

## (6) 関係者会議の充実

### ①特別支援学級設置校長会

特別支援学級、特別支援教室設置校長会に参加し、町田市の特別支援教育のに関する情報を伝えるとともに、学校の課題を把握し、センター事業との連携を図っていきます。

### ②中・高特別支援教育コーディネーター連絡協議会

市内都立高等学校、都立町田の丘学園との共催事業として、高等学校へ進学した生徒の情報交換を行い、切れ目のない持続的な支援につなげていきます。

### ③町田市子育てネットワーク連絡会

要保護児童等に対する関係者間の情報の交換と協議を行う機関として2006年4月に「子育て支援ネットワーク連絡会」を「要保護児童対策地域協議会」と規定しました。

この協議会は地域の子育て支援のネットワークを構築し、より強固なものとするため情報や認識の共有化を図り、支援や施策の方向性を検討して各機関が一体となった対応をすすめていくことを目的としています。子どもとその家族の支援を関係機関とのネットワークにより総合的に推進するために、普段から共通した認識のもとで虐待の問題にも対応できるようにしています。今後も継続的に参加していきます。

### ④町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・都立特別支援学校・学童連絡協議会

町田市にある就学前の子どもたちと関わる幼稚園・保育園・子ども発達センターと、就学先の小学校・都立特別支援学校小学部が、障がいのある子どもたちの保育・療育・教育についての情報交換等を行うことにより、連携体制を構築していきます。

## ⑤交流教育連絡会

都立町田の丘学園の児童・生徒が市内の小学校、中学校の子どもたちと共に活動する機会を設定することで、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成、障害に対する理解を深めることを目的として、都立町田の丘学園と町田市内の特別支援学級の設置されていない小学校・中学校が2年ごとに輪番で学校間交流学習を実施しています。

### 〈特別支援学校学習指導要領（平成30年3月告示）より〉

#### 第1章第6節の2の（2）

（2）他の特別支援学校や、幼稚園、認定子ども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重しながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童生徒又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

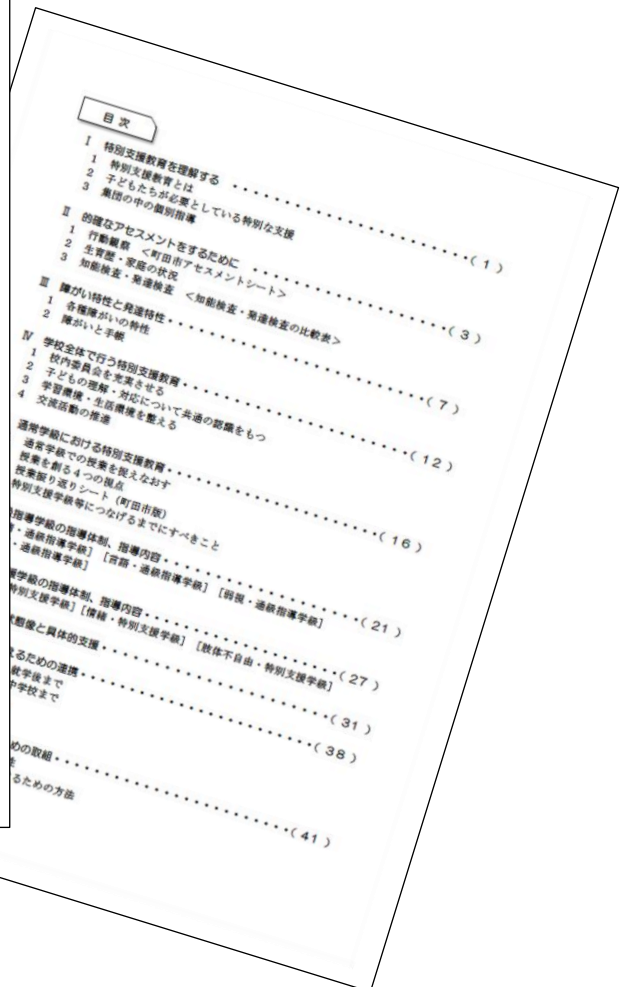


## (7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用

特別支援教育を実際に進めていく教員が、質の高い教育を提供していくためには、豊かな経験と実践的知識が必要です。現在、町田市の特別支援学級や通級指導学級、特別支援教室で指導を担当している教員には、若手が多く、教員の指導力や専門性を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

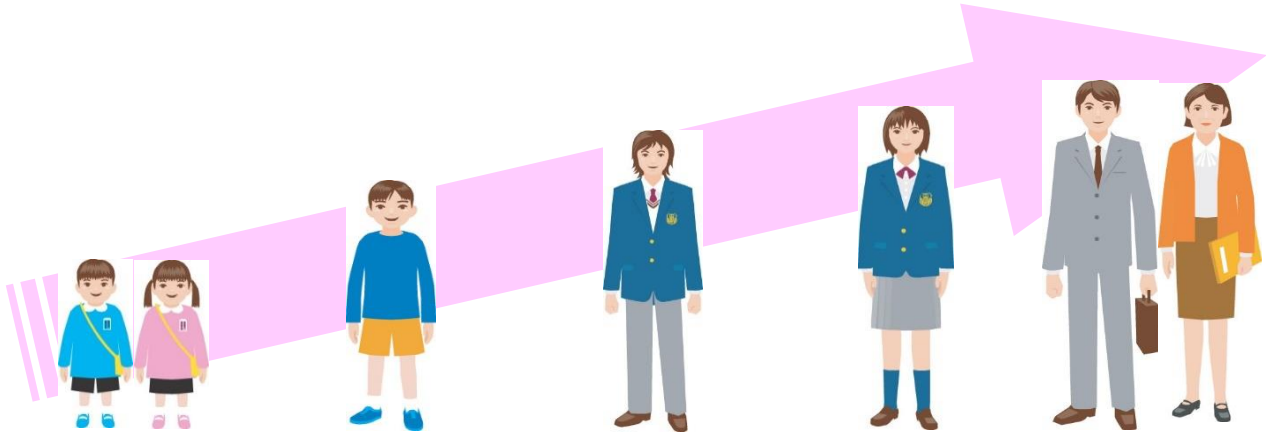
そこで、町田市教育センターでは、教員向けの特別支援教育ハンドブックを作成することとしました。このハンドブックは、学級担任や特別支援学級等の教員にとって、特別支援に関する基礎的・基本的知識となるもの、日々の指導におけるバイブルとなるもの、そして、OJTや研修の際に活用できるものになっています。

工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	策定	活用	活用	活用 改訂内容の 検討	活用、改訂 第2版の策定



**基本目標3** 切れ目のない支援体制の構築

支援のイメージ図



乳幼児 保育園・幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学、社会人
保育要録 幼稚園要録 就学时健康診断	指導要録	指導要録		
学校生活支援シート 個別指導計画				
就学支援シート 就学相談 教育相談	教育相談 入級相談 進学相談	教育相談 入級相談		
就学支援シート				
		進路相談 就労相談	進路相談 就労相談	就労相談
個別の支援計画				



## (1) 教育センターの支援

### ① 特別支援学級・サポートルームへの就学、進学

#### ○ 就学相談

#### ア 小学校入学前

町田市の特別支援教育の制度・内容についてご理解いただき、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの特性に合わせた支援を保護者ととも考えていきます。相談会の資料として、子ども発達センターを利用している子どもについては、保護者の同意を得た上で、子ども発達センターから資料の提供をお願いしています。

#### イ 小学校入学後

##### ・ 校内委員会

障がいなどにより支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため、各学校に設置しています。委員会は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の学級担任、養護教諭、特別支援学級教諭等で構成され、児童・生徒の支援や、特別支援学級（固定級）への転籍の必要性の検討、各通級（サポートルームを含む）への入級の必要性の検討等を行っています。

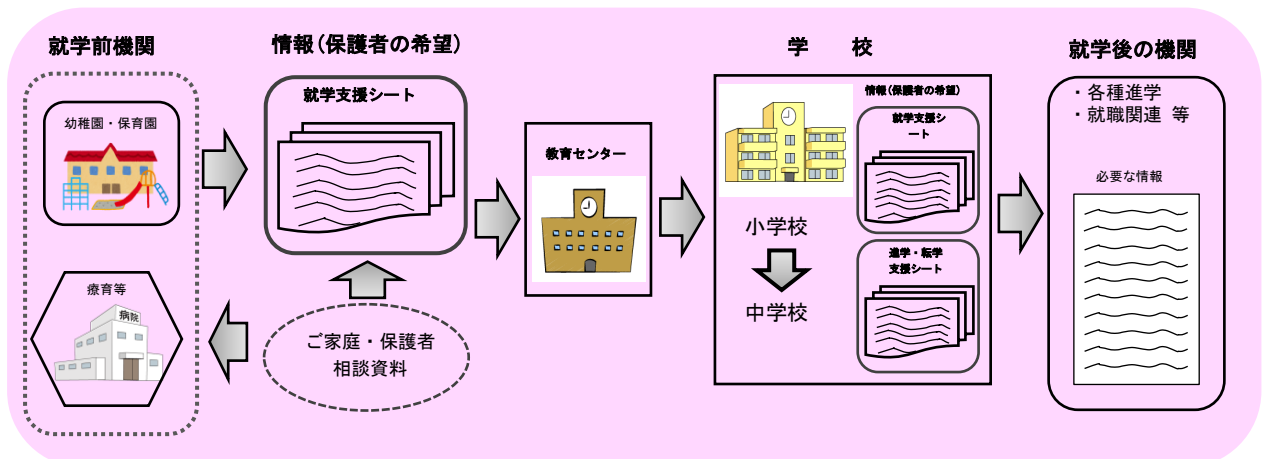
#### 就学相談会、進学相談会、入級相談会の改善・充実

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	運営方法等の見直し	運営方法等の見直し	新しい運営方法での相談会の実施	相談会の充実・評価	運営方法等の見直し

##### ・ 就学支援シート

幼児期から学齢期につなぐために、町田市内及び近隣市の幼稚園・保育園の年長園児の家庭に、園を通じて、「就学支援シート」を教育センターから配布しています。

保護者は、子どもについて知っておいてほしいこと、幼稚園・保育園、医療機関等からの情報をこの「就学支援シート」にとりまとめ、園を通じて教育センターに提出し、教育センターは、各小学校へ送付しています。



## ②教育センターが行う家庭支援

### ○教育相談の充実

町田市教育センターの教育相談では、市内の幼児から18歳までの子どもを対象とし、学校生活や家庭生活等に関する相談に応じています。相談の対象となるのは、子ども本人とその保護者はもちろんのこと、学校や保育園・幼稚園関係者も含まれます。

相談の内容については、不登校、いじめ、発達障がい、集団不適應、友人関係、学習に関すること、生活面に関すること等となっています。

相談の形態は以下の二つがあります。

#### ア 来所による教育相談

教育センターにて予約制で相談を行っています。臨床心理士及び公認心理師等の資格を持つ相談員が、保護者及び子ども本人にカウンセリングやプレイセラピーを行っています。相談は1回につき50分です。主訴となる問題が改善・解決するまで相談を続けられます。

#### イ 電話による教育相談

来所でのご相談が難しい場合、専用番号による電話での相談を行っています。電話による相談では、保護者のみに限らず、子どもご本人や関係者からの相談も受けています。相談員は主に教職経験者が担当していますが、相談の内容によっては臨床心理士及び公認心理師等の資格を持つ相談員が対応することもあります。

### ○発達・知能検査

教育相談においては、子どもの状態を正確にアセスメントするために、WISC-IVをはじめとする各種の心理検査及び発達検査を行っています。

#### 教育相談の充実

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	相談体制の見直し	相談体制の見直し	新しい相談体制での教育相談の実施	教育相談の充実・評価	相談体制の見直し

### ○特別支援教育に関する理解啓発

町田市教育センターでは、毎年教育相談講座を実施しています。今後も教育相談に入る保護者からの相談内容を踏まえ、保護者や市民に向けた特別支援教育に関する講座を実施していきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	教育相談講座の実施（1回）	教育相談講座の実施（1回） 理解啓発方法の見直し	教育相談講座の実施（2回）	教育相談講座の実施（2回）	教育相談講座の実施（2回） 理解啓発方法の見直し

## (2) 子ども発達支援課との連携

子ども発達支援課は、それまでのすみれ教室の職員体制及び管理体制を見直し、強化するために、2018年4月の組織改正により設置されました。

主に子ども発達支援計画の推進を担う推進係、発達の不安に関する相談を受ける相談係、子どもの発達の状態に合わせた療育サービスを提供する療育係の3係で構成しています。

子ども発達支援課は、児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、町田市子ども発達センターを所管しており、センターでは、児童発達支援や保育所等訪問支援、障害児相談支援などの事業を行っています。

発達に不安がある子どもの保護者は、就学を機に相談機関が変わり継続して相談や助言等を受けることができない状態でしたが、2018年4月より、子どもの発達に関する相談窓口の対象を、従来行ってきた乳幼児に加え、心身の発達において特別な配慮が必要な18歳未満の子どもに拡大しています。関係機関の核となり、相談者を必要に応じて教育センターや地域子育てセンター、保健所などの各機関のサービスにつなぐことで切れ目のない支援を行っています。

また、障がい児等が利用できる障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成、障害福祉サービスの申請受付等に係る業務を障がい福祉課から一部移管を受け、障がい児福祉サービスのワンストップ化を図っています。

なお、重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもを、保育園等で安全に受け入れる体制を整備するとともに、支援体制の一層の充実に向けた検討を行うために、医療、教育、保育、障がい福祉、子育て支援などの関係機関で構成する協議会を設置し、協力して支援の充実を図っています。

### ○療育記録ノート

町田市では、子どもの発達や相談に対する経過など情報引継の支援体制は、教育センターが就学時に小学校に提出している「就学支援シート」と、各々の機関で行っている申し送りのみとなっているため、保護者が子どもの情報について、各機関に同じ説明をくり返すことが多い状況となっています。

そこで、子ども発達支援課では、入園・入学時にこれまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録する（仮）療育記録ノートを作成し、希望する保護者に配布し、療育の記録等の情報を関係機関と共有できるようにする準備・検討を行っています。

就学、進学、就職等の際に、（仮）療育記録ノートを提示することにより、その後の指導に対して効果的に活用することができ、保護者は同じことを何度も説明しなくても済むようになります。

（仮）療育記録ノートは、2019年度の配布を予定しており、現在、他自治体の事例を収集し、内容や提供形態の検討を行っています。

### (3) 障がい福祉課との連携

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方・難病を患っている方に関する福祉の窓口です。障がい福祉課の各担当係の業務内容については以下のとおりです。なお、障がいに関する相談につきましては、お住まいの地域の障がい者支援センターにてお受けしています。(→資料編49ページ)

【総務係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内障がい者団体の支援</li> <li>②障がい者施設の開設や運営に関する相談</li> </ul>
【福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①心身障害者医療費助成</li> <li>②難病医療費助成の申請</li> <li>③自立支援医療（更生医療）</li> <li>④障がい手当制度</li> <li>⑤身体障害者手帳、愛の手帳の申請</li> <li>⑥東京都心身障害者扶養共済制度</li> <li>⑦手話通訳者・要約筆記者の派遣（※）</li> </ul> <p>※手話通訳技術を持つ嘱託職員1名が月、火、木、金曜日の開庁時間に在籍しています。水曜日は9：00～17：00に手話通訳者が在籍しています。</p>
【支援係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害福祉サービス（障害児通所支援含む）の給付（受給者証の交付・請求審査・高額償還）</li> <li>②障害支援区分認定審査会事務局</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳の申請</li> <li>④自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請</li> <li>⑤精神障がい者デイケア利用の相談</li> <li>⑥補装具、日常生活用具、住宅設備改善等の給付</li> <li>⑦緊急一時保護事業</li> <li>⑧移動支援事業</li> <li>⑨基幹相談支援センター業務</li> </ul>

#### (4) 都立町田の丘学園との連携

東京都特別支援教育推進計画において、特別支援学校と地域の小学校・中学校等との日常的な学校間連携による教育的支援と、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、障がいのある幼児・児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援を目的として、地域性と専門性を兼ね備えたシステムである「エリア・ネットワーク」の整備を図っています。

具体的には、「エリア・ネットワーク」を有効に機能させるための拠点となる学校として、町田市では都立町田の丘学園がセンター校に指定されており、都立町田の丘学園と町田市は連携強化に努めてきました。都立町田の丘学園がセンター的機能を発揮し、町田市立小学校・中学校や町田市教育委員会に対して、研修会の講師派遣や協議会への参加、副籍等による交流及び共同学習等、様々な支援を行っています。

都立町田の丘学園は、町田市教育委員会と緊密な連携を図りながら、下記のようなセンター的機能があります。

- ア 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校からの要請に基づく巡回相談
- イ 地域の教育委員会、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校への研修会講師派遣
- ウ 地域の教育委員会が実施する就学相談・転学相談、教育相談への支援
- エ 後期中等教育（進路指導）に関する相談支援
- オ 乳幼児やその保護者を対象とした早期相談の実施
- カ 副籍等による交流及び共同学習の実施
- キ 学校公開や公開講座等の実施による地域の理解促進、啓発
- ク 特別支援教育に関する情報提供
- ケ 地域の教育、福祉等の行政機関が実施する施策

#### ～副籍制度による交流状況～

町田市における副籍交流の人数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
副籍交流実施者数	152名	167名	174名	175名	182名
直接交流実施者数	52名	64名	67名	66名	75名

本市の副籍交流の実施者数は年々増加しています。2018年度（平成30年度）から交流の様子を報告し合う「交流及び共同学習の実践報告会」を開催し、町田市特別支援教育コーディネーターと都立町田の丘学園の保護者の方々に参加して頂きました。

### ①副籍交流とは……………

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小学校、中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことで、2015年度（平成27年度）入学生から、原則として都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍している全ての児童・生徒が副籍をもっています。

### ②副籍制度の目指すもの

#### ア 共生社会の実現

共生地域とは、「障がいのある人と障がいのない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす社会」のことで、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念です。

副籍制度が、障がいのある子どもと障がいのない子どもをつなぎ、真に支え合って生きる共生社会の形成に向けて、本市でも東京都立町田の丘学園と連携しながら取り組んでいます。

#### イ 共生社会の担い手の育成

共生社会を実現するためには、その担い手となる人材の育成が重要です。そして、将来の共生社会を担う人材こそ、地域の小学校や中学校、都立特別支援学校で学ぶ子どもたちです。副籍制度に基づく交流活動は、子ども一人一人の「心」を育てる教育の場であり、それは単に障がいのある人への理解にとどまらず、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にすると人格の形成にもつながります。

本市では、副籍制度を通じて将来の共生社会の担い手となる人材を育て、地域の未来を子どもたちに託します。

### ③本市の副籍制度の推進

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子ども」です。その点で共生社会の実現やその担い手の育成に向けては、今後、教育委員会が果たす役割が一層重要となってきます。こうしたことから、これからの副籍制度は就学（転学）相談の過程で、副籍制度に関する保護者の意向を十分に聞き取り、責任をもって地域指定校を決定することや学校間で交流活動の内容や方法に「差」が生じないように、市内の小・中学校への理解推進及び交流活動の充実を図っていくことがより一層求められていきます。



## (5) 医療関係者との連携

特別支援教育を受ける児童・生徒の中には、発達面・情緒面の課題から行動上の問題が大きいため、医療機関での受診及び服薬治療を進めることが必要なお子さんもいます。

ここで気をつけなければならないのは、医療機関だけで児童・生徒の抱えている課題や問題が解決するというわけではない、ということです。医療機関で行われる服薬治療やカウンセリングなどと併せて、学校と家庭において療育的な支援を進めていく必要があります。

例えば医療関係者は、服薬治療をしている場合には使用している薬の効果と副作用、処方上の注意をしっかりと教師と保護者に説明する必要があります。また、教員は学校での本人の行動上の課題をきちんと把握するとともに、服薬による副作用などの事態への準備をするとともに行動改善に必要な支援を行います。そして家庭では、お子さんの状態に一喜一憂せず、家庭の行動についてもきちんと把握しながら医師や教員と相談を重ねていく必要があります。このようにして三者が情報を丁寧に共有し、お子さんの状態の変化を見極めながら関わりを考えていくといった連携が理想的と言えるでしょう。

その際に留意すべきこととして、医療関係者と学校とが児童・生徒のことにに関して情報交換をする場合には、必ず事前に保護者の了解をとること、できれば保護者から医療関係者に一報を入れてもらうこと、が大切です。また、情報を共有するにあたっては、医療関係者には守秘義務があり当該のお子さんに関するすべての医療情報を出せるわけではない、ということにも注意が必要です。これらを事前に理解した上で、医療関係者と有効な連携を行い、良好な関係を構築していくことも学校には求められています。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	連携内容・ 方法の検討	連携内容・ 方法の検討	実施	実施	実施 見直し

## IV その他

### 1 医療的ケアを必要とする子への対応

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが増えています。一方、医療的ケア児の日常生活を支える保護者の負担は非常に大きく、地域の行事や活動などへの参加経験が少なく、社会参加が少ない傾向があります。

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその家族が、地域の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させると共に、このような子どもが関わっている機関の連携を強化することが求められています。

児童福祉法改正により、市町村に対し、医療的ケア児等の支援を行うための関係機関の協議の場を設けることが求められたことも踏まえ、町田市では、医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会を設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の関係機関が連携して医療的ケア児等に適切な支援を提供するための体制構築に向けた意見交換等を行っています。

2018年度には、保育所等で受け入れが難しかった医療的ケア児について、より安全に受け入れる体制の構築に向けた協議を行い、町田市は協議会からの意見を参考に、適切な保育環境を整えて受け入れを行うことを目的とした「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しました。

医療的ケアを必要とする子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、医療的ケア児の状態やその家族の状況やニーズを適切に把握し、関係機関と協力して支援の充実を図っていきます。

### 2 中学卒業後の進路について

#### (1) 特別支援学級（固定学級）卒業生徒の進学先

都立特別支援学校高等部（普通科・就業技術科）に多くの生徒が進学しています。その他にも都立高等学校では定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに、私立高等学校では通信制や高等専修学校に進学しています。

#### (2) 特別支援学級（通級）卒業生徒の進学先

都立高等学校では全日制普通科をはじめ、定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに進学しています。

私立高等学校では全日制普通科をはじめ、通信制や高等専門学校、高等専修学校に進学しています。



### 3 様々な相談機関

#### (1) 教育相談（教育センター内）

市内の幼児から18歳までの子どもの様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

住 所 町田市木曽東3-1-3  
電話番号 042-792-6546（来所相談専用）  
042-792-6548（電話相談専用）

#### (2) 就学相談（教育センター内）

市内の公立小・中学生及び公立小学校に入学予定の未就学児の中で特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、通級指導学級（サポートルーム含む）や特別支援学級、特別支援学校への就学・転学及び入級の手続きや相談を行います。

住 所 町田市木曽東3-1-3  
電話番号 042-793-3057

#### (3) 町田市子ども家庭支援センター

0歳から18歳未満のお子さんとは家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談を受けます。

住 所 町田市森野2-2-22  
電話番号 042-722-3111（代表）

#### (4) 東京都八王子児童相談所

児童に関する養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談など様々な相談に対応しています。また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

住 所 八王子市台町3-17-30  
電話番号 042-624-1141

#### (5) 町田市子ども発達センター

0歳から18歳未満の障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行います。

住 所 町田市中町2-13-14  
電話番号 042-726-6570

## 1 町田市特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

### 第1 設置

町田市特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項を検討するため、町田市特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 町田市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項

### 第3 組織

1 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- (1) 町田市公立小学校校長会の代表 1人
- (2) 町田市公立中学校校長会の代表 1人
- (3) 東京都立町田の丘学園の校長又は副校長 1人
- (4) 小児精神科医等の医師 1人
- (5) 学識経験を有する者 1人
- (6) 町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- (7) 町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- (8) 市民の代表
- (9) 市内の幼稚園園長の代表 1人
- (10) 市内の保育園園長の代表 1人
- (11) 町田市保健所の職員 1人
- (12) 地域福祉部障がい福祉課の職員 1人
- (13) 子ども生活部子ども総務課の職員 1人
- (14) 子ども生活部子ども発達支援課の職員 1人
- (15) 学校教育部指導室長
- (16) 学校教育部指導課統括指導主事
- (17) 学校教育部教育センター所長
- (18) 学校教育部教育センター統括指導主事
- (19) 学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー
- (20) 学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員

### 第4 委員の任期

1 委員の任期は、委嘱し、又は指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、4年間年度ごとに振り返りを行い、評価をしていただくために任期を継続するものとする。また何かしらの事情で委員が交代する時は、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

## 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で組織する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループは、委員会から指示された事項について検討する。
- 3 作業グループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 第8 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育センターにおいて処理する。

## 第9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

## 2 町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿

	選 出 区 分	氏 名
1	町田市公立小学校校長会の代表	関 雅人
2	町田市公立中学校校長会の代表	柳田 拓史
3	東京都立町田の丘学園校長	茂木 裕之
4	小児精神科医等の医師	西本 佳世子
5	学識経験を有する者	五十嵐 一徳
6	町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表	舟崎 美香
7	町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表	米山 美佳
8	市民の代表	高橋 圭子
9	市内の幼稚園園長の代表	早坂 悦子
10	市内の保育園園長の代表	吉浦 和幸
11	町田市保健所保健予防課長	上田 直子
12	地域福祉部障がい福祉課長	中島 佳子
13	子ども生活部子ども総務課長	鈴木 亘
14	子ども生活部子ども発達支援課長	山之内 敦郎
15	学校教育部指導室長兼指導課長	金木 圭一
16	学校教育部指導課統括指導主事	宇野 賢悟
17	学校教育部教育センター所長	林 啓
18	学校教育部教育センター統括指導主事	辻 和夫
19	学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー	丸 節子
20	学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員	前川 圭一郎

### 3 町田市特別支援教育推進計画策定の経過

日付	主な内容
2019年 3月14日(木)	第1回合同作業部会(プログラム部会、ハンドブック部会) ・策定の経緯について ・検討事項の確認 ・役割分担
4月16日(火)	第2回作業部会(プログラム部会) ・作成内容確認 ・役割分担
5月20日(月)	第1回検討委員会 ・委員の委嘱 ・推進計画策定の経緯について ・ハンドブック作成の経緯について ・協議 ・今後のスケジュールについて
5月30日(木)	第3回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
7月 4日(木)	第4回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
8月 5日(月)	第2回検討委員会 ・協議
9月25日(水)	第5回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
10月18日(金)	第6回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
11月18日(月)	第3回検討委員会

# 記入例

一人一人を大切に

# 楽しい学校生活のために

## 就学支援シート



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性が  
あります。小学校への入学を迎え、幼稚園・保育園・療育  
機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや、小学校  
に引き継ぎたいことがあれば教えてください。

お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮できるよう  
に、学校と家庭がしっかりと手を結び、お子さんに必要  
と思われる支援や配慮について考えていきましょう。



お子さんのお名前		就学予定 小学校名	町田市立 小学校
保護者の方のお名前		入学年度	年度入学
保育園・幼稚園から		記入者	
療育機関等から		記入者	

町田市教育センター

No.1

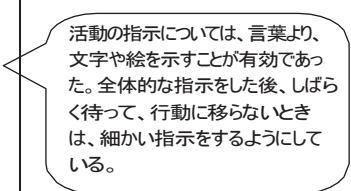
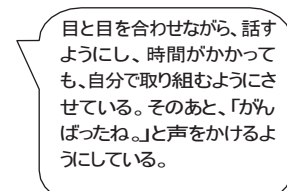
	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から	
好きなこと・得意なこと	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動
嫌いなこと・苦手なこと	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動

大人に対しては、警戒心  
や緊張感を持たず、素直  
な気持ちを表現してい  
る。

数字も書ける。「足し算が  
できた」とうれしそうに話  
していた。

人に合わせるのが苦手  
で、自分の意に添わないと  
パニックを起こすことがあ  
る。回数は、以前と比べ、少  
なくなっている。

町田市教育センター

	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から
<b>性格・行動に関すること</b> ○性格の特徴 ○行動の特徴 例：多動性、衝動性、自傷 他害行為、パニック、爪かみ、指しゃぶり、チック、吃音、場面緘黙など ○興味や関心のある事柄や範囲とその程度等			
<b>指導上の工夫や必要な配慮</b> (大切にしてきた内容や方法) (就学後の支援にむけて)	 <p>活動の指示については、言葉より、文字や絵を示すことが有効であった。全体的な指示をした後、しばらく待って、行動に移らないときは、細かい指示をするようにしている。</p>		 <p>目と目を合わせながら、話すようにし、時間がかかっても、自分で取り組むようにさせている。そのあと、「かみばったね。」と声をかけるようにしている。</p>
<b>そ の 他</b>			
※当スペースでは記入できない場合には、別紙にて添付してください。			
関係者機関から (医療機関等)			

町田市教育センター

## ○就学支援シートの活用について

町田市では、教育的支援や個別の配慮が必要な子どもが、初めての小学校生活を不安なく安心してスタートできるように、保護者や幼稚園・保育園に就学支援シートの作成をお願いします。

この就学支援シートは、家庭や幼稚園・保育園・子ども園・療育機関等での生活の様子や大切にしてきたことを、入学する小学校に直接伝えていくための貴重な資料となっています。子どもの特性や苦手なこと、気持ちの不安定な場合の対応についてなど、就学支援シートをもとに情報の引継ぎを円滑に行っています。入学前にちょっとした配慮等がされることで、子どもの小学校生活は過ごしやすくなります。

就学支援シートをもとに町田市では年に2回、町田市にある幼稚園・保育園・子ども発達センターと、就学先の小学校・特別支援学校小学部・学童保育が、教育的支援や個別の配慮が必要な子どもについての情報交換等を行い、連携体制を構築しています。

## ○進学・転学支援シートの様式

### 進学・転学支援シートについて

町田市教育センター

#### 1 目的

「進学・転学支援シート」は、小学校から中学校へ進学する際、または、現在通学している学校から転学する際に、通学している学校における子どもの様子や指導の工夫を引き継ぎ、学校生活に困難さや苦手さがある子供の進学・転学後の学校生活を適切なものにしていくために作成するものです。

#### 2 対象となる児童・生徒

小学校においては、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」や「個別指導計画」をもとに、必要な支援を行っていた児童及び特別な教育的支援が必要な児童で、中学校でも引き続き支援が必要であると考えられる児童について、保護者の同意のもとに作成します。同様に、現在、通学している小・中学校から転学する児童・生徒についても保護者の同意のもとに作成します。

#### 3 進学・転学支援シートの主な内容

- ・学習の様子と配慮
- ・指導内容・方法の工夫や配慮などに関すること（指導で大切にしてきたこと）
- ・進学・転学後も引き続き教育支援が必要と思われる内容や配慮事項など

#### 4 進学・転学支援シートを受け取った学校での対応

進学・転学支援シートに記入された今までの支援方法を参考にしながら、保護者と相談して、継続的に支援を行っていきます。

#### 5 進学・転学支援シートの作成の流れ（進学の場合）

**\* 転学の場合は、適宜、作成する。**

①教育センターが進学・転学支援シートの活用について、校長会や副校長会、特別支援教育教員研修会等で説明し、学校側が準備を始める。 【10月】



②学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画をもとに必要な支援を行ってきた小学校6年生の特別支援学級の担任や通常学級の担任は進学・転学支援シートについて該当する保護者へ伝え、希望する保護者については、進学・転学支援シートを作成する。 【11～2月】



③進学・転学支援シートを作成した学校は、町田市教育センター（特別支援教育担当）へ提出する。その他の資料等は、シートの中に挟みこむ。 【3月5日（水）必着】



④町田市教育センター（特別支援教育担当）は、進学・転学支援シートを各中学校へ送付する。 【3月中旬】



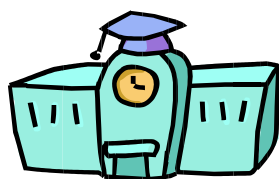
⑤進学・転学先の学校は、今までの支援方法を参考にしながら、保護者と相談して継続的に支援を行っていく。



2020年度向け

# 新しい学校での 生活のために

## 進学・転学支援シート



子供には、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。一人一人の背の高さや好きな食べ物などが異なるように、興味のもち方や物事へのこだわり方、友達とのかかわり方なども様々です。

現在、在籍校で、一人一人の子供が、どのようなことにやりにくさを感じているのか、どのようなことでつまづいているのかを保護者と一緒に考え、支援の方法を工夫していきたいと考えています。

子供が今まで培ってきた力を十分発揮できるよう、今まで蓄積された情報を進学する学校でも引き継ぎ、発展させていくことが大切です。

進学・転学先学校名	
在籍学校名	
児童・生徒氏名	

町田市教育センター

各項目に書ききれないときは、別紙に記入し、貼り付けるなどしてください。

記入例

児童・生徒氏名( )

### I 健康・生活の様子と配慮事項

身体・健康	* 視覚、聴覚、発音、筋力、食事などの様子と配慮事項。 食べ物は、好き嫌いはないが、食べやすく工夫する必要がある。
環境	* 音や集団などの環境に対する配慮事項。 大きな音や集団がざわざわしていると落ち着かなくなる。高音が苦手である。
日常生活	* 医療機器や用具の使用、排泄など配慮事項。 指導者の口元や友達の動きが見える席にし、周囲を見ながら作業できるようにしている。両耳とも補聴器を装着している。また、補装具を装着している。

### II 学習の様子と配慮事項

人との かかわり	人との かかわり	誰とでもかかわれる、特定の相手とならかわれるなどの様子と配慮事項 担任とのコミュニケーションは良好だが、知らない人と話すのは苦手である。
	集団への 参加	集団での指示・理解や集団参加への支援の程度、配慮事項 特別な介助は必要としないが、注意がそれやすく全体への指示は通りにくい。作業等の見通しを持つことが困難なため、手順を箇条書きにして示した。
	意思疎通 の方法	言語・指示の理解、要求の伝達方法、配慮事項 口頭の指示では理解が難しい。個別の指示が必要である
学 習 (ことば・数など)	国語	好きなことから、苦手な項目、読む・書く・聞く・話すこと、有効な支援方法など 読書は好きだが、音読より黙読した方が理解できた。拗音や○年生程度の漢字を書くことにつまずきがある。作文は、添削後にワープロで清書した。
	算数 数学	好きなことから、苦手な項目、特に重視した課題、有効な支援方法など 計算は学年相当にできるが、文章題は苦手である。
運 動 (粗大・微細運動)		走るときにやや左に重心がかかる。はさみの使用は、時間を多めにとれば、一人でできる。
指導内容・方法	* 教材や教具、環境や働きかけの工夫、支援のコツ、パニックが起こったときの対応方法、効果的な指導など 視覚的教材の活用、解答用紙の拡大コピー、課題や宿題の量を軽減した。パニックの予兆をつかみ、心を静めるためのサインや部屋を決めた。係分担やクラブ活動など、本人の長所や興味を生かし認められた活動など。	

### III 性格・行動に関する配慮事項

	誰にでもよくあいさつをする。自分が悪いことを指摘されるとパニックになり、机の下にもぐってしまう。少し待ってから声をかけると戻ってきた。
--	---

記載者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

校 長 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

作成年月日 2020年 月 日

### ●進学後の生活に関する家庭の意向、要望、期待など \*保護者記入欄

学校生活	* 身体・健康、日常生活における配慮事項
その他	通級指導学級や専門機関との連携方法、通級した日の配布物や評価についての対応など。

## 5 就労への道

特別支援教育を進めるにあたって、将来の就労が保護者にとっても重要な関心事になっています。そのことについて下記の法律ができたことが障がいのある子供の保護者にとっても、企業においても大きな意識や環境の変化を起こしています。

### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

(以下「障害者差別解消法」という)

障害者差別解消法は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に定められた障害者権利条約の原則を具体化するために、2013年(平成25年)に制定されました。

#### ①障害者差別解消法の目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

#### ②障害者差別解消法の概要

この法律では、主につぎのことを定めています。

- 1 国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- 2 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- 3 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。また、相談および紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

#### ③障害を理由とする差別とは

この法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」および「合理的配慮の不提供」を差別と規定しています。

#### ④不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことが禁止されます。

#### ⑤合理的配慮の提供

個々の場合において、障害のある方から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある方の権利利益を侵害することがないように、合理的配慮を提供することです。

#### ⑥社会的障壁とは

障害者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものです。

- 1 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)

- 2 制度（利用しにくい制度など）
- 3 慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- 4 観念（障害のある人への偏見など）

## （2）都立特別支援学校等の取組

現在、高等学校での状況は、軽度知的障がいのある生徒を中心に、障がいのある生徒が年々増加しています。高等学校を卒業した生徒は、6割が授産施設に入所・通所し、3割は企業等で働いています。授産施設では、入所・通所者の高齢化と定員不足が起きており、高等学校卒業生の進路確保が難しくなってきたのが現状です。法定雇用率の引き上げや対象企業の拡大も図られており、高校生を雇用する企業は、今後も増加していくとみられていますが、一般就労できれば、より多い収入が得られ、労働意欲が高まると思われます。

障がい者が働きたいという意欲を活かして、安定した生活をおくるためには、軽度知的障がい生徒をはじめ一般就労希望者をできるだけ一般就労に結び付け、中・重度知的障がい生徒の福祉就労先を確保する取り組みが重要となってきます。今後は、軽度の知的障がいの生徒を対象とし、職業教育に特化した新たな学校システム「高等特別支援学校」を整備したり、あるいは職業教育に特化した専門学科「総合産業学科」を設置して、多様な業種への就労に対応可能な専門教科を実施したりして、希望する業種や職業適性等を踏まえて自ら進路を選択し、就職に直結する力を高めるためのカリキュラムを編成したりするような方法が必要であるかと思われます。この「高等特別支援学校」が整備されると、中・重度の生徒へのきめ細かな支援が可能となり、リーダー意識も芽生え、就職できる生徒も増える可能性があるとのことです。

また、職業教育に特化した専門学科「総合産業学科」を設置して、多様な業種への就労へ対応可能な専門教科を実施しているのは「東京都立南大沢学園」で、平成22年4月に開校しました。東京都立の高等特別支援学校は、平成18年4月に開校した永福学園から3校目で、すべて同じ理念のもと、就業技術科（サービス系の5コース）を設置し、専門教育に関する教科として、自分の得意分野を探すためにトライアル実習にて①～⑤の全コースを経験して3年で自己決定：ライフスタイルを描くということを行っています。

【流通・サービス】 ①ビルクリーニング ②エコロジーサービス  
③ロジスティクス ④食品加工 ⑤福祉

雇用に直結する教科を設定し、企業での課題に対する指導を徹底、学校で培った基礎基本を発展し、働く意欲・職業マナーの向上を目指しています。

コース選択により、多様な業種の体験が可能となり、長期間の企業内実習が可能、また専門高校の実習室を活用したり、特別支援学校の専門教科の授業を一緒に行ったり、各校の強みを相乗効果的に活用することで、お互いの教育内容の質を向上させることができます。障がいのある生徒とない生徒が日常的に交流や共同学習を実施できるなど新しい方策が進められています。

これらの高等学校での実例で、高等学校までは障がいのある方の就労への取り組みが進んできていることが分かります。就労は、小学生、中学生のうちから教員がどれだけ個々の特性にあった就労について導くことができるのかが重要であり、体験を生かした職業教育、進路指導の充実を図ることの必要性をどこまでできるのかが課題となってきます。

### (3) 先進的に障がい者の雇用を行っている企業等の意見

#### ・企業等における雇用

#### 株式会社キューピーあい 代表取締役社長 中林 良則

創立当時6名だった障害者社員も現在では、66名に増えました。業務内容も、管内物流、清掃業務、売店食堂、リラクゼーション、デザイン印刷、発送業務、DM封入、工場ユニフォームレンタル業務、農作物と業務も多岐にわたります。

私たちは障がい者の皆さんを決して労働力とは考えず、個人の能力を日々の仕事によって伸ばしてあげることが自立につながり、自立を支援することが私たちの使命であると考えています。ご家庭での5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）がしっかりと習慣化されていれば、私たちが働くアセスメント・環境整備・提供の仕方を準備することで、徐々に仕事に向かう態度ができ始め、能力も向上します。長い時間を経て、積極性、責任感、協力、協調性が育まれて行くわけです。日々反復することで能力は向上し、段取りしながら一人で最後まで仕事ができるようになります。キューピーアイは共生社会を目指し、障害者雇用に日々取り組んでいます。

#### 社会福祉法人 ボア・すみれ福祉会 ニーズセンター花の家施設長 畠山 史郎

2013年3月に特別支援学校を卒業された後、花の家に事務員として一般就労された方を紹介します。その方は身障手帳1級をお持ちの方で、移動は電動車いすを利用します。知的障がいはありません。人柄は良くコミュニケーションや人間関係は良好です。卒後の進路を考える際、保護者は福祉施設の利用を要望しましたが、学校は本人の力と可能性を信じて一般就労を推していました。最終的には本人の気持ちを大切にすることで合意し、就労を目指すことになりました。通勤は自主通勤が前提でしたが、この方の場合は公共交通機関を使った自主通勤はできませんでした。今なら合理的配慮と言えそうですが、色々な意見はあったものの利用者が乗る送迎バスを利用することで決着しました。仕事内容は様々なデータのPC入力を中心に、電話対応、ポスター作成等を行っています。給料を貯めて、家族を旅行に連れていくなど、今の生活を楽しんでいるようです。

## 町田市役所 総務部職員課担当課長 牧 伸子

町田市役所では、毎年継続して身体障がい者を常勤職員として採用しており、最近10年では年に2名程度の採用を行っています。地方公務員であるため、決まった勤務時間に対応できる方という制約はありますが、障がい者であってもそれぞれの適性を活かし、健常者の職員と同じように働くことができ、実際に福祉、税務、産業などさまざまな分野で活躍しています。基準に基づく定期的な異動もあり、複数の業務を経験できることも魅力のひとつです。採用に当たっては、それぞれの適性を活かせるよう、障がいの状況について一人ひとり確認しています。また、採用後も産業医面談によるフォローを行っているほか、障がいのある職員にアンケートを行い、可能な限り最大限に職員の意見を取り入れた職場環境の整備を行っています。2019年度現在、常勤職員としての採用は身体障がい者に限られている（※）ため、今後、精神障がい者、知的障がい者にも門戸を広げられるよう、職場環境の整備やサポート体制の充実を図っているところです。

（※）2017年度から2名の知的障がい者を非常勤職員として採用しています。

## みずほビジネス・チャレンジ株式会社企画部職場定着支援チーム 大森 理智

当社は、みずほフィナンシャルグループの特例子会社です。町田市にある本社の外、銀行本部ビル内（大手町・内幸町・呉服橋）に3箇所の事務所と横浜市鶴見に業務センターがあり、様々な障がい（肢体・聴覚・内部・視覚・知的・精神・発達）を持った社員が260名を超え、各種銀行事務、事務補助業務を行っています。

本社の雇用スタイルは、様々な障がいを持つ者が混在するチーム編成とし、障がいを持つリーダーを中心に協力して業務を行っています。その結果、お互いに障がいを受容する動きが生まれ、相互に助け合う環境が育ち、ながくはたらきやすい職場となっています。また、障がいを持つ社員の職場定着支援を専門に行うジョブコーチが社内に36名在籍、業界随一の規模となっています。ジョブコーチは拠点毎に常駐し、社員の業務サポートをはじめ、定期・不定期の面談等、日々相談対応・アドバイスをを行い、安心して働きやすい環境作りに努めています。



(4) 就労への道のり

# 障がいのある方向けの仕事の探し方 道のり

現在

仕事を探したい！  
どんな仕事があるの？

何から始めればいいのか？  
いろいろ不安がある・・・

知識や能力をつけて  
就職したい！

障がい者の就職  
サイト等で自分で探す

求職

相談

相談

## A. 仕事の紹介・相談先

①ハローワーク町田  
(障がい者向け窓口あり)

就職活動



うまくいかない時は・・・

相談

アドバイスを元に活動

## B. 就職・職場問題の相談先

町田市障がい者就労・生活支援センター  
②りんく ③レッツ

④障がい者就労支援センター  
らいむ

学校の先生  
(在学の場合)

⑤障害者就業・生活支援センター  
タラント



能力をつけて挑む

## C. 技能・能力をつける 訓練施設等

⑥東京障害者職業センター

⑦国立職業リハビリテーションセンター

⑧東京障害者職業能力開発校

⑨東京しごと財団障害者就業支援課

就労移行支援事業所

就職活動

# 就業

職場の悩みを相談

相談

うまくいかない時は・・・

就職活動

## A. 仕事の紹介・相談先

### ①ハローワーク町田

町田市森野 2-28-14 1階

電話：042-732-7316 FAX：042-732-8724

【支援の内容】ハローワークは国が設置した、仕事を紹介し就職の支援をする機関です。仕事を探しているときは、まずハローワークにご相談ください。

【特徴】障がい者のために専門の職員・相談員を配置し、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、指導等を行います。

## B. 就職・職場問題の相談先

### ②町田市障がい者就労・生活支援センター りんく

町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 1階

電話：042-728-3161 FAX：042-728-3163

【支援の内容】就労全般に関する相談や面接同行等の就労支援を行います。就職後は、職場定着支援を行い就職先の定着を図ります。相談は予約制です。

【特徴】身体障がい者、知的障がい者を対象としています。

### ③町田市障がい者就労・生活支援センター レッツ

町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 1階

電話：042-728-3162 FAX：042-728-3164

【支援の内容】就労全般に関する相談や面接同行等の就労支援を行います。就職後は、職場定着支援を行い就職先の定着を図ります。相談は予約制です。

【特徴】精神障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者を対象としています。

### ④障がい者就労支援センター らいむ

町田市中町 1-9-20-101

電話：042-721-2460 FAX：042-721-2460

【支援の内容】就労を希望される方の準備支援や、就労後に職場定着支援を希望される方にジョブコーチ支援をします。支援には会員登録が必要となります。

【特徴】障がいの種別を問わず、法人内施設だけでなく、ハローワークや障害者職業センターとも連携を取り、就労に関する包括的な支援を行います。

### ⑤障害者就業・生活支援センター タラント

八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4階

電話：042-648-3278 FAX：042-648-3598

【支援の内容】就職の相談、訓練機関の紹介、事業所での職場実習などの機会の提供、ジョブコーチを活用した定着支援等を行います。相談は予約制です。

【特徴】障害者手帳をお持ちの方を対象とし、障がいをオープンにした就職支援を行います。多摩地域をまたがり、福祉機関と連携した支援を行います。



## C. 就職のために必要な技能・能力をつける訓練施設 等

### ⑥東京障害者職業センター 多摩支所

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル  
電話：042-529-3341 FAX：042-529-3356

【支援の内容】 障害者職業カウンセラーによる職業相談・助言、作業や講習会を通じた就職支援、特に精神障がいの職場復帰に向けた支援を行います。

【特徴】 ハローワークと連携しており、種別を問わない障がい者支援と同時に、雇用する事業者の支援をします。その例として、障がい者と雇用者双方に対してジョブコーチによる支援が行われます。

### ⑦国立職業リハビリテーションセンター

埼玉県所沢市並木 4-2  
電話：04-2995-1201 FAX：04-2995-1277

【支援の内容】 職業人として必要な知識・技能の訓練を障がい状況に配慮して行います。訓練内容は、機械・電子技術を学ぶメカトロ系、情報処理技術等を学ぶビジネス情報系、障がい状況に合わせた業務技術を学ぶ職域開発系等があります。

【特徴】 80%を超える高い就職率が特徴です。障がいの種別は問わず、ご利用できます。

### ⑧東京障害者職業能力開発校

小平市小川西町2丁目34番1号  
電話：042-341-1411 FAX：042-341-1451

【支援の内容】 身体障がい者、知的障がい者を対象に職業訓練や生活習慣トレーニングを行っています。資格取得に向けて、情報系、ビジネス系、医療・福祉事務系、グラフィックメディア系、OA実務系等の職業訓練があります。

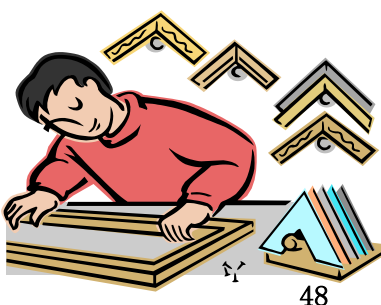
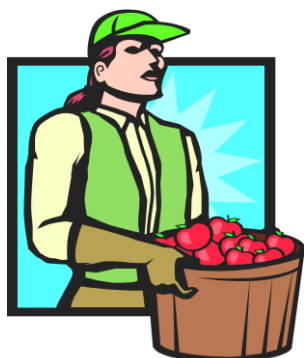
【特徴】 職業的自立が見込まれ、1日8時間の訓練を受けられる方を対象とします。また、ハローワークへの登録も必要となります。

### ⑨東京しごと財団 障害者就業支援課

千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階  
電話：03-5211-2681 FAX：03-5211-2329

【支援の内容】 職業訓練、就活セミナー、企業見学会、職場体験実習、合同企業説明会、企業情報連絡会、東京ジョブコーチ支援事業等を行っています。

【特徴】 ハローワークや地域の障がい者就労支援機関と連携し、障がいの種別は問わず、その地域の情勢に応じた事業を実施しています。



## 6 町田市障がい者支援センター

障がいに関するさまざまなご相談を専門のスタッフがお受けします。お住まいの地域の障がい者支援センターは、以下のとおりです。

【開所日】 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝休日、年末年始を除く）

【開所時間】 8:30～17:00

【障がい者支援センターの所在地・連絡先】

### 堺地域障がい者支援センター

〒194-0212

小山町 1234-1

電話：042-794-8790

FAX：042-798-2290

[駐車場]施設敷地内にあります。

[交通]「御獄堂」バス停下車 徒歩3分



#### 担当地域

相原町、小山町、

小山ヶ丘

### 忠生地域障がい者支援センター

〒194-0203

図師町 1677-1

電話：042-794-4851

FAX：042-794-4852

[駐車場]施設敷地内にあります。

[交通]「図師大橋」バス停下車 徒歩2分



#### 担当地域

上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、図師町、山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東

## 鶴川地域障がい者支援センター

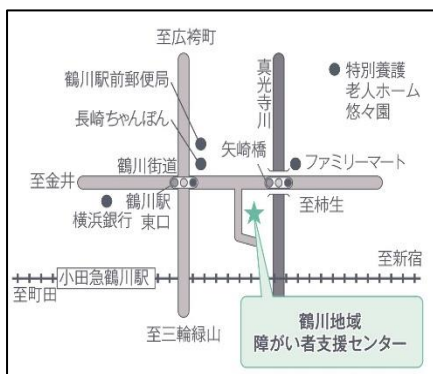
〒195-0053

能ヶ谷 3-2-1

鶴川地域コミュニティ 1 階

電話：042-708-8821

FAX：042-708-8977



### 担当地域

小野路町、野津田町、  
金井、金井町、大蔵町、  
薬師台、能ヶ谷、三輪  
町、三輪緑山、広袴、  
広袴町、真光寺、真光  
寺町、鶴川

[駐車場] 鶴川地域コミュニティ内の駐車場をご利用ください。

[交通] 小田急線鶴川駅から徒歩 7 分

## 町田地域障がい者支援センター

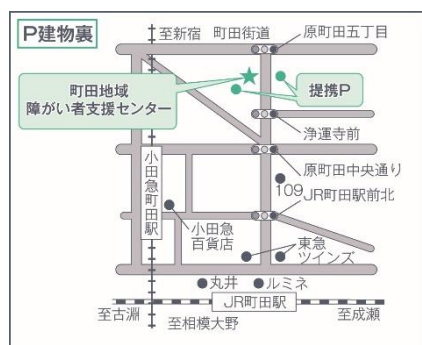
〒194-0013

原町田 5-4-3

第2大塚ビル 1 階 101

電話：042-709-1301

FAX：042-709-1302



### 担当地域

原町田、中町、森野、  
旭町、本町田、南大谷、  
玉川学園、東玉川学園

[駐車場] 建物裏、近隣のコインパーキングをご利用ください。

[交通] JR 横浜線町田駅東口から徒歩 4 分

## 南地域障がい者支援センター

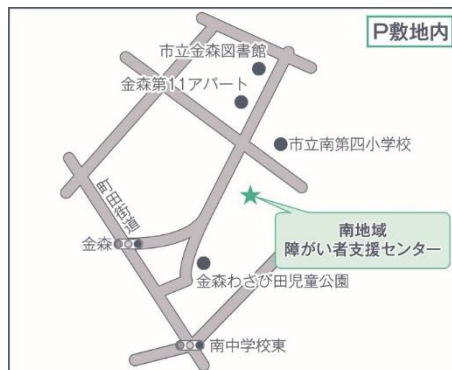
〒194-0015

金森東 3-18-16

合掌苑桂寮 1 階

電話：042-706-9624

FAX：042-706-9632



### 担当地域

鶴間、小川、つくし野、南  
つくし野、金森、金森東、  
南成瀬、成瀬、成瀬が丘、  
西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、  
南町田

[駐車場] 敷地内にあります。

[交通] 「市営住宅入口」バス停下車、徒歩 5 分

## 7 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。サービス利用についての相談・問合せはお住まいの地域の障がい者支援センターで承ります。

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
プラナスデイサービスセンター	812-0276	812-0276	小山町 4319-2	(特) プラナス
あらぐさ	860-0848	860-0849	下小山田町 231-1	(福) ウィズ町田
ボワ・エール	797-6004	797-4824	下小山田町 3267-2	(福) ボワ・すみれ福祉会
ナカミチ児童デイサービス忠生	794-9083	794-9084	忠生 3-25-1 1 忠生ビル 2-B	(株) ナカミチ
アイ・らんど忠生	794-9366	794-9367	山崎町 2055-2 C-113	(株) アイケア
ボワ・コンサル	791-5262	794-9380	木曽西 2-6-12	(福) ボワ・すみれ福祉会
ボワ・フルール	789-6330	789-6331	木曽西 3-11-10	(福) ボワ・すみれ福祉会
おもちゃ箱まちだ	794-9117	794-9118	木曽西 3-18-2-2 階	(株) おもちゃ箱
K i d s テラス木曽西	794-9601	794-9602	木曽西 4-5-2 1 階	(株) オン・ザ・ プラネット
重症心身障がい児放課後等デイサービスきらら	793-2773	793-2773	木曽西 5-20-10	(有) G
放課後等デイサービスキンダーハウス	810-1700	810-1700	金井 3-24-1	キンダー (株)
放課後等デイサービスキンダー	810-1123	810-1123	大蔵町 530-16 ブランドール須崎 B	キンダー (株)
地域生活支援センターかのん	736-4239	860-5360	鶴川 2-14-24	(特) はとぼっぽ
トゥモローフィールド町田	794-7810	794-7830	原町田 5-3-17 小井土ビル 2F	(株) スリーフィールド
星の王子	850-8502	850-8547	中町 3-6-12 町田向井田ビル 1 階	(株) ヒーローズ コーポレーション
運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	794-7256	794-7258	中町 3-10-9 アーバン第 3 ビル ラ・ヴィ 201	(株) IDSE
ぴっころもんど	785-5141	860-7257	中町 4-13-1 1 階	(一社) なれっじ・ ネットワーク

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ハッピーテラス 町田駅前	851-8084	851-7819	森野 2-2-36 Wald202 2階	(株) 現代企画
K i d sテラス森野	785-4528	785-4527	森野 5-14-19 1階	(株) オン・ザ・ プラネット
放課後等デイサービス アイ・ランド町田	732-3670	732-3680	旭町 2-12-2	(株) アイケア
運動療育で生きる力を 育む シエル 町田教室	810-2236	810-2237	旭町 2-13-3 サンライズ旭町2階	(株) IDSE
でんでん虫の家・町田	720-5231	720-5231	本町田 97 イー4号棟0-1号室	(特) あ・うん
わいわいプラス 町田教室	709-3481	709-3486	本町田 1297-1 ラ・ベルチュ町田 1- 3号室	ムック (株)
ナカミチ 児童デイサービス本町田	860-6877	860-6855	本町田 2020-5	(株) ナカミチ
つぼみクラブ	860-7348	860-7548	本町田 2973-7 本町田マリノビル 202号	(株) つぼみ
つぼみ アウラ	709-1401	709-1402	本町田 2977-3	(株) つぼみ
レ・マーニ	721-4471	721-4471	玉川学園 1-5-21	(特) レ・マーニ
つくしんぼ	796-8468	850-6237	南つくし野 1-11-3	(特) はらっぱ
ウイングまちだ成瀬	794-7185	794-7186	南成瀬 6-1-1	(特) 空の翼
アイ・らんど成瀬	860-6945	860-6946	成瀬 7-10-6-110	(株) アイケア
星の翼	851-7612	851-7613	中町 4-12-20	(株) ヒーローズ コーポレーション

【2019年10月1日現在】

## 8 用語集

### あ 行

#### アセスメント

利用者に必要な援助や生活全般における問題状況等を正確に把握し、その解決のための方向性等を分析すること。

#### インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを言う。

障がいのある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

### か 行

#### 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

障がいのある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定する計画。

策定にあたっては、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組みを含め関係機関、関係部局の密接な連携協力が不可欠となる。

#### 校内委員会

障がいなどにより支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため、各学校に設置している特別支援教育に関する委員会のこと。委員会は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の学級担任、養護教諭、特別支援学級教諭等で構成されている。

#### 交流及び共同学習

学校生活において、都立特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常学級に在籍する児童・生徒と共に学んだり、行事に参加するなどの交流をすること。2004（平成16）年に改正された「障害者基本法」に規定されている。

#### 合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

#### 個別指導計画

児童・生徒の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、教育課程や個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応し、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

## 固定学級（肢体不自由学級）

脳性マヒや進行性筋萎縮症などにより身体に不自由がある児童・生徒を対象とした特別支援学級。

児童・生徒は、この学級に籍を置き、障がいや発達に合わせて、個別学習やグループ学習により、基礎的な能力を身に付ける学習のほか、理学療法士、作業療法士による自立活動を行っている。

## 固定学級（自閉症・情緒障がい学級）

発達障がいである自閉症や、心因性の選択性かん黙などのある児童・生徒を対象とする特別支援学級。

児童・生徒は、この学級に籍を置き、障がいや発達に合わせて、個別学習やグループ学習により、言語の理解と使用や、場に応じた適切な行動などができるようにするための学習をしている。

## 固定学級（知的障がい学級）

知的な発達に遅れがある児童・生徒を対象とした特別支援学級。

児童・生徒は、この学級に籍を置き、障がいや発達に合わせて、個別学習やグループ学習により、基礎的な能力を身に付ける学習のほか、身辺自立の練習など行っている。

## さ 行

### サポートルーム（特別支援教室）

特別支援教室のことを、本市ではサポートルームと呼んでいる。特別支援教室については P.55 を参照。

### 肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言う。医学的には、障がいの発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障がいがあるものを肢体不自由と言う。

### 就学支援シート

「就学支援シート」は、幼稚園・保育園等に通っているお子さんが、小学校入学後、戸惑いを少なくし、就学後の学校生活をより適切なものにしていくために、幼稚園・保育園・療育機関等と保護者が協力して作成し、就学する学校に引き継がれる資料のこと。

### 就学相談委員

町田市障がい児就学相談委員会の委員のこと。町田市障がい児就学相談委員会では、何らかの特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な教育を行うことができるように、就学・転学等に関する事項を専門的、総合的立場から検討している。この委員会は、学校、教育関係、福祉・保育関係、医療関係等の専門家で構成されている。

### 情緒障がい

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言う。

### スクールカウンセラー

学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務を行う心理専門家のこと。東京都では、2014年度から公立の全小・中学校に配置している。

## スクールソーシャルワーカー

市立小・中学校の児童・生徒が抱える不登校、いじめその他の問題を解決するために教育委員会が配置している職員のこと。

## た 行

### 知的障がい

知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものを言う。

### 通級指導学級（言語障がい）

口蓋裂（こうがいれつ）、吃音（きつおん）などにより、発音や話し方に課題があるが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童を対象とし、教員が児童の在籍校を巡回して指導する学級。

児童は、通常学級に籍を置き、週1～2回程度、この学級において、ことばや発音などの指導を受けている。

### 通級指導学級（弱視）

矯正しても十分な視力を得ることができないが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童を対象とし、教員が児童の在籍校を巡回して指導する学級。

児童は、通常学級に籍を置き、週1～2回程度、この学級において拡大鏡やレンズを使用した物の見方など、視覚を通して物事を理解するための視知覚向上練習や、運動能力及び表現力を向上させるための練習などを行っている。

### 通級指導学級（情緒障がい等）

情緒の不安定や社会性の未発達のため、対人関係や集団への適応に困難を示す、文字や計算など特定の分野に発達の偏りがあるが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童・生徒を対象とした学級。

児童・生徒は、通常学級に籍を置き、週1日程度、指定の通級指導学級に通い、コミュニケーション能力を伸ばす、社会性を養うなどの指導を受けている。

### 通級指導学級（難聴）

補聴器を使用しても話し声を聞き取ることが困難であるが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童・生徒を対象とし、教員が児童・生徒の在籍校を巡回して指導する学級。

児童・生徒は、通常学級に籍を置き、週1～2回程度、この学級において補聴器を使用しての聴能練習、発音の指導やグループ指導を受けている。

### 特別支援学級

障がいなどにより、通常学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために、特定の小学校及び中学校に設置された少人数の学級。

### 特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。



## 特別支援教育コーディネーター

特別な支援が必要な児童・生徒の教育を支援するため、市立小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整など）を担当する教員。

## 特別支援教室（サポートルーム）

情緒の不安定や社会性の未発達のため、対人関係や集団への適応に困難を示すことがあり、生児童・生徒が指導を受ける教室通級指導学級（情緒障がい等）との違いは、教員が、指導を行う児童・生徒の在籍校（巡回校）へ訪問し指導を行うこと。

## 都立町田の丘学園

東京都が、昭和47年12月27日に設置し、昭和50年4月より全国に先駆けて知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併せもつ特別支援学校。

通学区域は町田市全域で、在籍者は、2019年5月1日現在で、肢体不自由教育部門小学部17名、中学部14名、高等部20名の計51名、知的障害教育部門小学部114名、中学部68名、高等部157名の計339名、全校で81学級、児童・生徒数390名である。

## な行

### ノーマライゼーション社会

障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域の中で、普通の生活が送れるような社会を言う。

## は行

### 発達障がい

発達障がいは、いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい、チック障がいなどが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通している。

### 副籍

都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、住んでいる地域の通学区域の市立小・中学校に副次的な籍をもち、学校便りなどの交換（間接的交流）、学校行事や教科における交流及び共同学習（直接的交流）を、生徒・児童の実態等に応じて、計画的に実施する制度のこと。

## ま行

### 町田市特別支援教育アドバイザー

サポートルームの円滑かつ効果的な運営・教員の専門性や指導力向上のための支援を行う。学級経営及び授業における必要な配慮事項や支援内容の理解に関する周知や町田市特別支援教育授業リーダーへの指導・助言を行っている。

### 町田市特別支援教育巡回相談員

学校からの要請に応じて、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握するとともに、指導補助や専門家チームへの連絡パイプ役を行う。

### **町田市特別支援教育専任相談員（町田市特別支援学級専任相談員）**

学校の要請に応じて、派遣をする。特別支援学級、通常の学級を問わず、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の状況を観察して相談にのったり、校内研修会で指導・助言を行ったりする。

### **町田市特別支援教育専門家チーム**

医師や大学教授、公認心理師など複数で編成され、学校からの要請に応じて派遣をする。保護者への支援方法や対象児童・生徒の授業参観を行い、指導方法等についての指導・助言を行う。

### **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。民生委員は、児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

#### ○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現していません。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については変更しません。

# 第 2 期 町田市特別支援教育推進計画

(町田市特別支援教育プログラム)

概 要 版

特別支援教育の推進で

いいこと  
ふくらむ  
まちだ



2020年3月

町田市教育委員会

## ◇ 計画の概要

### (1) 計画の目的

第2期 町田市特別支援教育推進計画（町田市特別支援教育プログラム）は、これまでの町田市特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、東京都特別支援教育推進計画（第二期）及び東京都発達障害教育推進計画の内容を踏まえ、町田市の特別支援教育のより一層の充実を図ることを目的としています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「町田市教育プラン2019-2023」における基本方針Ⅱ「充実した教育環境を整備する」の施策2「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」の重点事業の一つとして位置づけられています。

### (3) 計画期間

2020年度から2023年度までの4年間です。

### (4) 計画の基本目標

#### 基本目標1

特別支援教育を推進する  
環境・体制の整備

#### 基本目標2

特別支援学級・特別支援  
教室における指導力の向上

#### 基本目標3

切れ目のない支援体制の  
構築

## ◎ 生活場面ごとの主な支援内容



### 学校支援

- ・教員の指導力向上
- ・特別支援学級、特別支援教室の設置
- ・就学相談、進学相談



### 家庭支援

- ・教育相談
- ・特別支援教育に対する理解啓発



### 関係機関との連携

- ・子ども発達支援課との連携
- ・障がい福祉課との連携
- ・都立町田の丘学園との連携
- ・医療機関との連携

## ◇ 計画の基本目標と具体的な取組

### 基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

「障がいがあっても地域の学校へ通いたい、通わせたい」という声に応え、これまで特別支援学級の設置を進めてきました。東京都の計画を受け小学校の情緒障がい等通級指導学級が特別支援教室（町田市ではサポートルームと呼んでいます）に移行し、2018年度より市内の全小学校で特別支援教室の指導を行っています。今後は中学校の特別支援教室の整備、特別支援学級の整備を進めていきます。また、学校の現状を踏まえ、ニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を進めていきます。

- (1) 小中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割
- (2) 特別支援学級の設置
- (3) 特別支援教育支援員の適正な配置

### 基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

児童・生徒を最も身近で支えるのは学校の教員です。直接指導に携わる特別支援学級や特別支援教室等の教員の指導力の向上だけでなく、管理職や通常の学級の教員、児童・生徒の指導に関わる全ての教員が特別支援教育をより深く理解できるよう研修や会議等を充実させます。

- (1) 教員対象研修の充実
- (2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施
- (3) 特別支援教育推進モデル校の指定
- (4) 特別支援教育アドバイザー訪問
- (5) 要請訪問
- (6) 関係者会議の充実
- (7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用



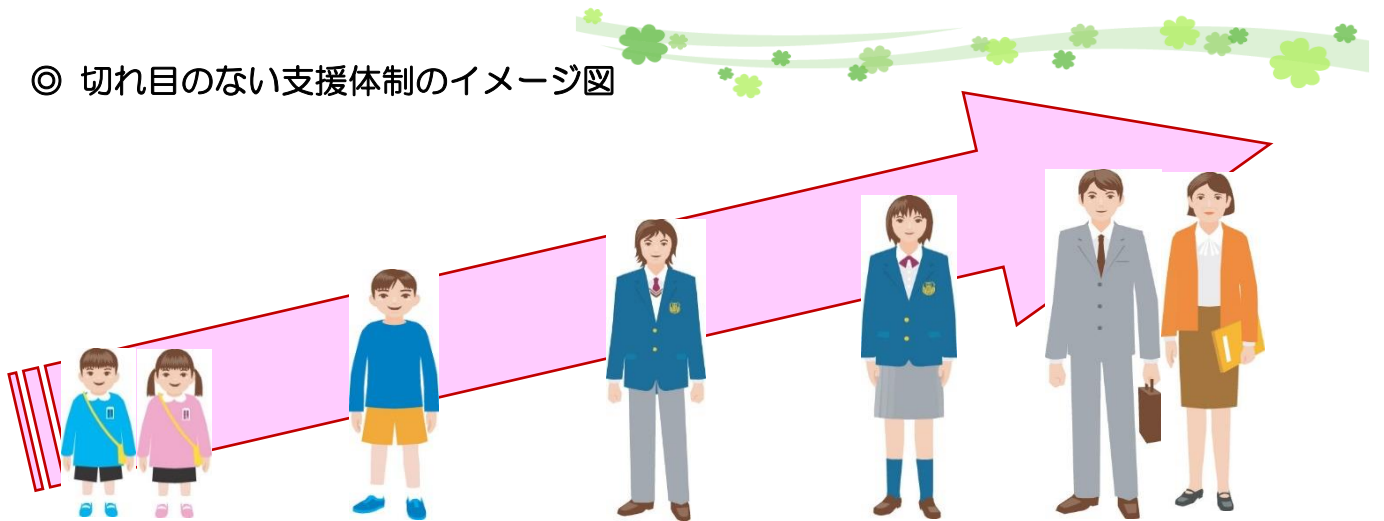
▲ 町田市特別支援教育  
ハンドブック

### 基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

子どもたちは、地域で生まれ地域で育ち、社会参加することで自立していきます。そんな子どもたちを保護者とともに支えるのは、学校や保育園・幼稚園、病院、子ども家庭支援センターなどの関係機関です。学校や関係機関、市の関係所管課等と連携して、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制を構築し、子どもたちを支えていきます。

- (1) 教育センターの支援
- (2) 子ども発達支援課との連携
- (3) 障がい福祉課との連携
- (4) 都立町田の丘学園との連携
- (5) 医療関係者との連携

◎ 切れ目のない支援体制のイメージ図



乳幼児 保育園・幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学、社会人
保育要録 幼稚園要録 就学时健康診断	指導要録	指導要録		
学校生活支援シート*1 個別指導計画*2				
就学支援シート 就学相談 教育相談	教育相談 入級相談 進学相談	教育相談 入級相談		
就学支援シート*3				
		進路相談 就労相談	進路相談 就労相談	就労相談
個別の支援計画				

- \* 1 「学校生活支援シート」…障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していく、という考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定する計画。
- \* 2 「個別指導計画」…児童・生徒の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、教育課程や個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応し、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。
- \* 3 「就学支援シート」…幼稚園・保育園等に通っているお子さんが、小学校入学後、戸惑いを少なくし、就学後の学校生活をより適切なものにしていくために、幼稚園・保育園・療育機関等と保護者が協力して作成し、就学する学校に引き継がれる資料。

# 町田市 特別支援教育ハンドブック

全ての子の自立につなげるために教員が実践すること



2020年3月  
町田市教育委員会





## 目次

- I 特別支援教育を理解する . . . . . ( 1 )
  - 1 特別支援教育とは
  - 2 自立に向かって
  - 3 子どもたちが必要としている特別な支援
  - 4 集団の中の個別指導
  
- II 的確なアセスメントをするために . . . . . ( 4 )
  - 1 行動観察
  - 2 生育歴・家庭の状況
  - 3 知能検査・発達検査 <知能検査・発達検査の比較表>
  
- III 障がい特性と発達特性 . . . . . ( 8 )
  - 1 各種障がいの特性
  - 2 障がいと手帳
  
- IV 学校全体で行う特別支援教育 . . . . . (13)
  - 1 校内委員会を充実させる
  - 2 子どもの理解・対応について共通の認識をもつ
  - 3 学習環境・生活環境を整える
  - 4 相互理解の促進
  
- V 通常学級における特別支援教育 . . . . . (17)
  - 1 通常学級の授業を捉え直す
  - 2 授業を創る3つの視点
  - 3 授業振り返りシート (町田市版)
  
- VI 通級指導学級の指導体制、指導内容 . . . . . (22)
  - [情緒・通級指導学級] [言語・通級指導学級] [弱視・通級指導学級]
  - [難聴・通級指導学級]
  
- VII 特別支援学級の指導体制、指導内容 . . . . . (28)
  - [知的・特別支援学級] [情緒・特別支援学級] [肢体不自由・特別支援学級]
  
- VIII 子どもの状態像と具体的な支援 . . . . . (32)
  
- IX 子どもを支えるための連携 . . . . . (39)
  - 1 就学前から就学後まで
  - 2 小学校から中学校まで
  - 3 校内の連携
  - 4 家庭との連携
  - 5 関係諸機関との連携
  
- X 専門性を高めるための取組 . . . . . (42)
  - 1 求められる専門性とは
  - 2 専門性を身に付けるための方法



## I

## 特別支援教育を理解する

## 1 特別支援教育とは

特別支援教育とは、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、もっている力を最大限に伸ばすとともに、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

学習指導要領総則第1章第4の2(1)には、「障害のある児童・生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と明記されています。特別支援教育が特別支援学級だけでなく、通常学級も含めた全ての学級で行われることが求められています。

## 2 自立に向かって

子どもたちを育てる最終目標は、子どもたちを自立させていくことです。

「自立とは、人の手をかりずに自分の力で最後までやり遂げること」という解釈があります。しかし、町田市では、自立を次のように捉えています。

## ＜自立とは＞

子どもが必要な支援を受けながら、自分の特性と向き合い、生活の在り方を自己決定したり、困難なことを改善または克服したりしようとする事

社会で生活している誰もが、何らかの形で他の人からの支援を受けています。支援の機会や量は違って、支援を受けていない人はいません。自分一人ではできないことは、堂々と支援を求めてよいのです。私たち教師は、子どもたちに支援の求め方やヘルプの出し方を教えるとともに、子どもたちが本当に必要としている支援を行っていくことが重要です。

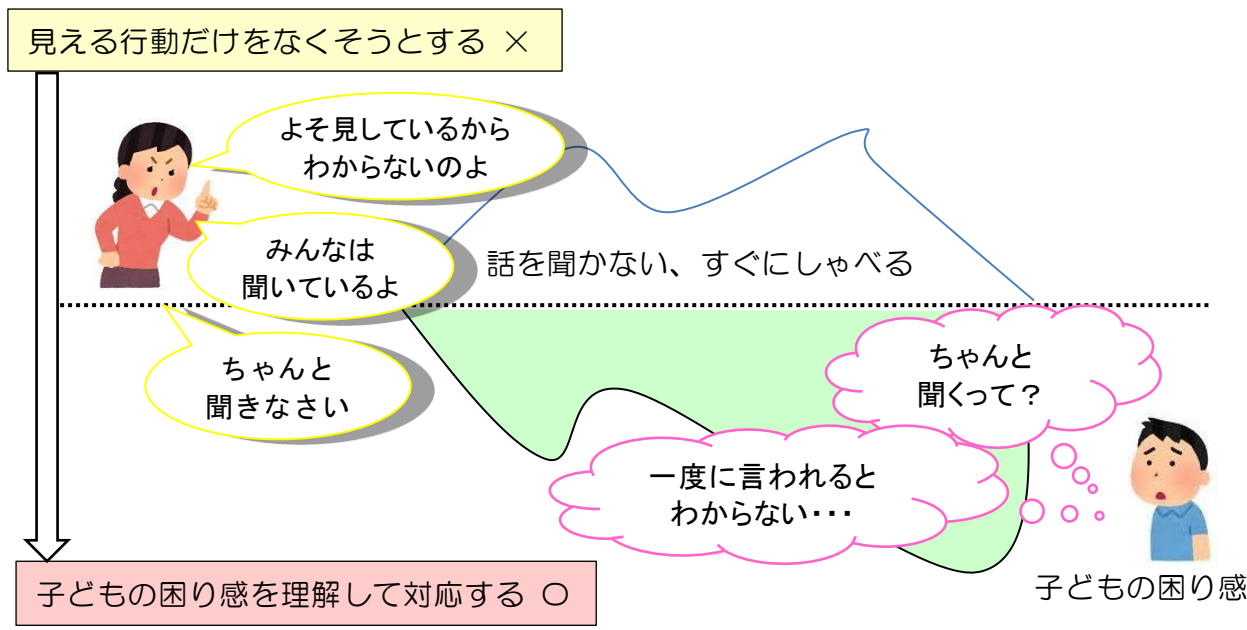
## 3 子どもたちが必要としている特別な支援

子どもたちにとって必要な支援を適切に行うためには、子どもの行動の意味や子どもが求めていることを、的確に理解することが大切です。

## (1) 子どもの困り感を理解して支援する

「じっとしてられない」「説明の途中ですぐにしゃべり出してしまう」など、活動を進める上で「困っている」行動を起こす子がいるときに、これらをどのように捉えているでしょうか。教師は、まずその見える行動を無くそう、減らそうとして必死に指導します。しかし、その指導がなかなか成果につながらないことがあります。なぜなら、表面に見えている子どもの行動には、そのきっかけや理由があり、そこにアプローチすることが重要だからです。

大人にとって「困っている」「困っていない」ではなく、水面下にあるその子自身の「困り感」をまずは理解し、それに応じた適切な対応をしていくことが必要です。



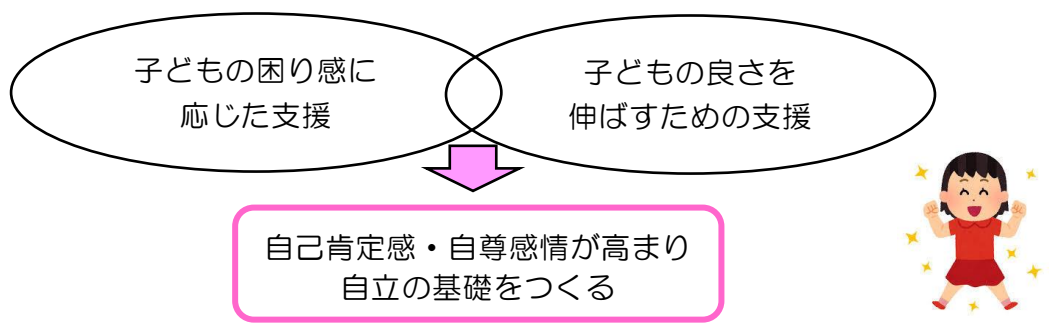
(2) 子どもの良さを伸ばす支援をする

もう一つ踏まえておきたいことは、子どもの困難さばかりでなく、その子が今もっている力に目を向けるということです。

苦手なことに対して様々な支援をすることや、改善するための方法を教えることは教師の大切な役割です。同時に、「できること」、「得意なこと」、本人も気付いていない「良さ」を見つけ出し、これらをより伸ばしていけるような支援をしていくことが大切です。

(3) 自立の基礎をつくる

子どもの困り感を理解し適切な支援をすることや、良さを伸ばしていけるような支援をすることの両面からのアプローチを通して、子どもの自己肯定感や自尊感情が育かれ、自立の基礎をつくっていくことになると考えます。



4 集団の中の個別指導

学校では、集団指導と個別指導の中で子どもたちを育てています。

学校、学年、学級を単位とする集団指導においては、ユニバーサルデザイン(★)の視点をもって進めることで、子どもたちにとってわかりやすい授業や活動になります。具体的な手立ては17ページ以降に掲載してあります。

個別指導は、日常は集団指導の中で進めていきます。特別支援教室や特別支援学級に所属する子どもには一対一で行う時間があります。それぞれの状態像に応じた具体的支援、特別支援教室と通常学級の連携については、32ページ以降に紹介しています。



## ★知っておきたい

### ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは

1985年 アメリカノースカロライナ州大学のロナルド・メイス氏が提唱した考え方。使う人に必要な情報がすぐにわかる、使い方が簡単にわかる、少ない力で効率的に使えるなど、あらゆる人にとって使いやすいデザインのことを言います。

「バリアフリー」が、障がいのある人の困難を解消するための考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は障がいのあるなしにかかわらずあらゆる人にとって使いやすいという考え方になっています。

しかし、一斉の指示や同一の教材では、理解が十分にできない子どももいます。その際には、個に応じた合理的配慮（★）を行うことが求められます。



## ★知っておきたい

### 合理的配慮とは

関連する法令を紹介します

<学校における合理的配慮の定義>

- (1) 障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等の一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けています。
- (2) 同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

この合理的配慮については、平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の中にも書かれています。

<合理的配慮の具体例>

- 一人ひとりの状態に応じた教材等の活用（デジタル教材、ICT 機器等の利用など）
- 障がいの状態に応じた設備や環境の設定
- クールダウンするための小部屋等の確保

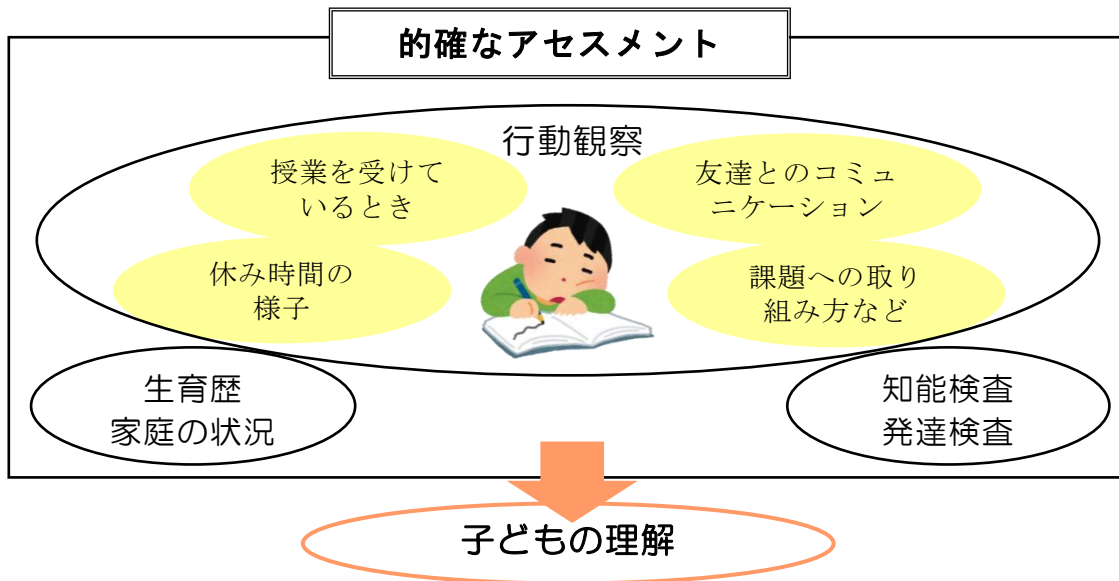
全ての子どもたちが自分のもっている力を最大限に伸ばし、社会という集団の中で自立していけるように、集団指導と個別指導のそれぞれの良さをバランスよく融合させていきましょう。

## Ⅱ

# 的確なアセスメントをするために

アセスメントとは、状態を適切に把握することを意味します。現在、子どもがどのような状態にあり、どのような特性があるのか、また、自分はどうしたいと思っているのか、さらには、保護者や教員はどのような願いを抱いているのかなど、支援に必要な情報を日常生活にある様々な場面から集めていくことが重要です。

具体的な方法としては、行動観察の実施、生育歴や家庭状況の聴取、知能検査・発達検査などから得られる情報を基に、相互に関連付けて全体像を把握していくことになります。



### 1 行動観察

文字通り、対象となる人の行動を観察して、状態を把握する方法です。授業中、挙手をして発表することや文字を書くことなどの目に見える行動だけでなく、思考したり、感動したりするなどの目に見えにくい行動も観察対象になりえます。方法のいくつかを紹介します。

#### (1) 行動のチェックリストを用いる

数名の観察者が、一人の子どもの行動を「見る」場合、観察者によって、子どもの状態像の捉え方が異なる場合があります。見る人の知識や経験が観察力に反映するからです。また、「他の子よりもよくしゃべる」「友達から嫌がられそうな言い方をする」など、他との比較や観察者の主観で捉えてしまうこともあります。これらのことを改善するために、具体的な項目が設定された共通のシートを活用する方法があります。

町田市では次ページにあるような「アセスメントシート」(※)を活用しています。

#### (2) 組織で行う行動観察

中学校に比べ、小学校では学級担任が最も多くの時間を子どもと過ごします。そのためどうしても見方に偏りができることは否めません。行動観察は、子どもに関わるできるだけ多くの者で行い、情報を共有していくことが大切です。

- 学級担任、副担任、教科担任、専科教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、通級指導学級教員、特別支援教室専門員、管理職など

※アセスメントシート（町田市版）

児童・生徒のアセスメントシート				小・中学校		
		学年 組		氏名	性別	
NO	領域	項目	ポイント	特記事項		
1	学習面	個別に指導しても理解できなかったり、時間がかかったりする				
2		学習の中で1学年程度またはそれ以上の遅れがある				
3		聞く	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では困難がある			
4			話し手の方を向いてはいるが、ただしく聞き取れていない			
5		話す	自分の思っていることをうまく言えず、言葉につまってしまう			
6			思いつくままに話し、筋道の通った話ができない			
7		読む	音読がたどたどしかったり、読み飛ばしや読み間違いがあったりする			
8			自分で読んだ文章の意味を理解できないことがある			
9		書く	平仮名や漢字の細かい部分を書き間違える			
10			特殊音節の表記（拗音、促音、撥音）を間違える			
11		計算する	数えたり計算したりするなど、数概念の操作や理解ができない			
12			問題を解くのに必要な計算式を覚えたり、活用したりすることが難しい			
13		推論する	長さや量を比較したり、図形を描いたりすることに困難がある			
14			事実から結果を予想したり、結果から原因を推し量ることが難しい			
15	行動面	不注意				
16		注意集中が持続しなかったり、他のことを考えてしまったりする				
17		整理・整頓が苦手である（忘れ物やなくしものが多い）				
18		衝動性	活動を順序立てて行うことができない			
19			順番を待たたり、指示したことに従ったりすることが難しい			
20		相手の説明や応答を待たずに、しゃべってしまう				
21		多動性	かとなりやすく、衝動的な行動が目につく			
22	授業中、落ち着きなく身体が動いている					
23	座っているべきときに離席してしまう					
24	社会面	対人関係				
25		他人の気持ちや考えを察することが難しく、場に合わない言動をとる				
26		視線が合いにくかったり、相手に近付き過ぎたりする				
27		コミュニケーション	同年齢の子とうまく遊べない、遊びが続かない			
28			言葉のキャッチボールができない（一方的に喋る、応答が正対しない）			
29			言葉の使い方、声量、アクセントなどがぎこちない			
30		変化への対応	冗談やたとえ話が通じない、誤った解釈をすることがある			
31			行動や気持ちの切り替えがなかなかできない			
32			初めてのことや慣れないこと、急な変更柔軟に対処できない			
33	その他	情緒				
34		学習活動や友達とのやり取りで、怖がったり不安をもったりする				
35		対人関係や活動場面において、イライラしたりキレたりする				
36		愛着的な課題が見られる				
37		運動				
		走る、投げる、蹴る、跳ぶなどの動作にぎこちなさが見られる				
		文房具、用具、楽器などの使い方に不器用さが見られる				

1・・・まれにある 2・・・ときどきある 3・・・よくある  
0・・・ない

※ 校内委員会として、1枚提出する。

記入年月日（ 20 年 月 日 ）

記入者 （ ）

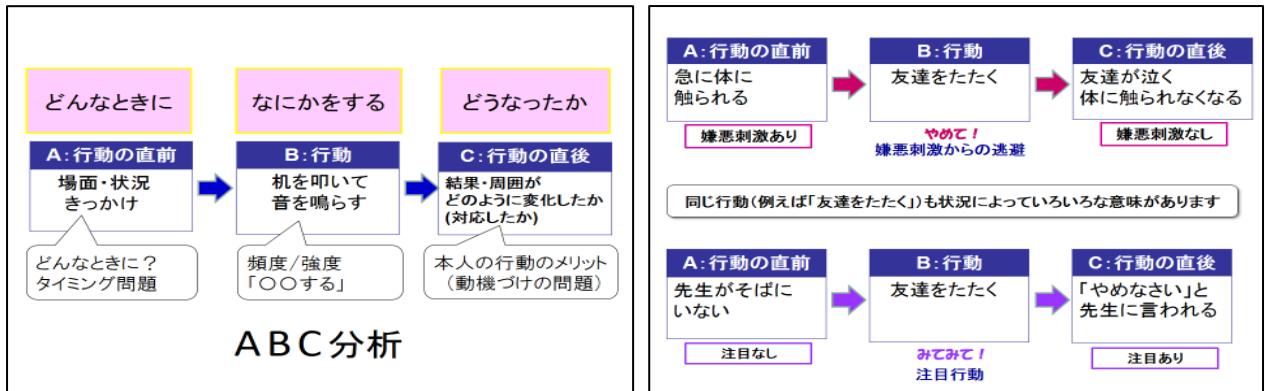
管理職確認印

的確なアセスメント

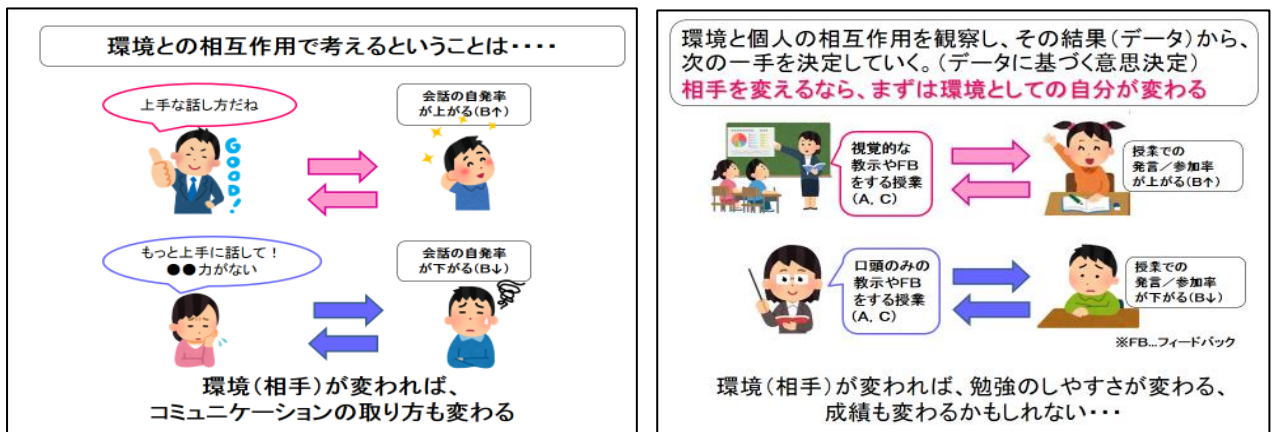


### (3) 行動を起こす原因を見つける

子どもの表面に見える行動だけでなく、その行動を起こす原因を見つけることが大切です。先生、友達、教室の設定などの「子どもを取り巻く環境」と「子ども」との間で、どのようなやりとりになっているのかに注目します。「気になる行動」の前後で生じた環境の変化について詳細に観察・記録を行うことによって、気になる行動を続かせている要因を推測できたり（行動の直後）、気になる行動が生まれやすくなる設定（行動の前）が推定できたりします。  
 ＊個人の行動（Behavior）と行動の直前の出来事（Antecedent）、行動の直後の出来事（Consequence）で表現されるためABC分析と呼ばれています。



上右図のように、「友達をたたくという行動」に対して、直後の出来事とその行動を強めたり、続けさせている原因であったりすると考えます。すると、「触られたくない」から友達をたたく（「やめて」という意味が隠れている）、「先生が来て怒る」から友達を叩く（「見て」という意味が隠れている）という行動が続いていることがわかります。さらに、きっかけが、「友達が体を触ること」、「先生がいないこと」であることがわかるので、そうした状況を減らすことで、気になる行動の予防にもつながります。



また、子どもの望ましい行動がどのような場面で生じているのかを観察することで、子どもの力が最も発揮しやすい場面が明らかになってきます。そのため、環境との相互作用でみていくことは、指導場面の改善にとっても便利な方法といえます。

## 2 生育歴・家庭の状況

生育歴や家庭の状況が、子どもたちの発達特性に大きく影響することがあります。学校としては必要な情報は全て把握したいところですが、あくまでも保護者から開示される内容を参考にしていきます。信頼性のある情報収集をするためにも、日頃から保護者との信頼関係を構築しておくことが大切です。

### 3 知能検査・発達検査

子どもの発達の状態や特徴を、様々な視点から客観的にアセスメントすることができます。同年齢の子どもと比べて知的発達水準がどのようなものであるかといった数値が示されます。大切なことは、検査を受けた子どもの得意なこと・苦手なことを理解し、学習や指導の方法を考えることや、適切な関わり方について考えることです。

	新版 K 式発達検査 2001	WISC -IV 知能検査	田中ビネー V 知能検査
適応年齢	生後 100 日頃～成人	5 歳 0 か月～16 歳 11 か月	2 歳～成人
所用時間	30 分程度	60～90 分程度	60 分程度
実施頻度	学童期以降は 1 年から 2 年以上空けることが望ましい。	2 年ほど空けることが望ましい。	1 年空けることが望ましい。
検査の目的	子どもの教示に対する応答や、検査用具の扱い方に基づいて、発達の評価を行う。身体および精神発達の全体的な進みや遅れ、バランス等の全体像をとらえる。	知能を構成する因子は何か、という研究や理論をもとに作成されており、子どもの知的能力における強みや弱みをアセスメントすることができる。	年齢級ごとに様々な種類の問題があり、全体的な知能の発達度をみることができる。
指標	「姿勢・運動領域」「認知・適応領域」「言語・社会領域」の 3 領域。 被検査者の生活年齢 (CA) にあった行動発達が見られるかどうかを観察することによって、発達が標準的な過程をたどっているかを判断する。	全検査 IQ と 4 つの指標得点 (言語理解指標 (VCI)、知覚推理指標 (PRI)、ワーキングメモリ指標 (WMI)、処理速度指標 (PSI)) を合わせた 5 つの合成得点から、子どもの知的発達をより多面的にとらえることができる。	明確な領域や指標ごとの数値は算出されないが、「思考」「言語」「記憶」「数量」「知覚」等様々な種の問題が年齢級ごとに用意されている。
被検査者への負担	年齢の低い子どもにとっては遊ぶ感覚で検査ができ、負担が少ない。	未就学の子どもにとっては教示の理解が難しい。また、連続して間違えるまで、問題が出され続けるため、そのことが負担となる子どももいる。	K 式同様に様々な道具を用いたり、検査時間が短かったりするため、負担が少ない。
個人内差について	発達年齢がわかるため、ビネーよりも個人内差を見ることができ、WISC-IV に比べ子どもの得意不得意がわかりにくい。	個人内差を明確にすることで、支援の必要な領域の見落としを防ぐだけでなく、その後の支援計画を立てる時に活用することができる。	子どもの個人内差を客観的に示すものはないことから、検査結果の読み取りは検査者の熟練度などに左右される。
その他	通常の発達レベルとの比較が容易である。 日本人の文化や生活に即した検査になっている。	話せない子どもでも、非言語性の問題の数値を出せる。 障がいによって結果に一定の傾向がみられるため、知的障がいや発達障がいの診断材料の一つとして用いられることがある。 IQ40 以下は測定不能として処理されるため、それ以下の IQ を示す重度の知的障がいの場合は適切ではない。	年齢尺度から構成されているため、通常の発達レベルと比較することができる。 日本人の文化や生活に即した検査になっている。
町田市での利用	就学相談 (年長児対象)	就学後の各種入級や教育相談等の相談	就学後の児童で WISC-IV の施行が難しい場合

### Ⅲ

## 障がい特性と発達特性

### 1 各種障がいの特性

#### ① 自閉スペクトラム症/障害 ASD (Autism Spectrum Disorder)

スペクトラムとは、「連続している」、「連続体」という意味です。自閉症の各特性が、とても強い人から弱い人まで様々です。自閉スペクトラム症は、小児自閉症のほか、アスペルガー障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。

集団行動が苦手で、運動が不器用であったり、一人で過ごすことを好んだりします。そのため、集団に馴染めず、被害的になるなどして、二次的な障害が出てくる場合があります。

特性	学校でみられる一例
言葉によるコミュニケーションが苦手	<ul style="list-style-type: none"><li>言葉遣いや受け答えがずれる。</li><li>冗談や例え話が通じない。</li></ul>
気持ちやジェスチャー、空気を読むことなどが苦手	<ul style="list-style-type: none"><li>他者との距離が近すぎたり遠すぎたりする。</li><li>静かな式典などで、1人で突然笑い出す。</li></ul>
興味や関心が狭い	<ul style="list-style-type: none"><li>自分の好きなことをマイペースにやり続ける。</li><li>手順やルールにこだわる。</li></ul>

#### ② 注意欠如・多動症/障害 ADHD (Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

注意欠如・多動症では、幼児期に多動が目立ち始め、学齢期には学習のつまずきがみられます。思春期になると、衝動性や多動性は落ち着いてくることが多いですが、不注意や集中の困難さは、成人期以降も続く場合があります。

自分の行動をコントロールできず、手を出してしまうなど対人トラブルを起こすこともあります。

特性	学校でみられる一例
不注意	<ul style="list-style-type: none"><li>忘れ物やなくし物が多い。</li><li>集中が続かず気がそれやすい。</li></ul>
衝動性	<ul style="list-style-type: none"><li>カッとなりやすく、手が出やすい。</li><li>順番やルールを守ることが困難。</li></ul>
多動性	<ul style="list-style-type: none"><li>じっとしてられず、常にどこか動いている。</li><li>作業中でも、よく話している。</li></ul>

#### ③ 学習障害 LD (Learning Disorder)

学習障害は、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する(算数)、または推論するなどの能力のうち、特定のものの習得と使用に著明な困難を示します。これらの困難は持続的なものと定義されており、学習時間の不足や不適切な教育の結果として生じるものではありません。“他のことはできるのに、どうしても〇〇だけできないの”と誤解を受けることもあり、自信の低下に繋がることもあります。



特性	学校でみられる一例
「読む」ことが苦手	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文字をひとつひとつ拾い読みする。</li> <li>• 文末などを自分で変えて読んでしまう。</li> </ul>
「書く」ことが苦手	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 字形が整わない。</li> <li>• 板書のスピードが遅い。</li> </ul>
「算数」が苦手	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 数字の概念がなかなか身に付かない。</li> <li>• 図形などの問題が全く分からない。</li> </ul>

#### ④ 情緒障害

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態のことを言います。

※DSM-5には定義されていませんが、文部科学省がこのように定義しています。

症状	状態
選択性緘黙	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族や親しい人とは普通に話せるのに、学校など特定の状況で話すことができない。</li> </ul>
不登校	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 心理的・情緒的な理由から登校することができない。</li> </ul>
常同行動／チックなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの行動が長期間、頻回に続くことで学習や集団行動に支障をきたす。</li> </ul>

#### ⑤ 発達性協調運動症/障害 DCD (Developmental Coordination Disorder)

“協調運動”とは、「手と手」「手と目」「手と足」「足と目」などを一緒に動かす運動です。発達性協調運動障害とは、「知的障害や身体的な異常が無いにもかかわらず、複数の動作を同時に協調させて行う運動が苦手であったり、一つ一つの動作がぎこちなかったりすることを言います。結果として、集団での遊びやスポーツへの参加の減少、自尊心の低下につながる場合があります。

症状	学校でみられる一例
大きな運動が苦手	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 体操やダンスの動きがぎこちない。</li> <li>• 何も無いようなところで、よく転ぶ。</li> </ul>
手先の運動が苦手	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 定規やはさみ、コンパスなどが上手く使えない。</li> <li>• 洋服のボタンや靴ひもなどを上手く扱えない。</li> </ul>

#### ⑥ 言語症／言語障害

言語障害について、文部科学省は、「発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であること」と定義しています。

症状	学校でみられる一例
構音障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さかな」を「たかな」、「がっこう」を「だっとう」と発音するなど、言語音を正しく発音できないか、他の語音に置き替わる。</li> </ul>
吃音	<ul style="list-style-type: none"> <li>言葉の一部を繰り返す「わ、わ、わ、わたし」。</li> <li>引き伸ばす「わーーわたし」。</li> <li>言葉につまる「……わたし」。</li> </ul>

## ⑦ 視覚障害

視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態を言います。視力がある／ないといった単純な症状だけではなく、その状態によって視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害等に分類されます。

症状	学校でみられる一例
視力障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒板などが見えづらく、細かなものを見分ける力も低下している。</li> </ul>
視野障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>目を動かさないと見ることのできる範囲が狭くなったり、一部が欠けたりしている。</li> <li>読み始めの箇所を見つけられなかったり、行が変わるとどこを読めばいいのか見つけにくかったりする。</li> </ul>
色覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>色の区別が難しく、同じ色だとしても明るさや周りの色などによって違うように見える。</li> <li>赤とオレンジ色を混同しているなど、色の名称を正常の人とは異なる言い方をすることがある。</li> </ul>

## ⑧ 聴覚障害

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。障害の程度が軽度の子どもは、症状の発見が遅れることも少なくありません。

症状	状態
感音性難聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>内耳や聴神経に問題があり、大きな声で話しかけられても聞き取れない。根本的な治療は難しく、難聴の程度によっては補聴器の効果が得られないこともある。</li> </ul>
伝音性難聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>外耳または中耳に問題が生じることで起こる。耳垢の詰まりや鼓膜損傷などが原因で、基本的には治療法が確立されている。</li> </ul>

2種類の難聴が重複している混合性難聴もあります。

## ⑨ 知的（能力）障害

知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態を言います。知的能力は、一般的に知能検査で算出される知能指数（IQ）によって測られ、知能指数（IQ）だけではなく適応の状態についても配慮する必要があります。知能指数（IQ）によって、『愛の手帳』が交付されることがあります。

特性	学校でみられる一例
学習に遅れが見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学齢相応に期待される学習の習得が難しい。</li> <li>• 新しい事柄の理解が難しいなど。</li> </ul>
コミュニケーションに課題がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 興味・関心が他の児童・生徒と比べて幼いことで、話が合わない。</li> <li>• 相手が嫌がっていることに気付かず同じことを繰り返す。</li> <li>• 言葉で自分の気持ちを伝えることが苦手なため、周囲からすると理解しがたい言動をすることがある。</li> </ul>

## ⑩ 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。肢体不自由の程度は一人ひとり異なっているため、その把握に当たっては、

- 学習上または生活上にどのような困難があるのか
  - それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか
- といった観点から行うことが必要です。

分類	原因
形態的側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先天性</li> <li>• 生後の事故等によるもの</li> </ul>
機能的側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 脳性まひを中心とした脳原性疾患</li> <li>• 二分脊椎</li> <li>• 神経性筋萎縮（進行性筋ジストロフィーなど）</li> </ul>

詳しくは米国精神医学会の『精神疾患の診断・統計マニュアル』（DSM-5）をご覧ください



## 2 障がいと手帳

障害者手帳とは、障がいの種類や程度に応じて取得できる手帳です。この手帳をもつことで各種の手当や制度を活用することができます。

障がいの種類によって、東京都では『愛の手帳』、『身体障害者手帳』、『精神障害者保健福祉手帳』の交付を受けることができます。

※ 国の制度では、『愛の手帳』は『療育手帳』と呼ばれています。

手帳の種類	対象	手帳の区分
愛の手帳	知的障害の方	1度(最重度:IQが概ね19以下)～4度(軽度:IQが概ね50～75)
身体障害者手帳	身体に障害のある方	1級(最重度)～6級(軽度) ※7級もありますが、7級の障がいがあるのみでは手帳の対象にはなりません
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある方	1級(最重度)～3級(軽度)

➡ 『愛の手帳』について、詳しくはこちらをご確認ください。

町田市の場合は、相談／申請の受付が八王子児童相談所になります。

<https://www.city.hechioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/003/index.html>

➡ 『身体障害者手帳』の申請窓口は、障がい福祉課（市庁舎1階窓口）あるいはお住まいの地域の障がい者支援センターです。

➡ 『精神障害者保健福祉手帳』の申請窓口は、障がい福祉課（市庁舎1階窓口）です。

※発達障害のある方に対しては、知的障害を伴う場合は『愛の手帳』、知的障害を伴わない場合で基準を満たせば『精神障害者保健福祉手帳』が交付されることとなっています。

町田市の各種手帳をお持ちの方が受けられるサービスについては、こちらからご確認ください。

[https://www.city.machida.tokyo.jp/smph/iryo/syougai\\_hukushi/tetyou/index.html](https://www.city.machida.tokyo.jp/smph/iryo/syougai_hukushi/tetyou/index.html)

例えば『愛の手帳』を取得すると、特別支援学校への入学などの教育面での支援、就労支援、税制上の優遇措置や手当の給付、公共交通機関や各種料金の割引・免除などを受けられます。



## IV

# 学校全体で行う特別支援教育

校内で特別支援教育を推進していくためには、校長が、学校経営方針に特別支援教育に関する基本的な考えを示し、リーダーシップを発揮する必要があります。

障がいのある児童・生徒の指導を特別支援教育担当者に任せるのではなく、全ての教職員の共通理解のもと、組織的・計画的に支援を進め、共通実践を行っていくことが大切だからです。

その際、教職員が協力し合う校内支援体制を構築することはもちろん、各々の専門性を生かしながら互いに学び合うことで、支援策の改善を目指す組織をつくり上げることが重要です。

## 1 校内委員会を充実させる

各校は特別支援教育を推進するにあたり、校内における支援体制を整備するため、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを任命します。

### 《 校内委員会 》

#### □ 構成メンバー

- ・管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、該当児童・生徒の担任、学年主任、スクールカウンセラー など

#### □ 話し合う内容

- ・対象児童・生徒への支援方策の検討
- ・学校生活支援シートや個別指導計画の作成
- ・支援の内容や方法についての評価
- ・専門家チームや他機関との連携についての検討
- ・全教職員への共通理解の方法検討、研修の企画 など

#### □ 開催するための工夫

- ・年度当初に教務主任と連携し、年間行事予定に組み入れる。
- ・当日の議題を整理するとともに必要な資料を整え、短時間に効率よく話し合う。
- ・事前の的確なアセスメントにより、子どもに関わる者が一つのチームとなって話し合う。
- ・緊急の案件があれば、少人数の構成メンバーでも開催する。など



## 2 子どもの理解・対応について共通の認識をもつ

特別支援教育の理解を教職員に促すために、ショートやロングの研修を効果的に組み合わせています。充実した研修会にするには、学校に喫緊の課題をテーマとして企画することが大切です。

### 《 校内研修会 》

#### □ 研修内容

- ・WISC-IVの読み取り方      ・通常学級における教材教具や指導の工夫
- ・特別に配慮を要する児童・生徒への対応      ・生徒への接し方や言葉かけの際の留意点
- ・発達障がいに伴う特性の理解と対応、保護者への説明の仕方 など



## □ 講 師

- ・学識経験者、教育センターアドバイザー、スクールカウンセラー  
指導教諭、特別支援学校の地域コーディネーター など

### コラム1 「特別支援教育コーディネーターは、 特別支援教育推進のキーパーソン！」

文部科学省は、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成 15 年 3 月）の中で、特別支援教育を推進するにあたり、各校に「校内委員会」を設けるとともに教職員の中から「特別支援教育コーディネーター」を任命することを通達しています。

特に、特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者として、位置付けられています。

その任命は、特別支援学級等の担任や特別支援教育に関する専門知識が豊富な者にする場合が多いです。また、生活指導主任や養護教諭、教育相談担当が兼ねる場合も多く見られます。

それは、通常学級の担任が日々児童・生徒の指導に追われがちであることや、児童・生徒の状態を見極めつつ保護者の要望を傾聴し、他機関につなぐ場合もあるからです。

特別支援教育コーディネーターは、当該児童・生徒の障がいによる困り感を軽減し学校生活に適應させるために、関係する教職員との綿密な連携のもとに校内委員会を開催します。最適な個別指導計画を立案し、実践を重ねながら指導方法やアプローチに常に改善を加え、場合によっては他機関にもつなげます。ですから、この職務に当たる者には、「専門知識」とともに「調整力」「企画力」「推進力」「渉外力」などミドルリーダーとしての力量が求められます。

学校の特別支援教育をよりよく推進するためには、特別支援教育コーディネーターの存在が重要です。特別支援教育における「推進のキーパーソン」として大いに期待されているのです。

## 3 学習環境・生活環境を整える

2014 年 1 月批准「障害者の権利に関する条約」及び 2016 年 4 月施行「障害者差別解消法」により、一人ひとりの困難さに合わせた合理的配慮の提供が、学校の設置者及び学校にも義務化されました。合理的配慮を行う上では、基礎的環境整備を進めていくことが必要です。

### 《 施設・設備の配慮 》

- ・バリアフリー  
スロープ、手すり、開き戸、エレベーター、点字ブロック、危険防止柵、レバーハンドル水栓、階段昇降機、多目的トイレ、全館の空調設備など
- ・ユニバーサルデザイン  
目印、マーク、わかりやすい動線など



## 《 授業等における配慮 》

- ・ 共通 … 誰もが安心して過ごすことができる学級経営や児童・生徒相互の望ましい人間関係づくり、学習の見通しの提示、子どもの実態に応じた自作教具やワークシートの作成、わかりやすい板書、指示の工夫、ICT 機器
- ・ 視覚 … 拡大教科書、拡大ルーペ、読み上げ音声機器、点字、模型
- ・ 聴覚 … 補聴器、字幕、手話、聞き取りやすい座席配置、メモ、簡潔な話
- ・ 言語 … 構音指導器具、ゆっくり話せる雰囲気、正しい発音例
- ・ 肢体不自由 … 記憶やメモの代替方法、援助要請、VOCA（音声出力会話補助装置）
- ・ 発達障がい … 個別指導スペース、クールダウンのスペース
- ・ 知的障がい … 図や写真の活用、見通しがもてる活動予定表、タイマー、文字や数カード、フラッシュカード

## 4 相互理解の促進

交流及び共同学習について、学習指導要領（平成 29 年度告示）総則の解説には、次のように明記されています。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する理解と認識を深める絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると考えられる。

障がいのある人と子どもの頃から触れあうことを通じて、障がいについての正しい理解や人権感覚を身に付けさせることが大切です。

そのため、学校ではあらゆる機会を捉えて障がいについての理解を推進する必要があります。

## 《 交流及び共同学習 》

### □ 通常学級と特別支援学級が併設している場合

- ・ 運動会や林間学校など行事の参加
- ・ お楽しみ会の実施
- ・ 交流給食
- ・ 各教科等における交流
- ・ 学習を共に行う共同学習・共同学習



※ 併設していない場合でも、近隣校の特別支援学級と連絡調整がつき、特別支援学級在籍の児童・生徒の負担にならない場合は可能です。

### □ 特別支援学校との副籍交流（直接または間接）の場合



学区内に特別支援学校に在籍する児童・生徒がいる場合、特別支援教育コーディネーターが調整役となって、特別支援学校側の保護者の要望に応じて、副籍交流を行います。児童・生徒の実態に応じて直接交流、間接交流を行います。

直接交流…交流校を訪問し、通常学級において、お楽しみ会などのふれあい活動を行う。

間接交流…学校便り、学年便りや行事のプログラムを渡して情報の共有を図ります。

## 《 児童・生徒・保護者への説明 》

障がいや他人ごとと思わず、共に生きることの大切さについての理解を、児童・生徒・保護者に促すことは大変重要です。

### □ 情緒・通級指導学級（以下、サポートルーム）の場合

サポートルーム担当教員から、「自校にはサポートルームがあって、苦手なことを克服するための方法を学ぶ」「週に数時間は在籍学級から離れて学ぶこと」などを事前に説明してもらうことが必要です。

- ・児童・生徒向けの説明 始業式、4月当初の全校朝会 など
- ・保護者向けの説明 入学前説明会、4月当初の保護者会・学校だより など



### □ 難聴、難言、弱視の通級指導学級、知的障がいや肢体不自由の固定学級の場合

指導を開始する前に学年集会などを実施し、児童・生徒に、通級指導学級、固定学級について説明するとよいでしょう。保護者会など保護者自身から子どものことについて説明する場合もあります。

### □ 教職員相互、保護者相互の交流



通常学級の教員と、サポートルームの教員や特別支援学級の教員とが、自然に関わり合うような風通しのよい雰囲気づくりが大切です。

通常学級の教員にとって、特別に配慮を要する児童・生徒への指導方法や接し方、補助教材などを学ぶことができ、授業や学級経営におけるユニバーサルデザイン的な配慮につながります。

## コラム2 「子どもの“アンバランスさ”は可能性を秘めている」

義務教育では、子どもたちは幅広い分野の学習や活動をすることが求められています。そのような環境で高い評価を得やすいのは、オールラウンドタイプの子どもです。

しかし、特別な支援を必要とするような子どもたちは、決してオールラウンドなタイプではありません。“ある分野は突出して得意で、その他の分野は苦手”といった、アンバランスをもつ子どもは大勢います。

では、義務教育が終わり、それぞれに進学・就労する頃には、どのような人材が求められているのでしょうか。

現代の社会では、決してオールラウンドな人材だけが評価されるわけではありません。他者からはなかなか理解できないような独自の研究や、これまでの常識を覆すような発想が評価される場面が、多々あります。世界の名だたる研究者や企業家に、発達障がいのな特徴があることは有名な話です。子ども一人ひとりの“突出して得意なもの”は、これからの社会で活躍する「可能性」を秘めているのです。この「可能性」を大切に守り、育てていくことが、本来の教育なのではないでしょうか。

何がその子にとっての「可能性」なのかは、わかりやすいこともあれば、わかりにくいこともあります。だからこそ、見つける目と肯定する見方が大切なのです。

虫が好きな子は“虫博士”、細かいことが気になってつついクラスメイトに指摘してしまう子は“ツッコミ係”、学習ができなくても連絡帳を毎日きちんと書ける子は“連絡帳マスター”など、何でもOKです。子どもがのびのびと自分の「可能性」を磨いていけるよう、まずは「可能性」の種を大人が見つけ、「あなたのこんなところは、とっても素敵だね。」と子どもに伝えましょう！



## 1 通常学級の授業を捉え直す

通常学級においては、特別支援教育の視点を取り入れ、ユニバーサルデザインを図りながら授業改善に取り組んでいくことが大切です。

「個々の学びのつまずき」を想定し、「みんなにとって」「よりわかりやすくするための手だて」を考え、「わくわくして楽しく学べる授業」を創り上げていきたいものです。



《大切にしたいポイント》

○子どもたちの状況を正確に捉える	… 内容の理解の様子・活動方法の理解 など
○子どもたちの心理変化に注意を払う	… 集中の程度や持続・興味の持ち方示し方 など
○個々の思考の流れに配慮する	… 既習事項の活用・つまずきの様子・考えの導き方 ・考え方や捉え方の特徴 など

## 2 授業を創る3つの視点

《大切にしたいポイント》を基に、具体的な取組を次の3つの視点で整理しました。

＜視点①＞ 学習環境を整える

＜視点②＞ 学習にひきつける・関わらせる

＜視点③＞ 個に寄り添った支援をする

## ＜視点①＞ 学習環境を整える

《掲示物の工夫で視覚化を図る》

○視界に入りやすい前面黒板の周りを整頓し、集中しやすくします。

○絵や図などを効果的に利用し、掲示による視覚化を十分に図っていきます。

○一日の予定や週の予定、月の予定をわかりやすく表にしたり、小黒板やホワイトボードを活用したりして提示します。

○発表の話型、学習上のきまりごとを、簡略化して掲示します。

○前時までの学習内容を整理して、流れがわかるように掲示します。

○次のような視点で、提示すべきことがないかを見直してみることも大切です。

「共通化しておくべきこと」「この学級で抑えておくべきこと」「言わなくたってわかっているであろうこと」「自然と身に付いているであろうこと」



《子どもの特性に配慮した座席を工夫する》

○外の音や風景が気にならないように、黒板や教師に集中を向けやすい位置にします。

○教師が作業を確認したり、言葉をかけたりしやすい位置にします。また、影響しあう子ども同士が視野に入らない範囲にします。

○学習モデルとなる友達を、横や前の座席にします。

### 《教材・教具を使いやすく》

- ワークシート、模造紙、画用紙、作文用紙、文房具などにラベルを張って、所定の場所に置くようにします。
- 忘れ物の確認も含めて「使うもの」は事前に用意、確認しておいてから学習を始めます。

### 《ルール化とポイント化》

- 「枠」「型」があってこそ動きやすい子どもたちもいることを意識しておきます。
- 「発言のルール」（挙手して、許可を得てから）「声のものさし」「マーク・印・合図」を習慣化していきます。
- 黒板の決まった位置にキーワード（大切な言葉）を記入していきます。

## <視点②> 学習にひきつける・関わらせる

### 《聞く態勢をつくる》

- 気持ちの切り替えを促し、全員の注目を教師側に向けさせることを徹底してから授業を始めます。
- 子どもたちの気持ちをスムーズに学習に向けさせるために、視覚化した情報の提示、音の合図、掛け声の合図、動作化による合図を工夫します。
- 興味を引く話題を投げかけたり、興味を示す情報を提示したりすることも有効です。
- 課題の提示などの場面で、「？」を使っての部分隠し、間違い（ダウト）の挿入などを入れます。

### 《見通しをもたせる》

- この時間でのゴール（到達目標）を示し、これからやることの意味付けをします。
- 1時間の「めあて」「流れ」「内容（何をするのか）」を簡潔に示し、子ども自身が、何をするのか、どうやって進めるのか、活動の見通しと方法を伝えることで、安心と意欲が高まるようにします。
- 「流れ」に変更があった場合には、最初に知らせた「流れ」に戻って修正を知らせます。



### 《集中を持続させる》

- 「見る」「聞く」「話す」「読む」「書く」などの活動を、適宜、効果的に組み合わせます。
- 作業や操作活動を取り入れ、心・体・頭の活性化を図ります。
- 声の調子・声の抑揚・表情・身体表現を意識して取り入れ終わりの時間を示します。
- 「～～分まで取り組もう。」などの終わりの時刻を示します。

### 《活動の区切りを伝える》

- 「何回やったら終わり」「何分から何分まで」など、「区切り」を明確に伝えておくことで、子どもが、焦らず、ペース配分を考えながら取り組めるようにします。

### 《視覚化を図る》

- タイマーや砂時計を利用して、「時間の視覚化」を図ります。タイマーは「デジタルタイマー」と「タイムタイマー」を使い分けます。
- 「手順の視覚化」を図るために、学習の内容や取り組む順番を矢印でつないでいきながら簡潔に示します。
- 子どもたちに気を付けさせたいことは、単語・言葉で短く示します。
- 説明には、ICT画面、写真、イラストを有効に活用します。



「タイムタイマー」

### 《板書を構造化し、情報量を調整する》

- 学習している内容を構造化して板書することで、内容が整理され、事柄の関係性が捉えやすくなります。
- 「聴覚刺激」「視覚刺激」の配分にも気を配ります。「情報の知覚の優位性」は、個々に異なります。教材の提示の場面などで、音声情報がよいのか、視覚情報が適しているのかを、検討をしてみます。

### 《具体的でわかりやすい言葉かけをする》

- 伝えたいことを「前置き言葉」を使ってから話すように心がけます。  
「ポイントを3つ伝えるよ。」「結果を知らせるよ。」「これから理由を伝えるよ。」
- 具体的な指示を心がけます。  
(例)「まず、次に、そして」→「1つ目は、2つ目は・・・最後は」
- 子どもたちが考えを整理する時間を確保するために、「間」を適時使います。
- 短く、捉えやすく、目で捉えられるように心がけます。
- 「もう少し」「しっかりと」「かもしれない」「もしかしたら」などのあいまいな言葉を減らしていきます。「どっちだろう?」「えっ」「本当は?」などの言葉で、興味や注意を喚起することはありますが、内容を的確に理解させたいときには、具体的でわかりやすい言葉で伝えることを心がけるようにします。



### 《子どもの思考の流れを大切に》

- 友達の考えに対する同意や称賛が自然に行われる雰囲気を作り出します。
- 子どもたちが学習活動に取り組んでいる中、教員からの説明の付け足しや注意点の追加の指示を出すと、子どもたちの思考を止めてしまったり、意欲や集中を途切れさせてしまったりします。あらかじめ伝えるべきことは、もれがないように整理しておいて明確に伝えます。
- わかっている子、自力で解ける子、つまずいている子など、それぞれの思考に沿って対応していくように心がけていきます。

## ＜視点③＞ 個に寄り添った支援をする

### 《幅広く柔軟な対応を行う》

- 理解が遅い子には基礎問題のプリントを用意しておいたり、課題の量を調整したりして提示したりします。
- 穴埋め形式のシートを用意したり、2択・3択などの選択形式で問いかけたりしてみます。
- 五十音表・ローマ字表・九九表を常時、道具箱に入れておき、必要な時に自由に使えるようにします。
- 音読シートやマス目や罫線を準備します。
- 教材の配り係などの役割を与えることで、動いてよい時間をさりげなく設けます。



### 《子どもの得意を生かす》

- 違いによく気が付く、独自の発想ができる、物知りであるなどの良さをもった子どもたちに対して、ユニークな発想を生かす課題、小さな違いに気が付く課題、様々な情報を集める課題を設定します。
- 褒める場面は逃さず、その時、その場で、価値付けを、みんなの前で行います。また、個々の子どもの特性に応じた「褒める基準」で、褒める場面を設けていきます。
- 課題のある子どもたちのそれぞれの得意なこと、上手なことが生かされる場面を設定してみて、その子の良さが認められるように仕掛けていきます。

### コラム3 「目立たない子を見逃さないで！」

#### ーすべての子どもに個別指導計画の視点をー



教員が発達検査や相談を勧めるケースは、「落ち着きがない」、「学習の著しい遅れがみられる」、「いつも行動が皆よりワンテンポ遅れる」といった、言動が目立つ子どもがほとんどです。そのような子どもを早期発見し、個別指導計画を立てるなどして支援することはとても重要です。

しかし、言動が目立たない子どもについては、どうでしょうか？

例えば、あるテストがあったとします。

Aさんは、テスト前に家庭で保護者と何日も一生懸命に勉強をして、50点を取りました。

Bさんは、全く事前の勉強をせずに、50点を取りました。

さて、テストの結果としては2人とも同じ点数です。ですが、このAさんとBさんの学力には大きな違いがあるのではないのでしょうか。また、テスト前に感じたストレスの大きさも違いそうです。そして、テストを返却されたときの気持ちも異なるでしょう。

このように、通常学級の一見問題のなさそうな子どもの中にも、配慮を要する子は、沢山います。言動が目立つ子どもだけではなく、静かに大人しく、人より何倍も努力しているような子どもにも注意をする必要があります。そういった子どもの中には、中学生になっていよいよ学習についていくことが難しくなり、不登校となってしまう子どももいます。上記のAさんに対してもきちんとしたアセスメントに基づく支援や、無理をさせないような対応が必要なのではないでしょうか。

個別指導計画は、通常学級のすべての子どもに有用なものです。

能力だけではなく、性格的な傾向も含め、『〇〇さんには、この1年でこう成長して欲しい』という願いを込めて、ぜひ保護者の方と一緒に個別指導計画を作成してみましよう！

### 3 授業振り返りシート

#### 特別支援教育の視点を踏まえた授業チェックリスト 〈町田市版〉

##### 学習環境を整える

①	前面黒板の周りが整頓されている。
②	発言は、挙手し、許可を得てから話すように指導している。
③	場に応じた声の大きさを視覚的に示している。(クラス全体、グループ、隣)
④	話し方の型やパターンを示し、活用できるようにしている。
⑤	子どもの特性、関係性に配慮した座席位置にしている。
⑥	授業に必要な用具の準備を事前に確認している。
⑦	授業の開始時刻と終了時刻を守っている。

##### 学習にひきつける・かかわらせる

⑧	全員からの注目を徹底してから指示を出している。
⑨	授業の流れや内容などが視覚的に提示している。
⑩	授業のねらいをはっきりとわかりやすく提示されている。
⑪	具体的でわかりやすい言葉を使って話している。
⑫	引きつける声の調子・声の抑揚・表情・身体表現を意識して取り入れている。
⑬	大切なことを、色・マーク・ライン・囲みなどで強調するように工夫している。
⑭	子どもの負担・苦手度に応じて量を調整している。(「書く・見る・聞く」ことなど)
⑮	子どもの理解の状況に気を配りながら進めている。
⑯	個の意見を全体に広げながら学習を進めている。

##### 個々に寄り添った配慮をする

⑰	個々の課題に応じた支援についてあらかじめ検討・準備している。
⑱	子ども自らが支援要請できる方法を教え、対処する方法を周知している。
⑲	丁寧・穏やか・肯定的な友達への話し方が身に付いている。
⑳	友達への称賛や同意、拍手などを自然に行う雰囲気をつくっている。
㉑	特別な例があることを学級みんなが認めている。
㉒	子どもの言動に対して認める言葉を積極的にかけている。
㉓	「学習のめあて」が達成できたか、自己評価(振り返り)の場を設定している。



## VI

# 通級指導学級の指導体制、指導内容

通級指導学級では、通常学級での学習におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、その障がいの状態に応じた個別及び小集団の指導を行っています。人間関係や集団適応に対する課題、「読む」「書く」などの学習の困難さ、言語・視覚・聴覚の障がいといった実態に応じて、情緒、言語、弱視、難聴の通級指導学級があります。

◎ 現在、全ての小学校に特別支援教室（情緒の通級指導学級）を設置しています。町田市では、この教室をサポートルームと呼んでいます。中学校も、段階的に設置しています。

### 情緒・通級指導学級（サポートルーム）

#### □ 対象となる児童・生徒

- ① 総体的に知的な遅れはないものの、発達のアアンバランス、多動等のため、通常学級での学習や生活に困難を示す。（LD、ADHD、ASD等）
- ② 社会性、言語能力、情緒面などの問題により、対人関係や集団の適応に困難を示す。
- ③ ある決まった場所や場面でほとんど口をきかない、チック等ができるなどが見られる。

#### □ 指導時数

指導時間は、週あたり2単位時間を原則としています。指導時間が専科の授業と重ならないように、学習時間割を各校で調整しています。児童・生徒の実態に応じて、個別のみや小集団のみで週あたり1単位時間の指導を行うこともあります。

#### □ 指導内容

基本は、①小集団指導と②個別指導を組み合わせで行っています。

- ① 小集団指導では、人と関わる時に必要となるソーシャルスキルトレーニング（★）を行います。スモールステップで成功体験を積み重ね、自己肯定感を高めながら、学級集団の中でも実践できるようになることを目指しています。
- ② 個別指導では、一人ひとりの特性に応じた課題に取り組みます。認知学習では、文章の読み取り、数や図形の操作、事柄の比較・関連付け・推理分類、記憶などに関わる力を育てます。また必要に応じて、手指の巧緻性やボディイメージ・柔軟性・平衡性・筋力・瞬発力などを身に付けるために、作業や運動などの課題にも取り組みます。  
さらに、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことがあります。これは、「学習の遅れを取り戻すための補習」ではなく、各自に有効な学習方法や学習スタイルを見つけるための指導です。



#### ★知っておきたい

#### ソーシャルスキルトレーニング（SST）とは

社会の中で人と関わる時に必要な言葉、気持ちや行動のコントロール、自己認知のスキルについて模倣学習や教示、体験を繰り返しながら学んでいくものです。サポートルームでは、絵カードやロールプレイ、ゲームなどを通じて学びます。

ソーシャルスキルトレーニングを行うことで、人と良い関係が築けるようになったり、社会生活を送るうえでのルールやマナー、ストレスの解消法を身に付けたりすることができます。

## □ 指導体制

小集団指導では、1つのグループにつき、全体の指導を中心になって進めるメインティーチャー（T1）と、個々の児童・生徒に個別に支援したり、補助的に動いたりするアシスタントティーチャー（T2）に分かれ、指導を行います。

個別指導では、一人の教員が1～2名の児童・生徒について指導を行います。

## □ 学習の流れ

児童・生徒は、指導時間に必要な荷物を持って学級から各校のサポートルームの教室に移動します。通級の流れに慣れるまでサポートルームの教員が教室まで迎えに行くこともあります。その後は、以下のような流れで指導を進めていきます。

### <一日の流れの例>



## □ 学習環境の特徴

視界に入るものや聞こえてくる音など、外部の刺激によって注意がそれてしまう児童・生徒がいます。活動内容に合わせて余分な刺激をできるだけ減らし、学習に集中できるように環境を整えています。

### <教室の環境設定 例>

窓がある場合は、カーテンを閉めて、外に目が向かないようにしておく。

掲示物などはできるだけ減らし、シンプルにしておく。

個別学習では、自分の課題に集中できるように、パーティションで個々のスペースをつくる。



座席は横一列にして、前に注意を向けやすくする。

発表や日直で立つときの立ち位置をビニールテープなどで示しておく。



□ 個別指導計画

通級指導を開始する時には、行動観察を実施したうえで、在籍学級担任、保護者との面談を行い、年間目標や学期目標を設定します。年間目標を踏まえて、前期・後期に分けて学習面・行動面・社会面・その他について、具体的な指導目標・指導内容・指導の手立てを計画します。

20 〇〇年度 サポートルーム 個別指導計画及び報告書 <前期>

児童名	町田 太郎	在籍校	町田小学校	4年	在籍校校長： 在籍校担任：
<入級日>	2019年4月 再入級 (2018年9月 入級)				
<指導回数>	週1回 火曜日 2時間/回 通級			拠点校校長：	
<指導形態>	小集団・個別			拠点校指導担当：	
<入級理由>	( ) 学習面 ( ) 行動面 ( ) 社会面 ( ) その他				
<年間目標>	<p>学習面 ○興味をもって、自ら進んで学習に関わるようになる。 ○想起できる漢字を増やし、作文等で活用できるようになる。</p> <p>行動面 ○学習用具を整理して保管し、必要に応じて使えるようになる。 ○周りの刺激に対する反応を減らし、注意集中の時間を長くしていく。</p> <p>社会性 ○適切なタイミングで気持ちを切り替えて、集団のペースで行動できるようになる。 ○思い通りにならない場面において、自分の気持ちをコントロールできるようになる。</p>				
<学級担任の願い>	<p>○離席を減らすとともに、感情の調整力を身に付けて友達とのトラブルを減らしたい。 ○直ぐに行動に移さずに、落ち着いて物事を捉えてもらいたい。</p>				
<保護者の願い>	<p>○先生の話をしっかり聞いて、意欲をもって学習してほしい。 ○自分の気持ちを上手く表現できるようになってもらいたい。</p>				
	指導目標	指導の手立て	指導経過及び評価		
学習面	<p>○4年生までの既習漢字のうち、身近に使う漢字を50文字覚える。</p> <p>○挙手してから発言することができる。</p>	<p>○住所や教科名、本児が好きな電車に関連する漢字を扱う。</p> <p>○形をとらえるビジョントレーニングを行う。</p> <p>○指名されてからの発言を約束し、習慣化されるまで、カードにして見える位置に置く。できた時には即時評価する。</p>	<p>○目標とした50の漢字を覚えることができました。作文やノートにおいて漢字を使うことも増えてきました。家庭でも、日常的に、漢字に触れる機会を設けるようにしてください。</p> <p>○合図を待ってからの発言ができるようになり、発言の機会も増えました。集団学習へ自分から関わることもできました。しっかり定着するまで繰り返し指導していきます。</p>		
行動面	<p>○活動に必要な物を準備し、その他の物を片付けることができる。</p> <p>○離席する前に、教師に伝えることができる。</p>	<p>○大まかな分け方で分類と保管の練習をさせる。「一つしまってから一つ出す。」ことを徹底する。</p> <p>○物や音などの刺激を軽減する座席位置とする。自分の気持ちの状態に気づき、教師に伝える言い方やタイミングを教える。</p>	<p>○整理整頓の合図で、「一つしまっって一つ出す。」と唱えながら取り組んでいます。学級でも、机の上を整理することを意識する回数が増えました。家庭での片付けにも声掛けをお願いします。</p> <p>○とっさに立ってしまうこともありますが、回数は減ってきています。自ら教師に伝える姿も見られます。定着が図れるように指導していきます。</p>		
社会面	<p>○適切な言葉で、自分の気持ちを表現できる。</p> <p>○葛藤場面で自分に合った対処の方法を見つける。</p>	<p>○気持ちを振り返り、簡潔に文章で書く練習をする。教師側のフィードバックにより、本人の気持ちを整理する。</p> <p>○トランプなどのゲームにおいて、感情コントロールの経験をする。</p>	<p>○教師のモデリングでは、良し悪しを的確に判断できました。リハーサルでも、自分がとるべき行動についてよく考えていました。</p> <p>○友達とのトラブルの後には、自分の行動を振り返ることが少しずつできています。</p>		



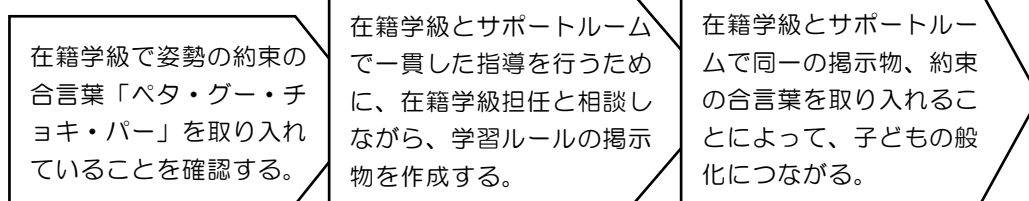
□ サポートルーム運営に関わる教員等の役割

サポートルームで学習したことが実際の生活で使えるようになるには、サポートルームと通常学級での指導で共通した実践を行うとともに、家庭生活でも練習・実践することが大切です。在籍通常学級における、子どもの集団適応、集団参加の様子を、教員同士で互いに評価しあうことも大切です。

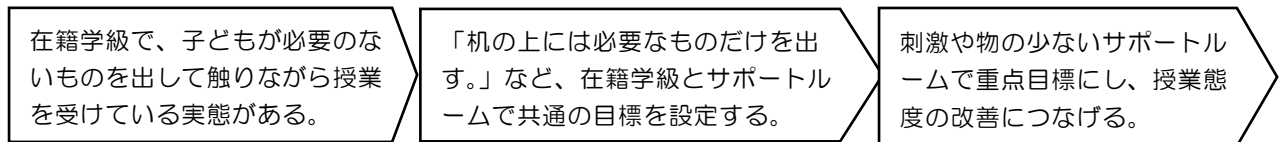
《 在籍学級担任との指導の連携の具体例 》

例1) 姿勢の約束や声の物差し、ハンドサインなどの掲示物や指導内容を同一のものにする。

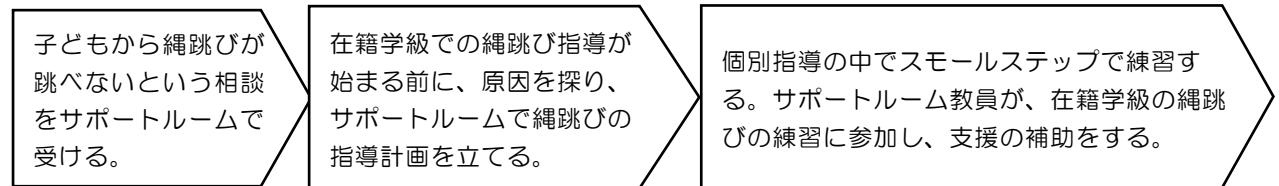
(具体的な流れ)



例2) 在籍学級とサポートルームにおける目標を統一する。

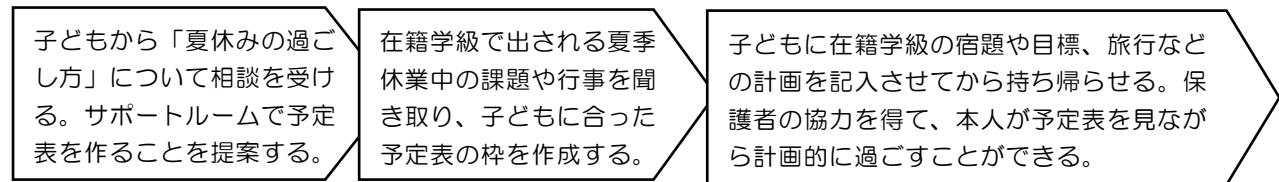


例3) 在籍学級の学習進度を踏まえて、個別指導の学習内容を組み立てる。

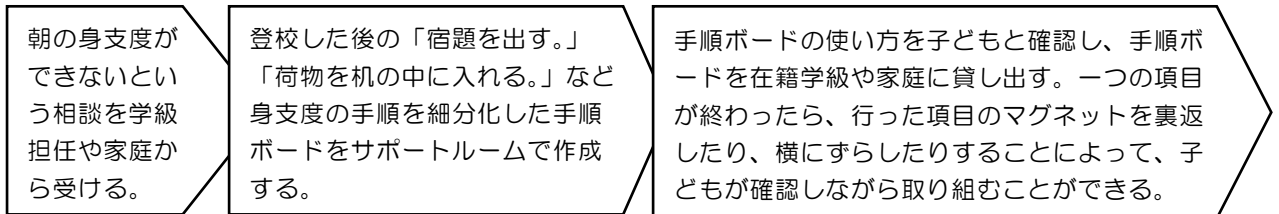


《 在籍学級担任や家庭と連携した環境整備の具体例 》

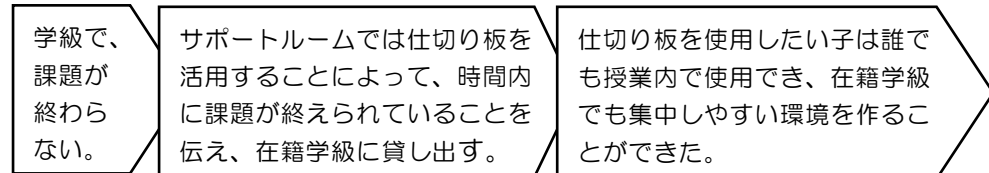
例4) 在籍学級の夏季休業中の宿題をチェックできる夏休みの予定表を提案・作成・記入する。



例5) サポートルームで作成した身支度の手順ボードを通常学級に貸し出す。



例6) サポートルームで使用している仕切り板を通常学級に貸し出す。



- ◎ 町田市には、他にも言語の指導学級が小学校2校、弱視の指導学級が小学校1校、難聴の指導学級が小学校2校、中学校1校設置されており、この学校の教員が全学校を対象として、巡回して指導に当たっています。

町田市立小・中学校の通常学級に在籍し、言語・視覚・聴覚に関する課題を抱えている児童が、学校生活に適應するように支援する教室です。通常学級での学習や生活に概ね支障なく取り組み、一部特別な支援が必要と思われる児童が対象となります。指導時間は週に、1・2時間程度で、在籍校の教室で個別の指導を行っています。

### 言語・通級指導学級「ことばの教室」

#### □ 対象となる児童

- ① ある特定の音が正しく発音できない。例「さかな」を「たかな」、「たいこ」を「たいと」
- ② 文字に表せないような歪んだ発音となってしまう。
- ③ 話そうとするとつまったり、力が入ったり、同じ音を繰り返したりする。

#### □ 指導の内容

- ① 唇・あご・舌の運動機能を高めたり、吹く・吸う・息を出したりするための練習をします。
- ② リズム、強弱、スピードを適正にする指導を行います。



#### □ 言語課題の特性

- ① 言語発達には環境が大きく影響します。何らかの失敗した経験による影響も少なからずあります。周囲の人との関わり方によって様態が変わっていくことがあります。
- ② 児童にとって抱える悩みは大きく、心理面への影響が大きい反面、見逃されやすい障がいとも言えます。

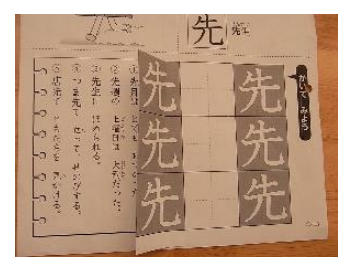
### 弱視・通級指導学級「ひとみの教室」

#### □ 対象となる児童

- ① 教室の前の方でも黒板の字が見えにくかったり、対象物に極端に目を近づけて見てしまったりする。
- ② よく見ようとすると眼球が揺れてしまう。
- ③ 暗い所で見えにくくなってしまふ。
- ④ ボール遊びやくぎ打ちなどの遠近感や立体感を必要とする作業、手先を使う作業が上できない。
- ⑤ 黒板の字や図をノートに写せない。ノートのマスに字を書き入れることに困難を示す。

#### □ 指導の内容

- ① ものの見え方…様々なものを見る経験を積み、見る観点を明確にすることにより、もっている視覚を十分に活用できるようにします。



- ② 目と手を使った作業…ものを見る力をつけ、手や指を動かし、作業の基礎技能を身に付けることを目指します。
- ③ 調整力の向上…遊びや運動の経験不足を補い、身体の基本的な動作を習得し、調整力を養います。
- ④ レンズ・拡大読書器（据置型・携帯型）・タブレット端末などの活用…近用あるいは遠用レンズ、拡大読書器（据置型・携帯型）やタブレット端末を使うことによって、見やすい文字の大きさを選んだり、様々な機能の活用を力をつけたりします。
- ⑤ 聴覚の活用…数の復唱、文章の聞き取りなど聴覚を活用させた学習を行い、見えにくさを補います。

#### □ 視覚課題の特性

- ① 各教科における学習の困難さや苦手さに応じた指導法を考えることが大切です。  
例えば、視覚を中心として学習を行う子どもと、視覚以外の触覚や聴覚等を中心として行う子どもであるのかをよくアセスメントすることが必要となります。
- ② 本人の視覚課題は、視機能の障がいの程度だけで判断せず、できる限り慎重に検討することが大切となります。

### 難聴・通級指導学級 小学校「きこえの教室」・中学校「難聴学級」

#### □ 対象となる児童・生徒

- ① 保有する聴覚では、聞き取りの不足が生じている。
- ② 伝音難聴（外耳から中耳にかけての障がい）として音が小さく聞こえたり、感音難聴（内耳以降の聴神経の障がい）として音がひずんで聞こえたりします。

#### □ 指導の内容

- ① 保有聴力を十分に活用し、聴力以外の代償手段を使い、聞く力を伸ばします。
- ② 音声言語の受容能力を高めるとともに、言語の意味理解を促進し、思考へと発展させています。



#### □ 聴覚課題の特性

- ① 話し言葉によるコミュニケーションに多少なりとも不自由があるので、理解力があっても学習に課題を示す場合があります。
- ② 対象とする子どもたちに一律の内容で行うのではなく、聴覚障がいの程度に応じて必要な経験を補充したり、学習進度を調整したりして、個に応じた指導を充実させていきます。

## Ⅶ

# 特別支援学級の指導体制、指導内容

特別支援学級では、通常学級での集団一斉学習に参加するのが難しく、個別に特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、その障がいの状態に応じた指導を行っています。読み書き計算などの知的な困難さだけでなく、落ち着いて学習することや自分の感情をコントロールすることなどの情緒的な困難さ、身体面の困難さに応じて、知的、情緒、肢体不自由の3つの特別支援学級を設置しています。通常学級の学習指導要領と特別支援学校の学習指導要領に準じた教育課程の編成ができる特徴があります。

◎ 小学校の特別支援学級 知的21校、情緒5校、肢体不自由1校

中学校の特別支援学級 知的10校、肢体不自由1校 (2020年4月1日現在)

### 知的・特別支援学級

#### □ 時間割

どの曜日も、1時間目は「日常生活の指導」の授業を行ったり午後1時を動かさず授業を入れたりしています。子どもの情緒の安定につながるように、見通しのもちやすいパターン化された時間割を作成しています。

【時間割の例・高学年】



	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
1	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	算数	算数	算数	算数	図工
4	道徳	音楽	道徳	音楽	図工
5	体育	学活	体育	生活単元	図書
6	クラブ・委員会	総合		生活単元	外国語活動

#### □ 指導内容

支援学級の大きな特徴として「日常生活の指導」や「生活単元」という学習があります。自分の身の回りの整理整頓をしたり、毎日の係の仕事を行ったり、自分の体の調子を整えるために体操をしたりすることもあります。主に身辺自立につながる活動を行っています。

指導の形態は、①小集団指導と②個別指導を組み合わせています。

① 小集団指導では、学習課題の習熟度が近い者を集め、下学年の教科書やプロジェクター等を用いて、グループ学習を行います。例えば、かけ算九九を馴染みやすい音楽デジタル教材を用いて個々の興味を引き出しながら行っています。

また、小集団のメリットを生かし、作文・スピーチ指導を行うことがあります。休日に経験した出来事について、担当教員や支援員と対話しながら作文を書いています。書字が困難な児童・生徒に対しては、色鉛筆で薄く文字を書いておき、その文字をなぞらせる支援などを行います。



② 個別指導では、一人ひとりの課題に応じた学習に取り組みます。文章の読み取り、数や図形の操作、事柄の比較・関連付け・推理分類、記憶、計算練習、漢字練習などそれぞれの習得状況に応じた課題に取り組みます。  
 どちらも、スモールステップで成功体験を積み重ね、自己肯定感を高めながら、学習指導を行っています。

□ 指導体制

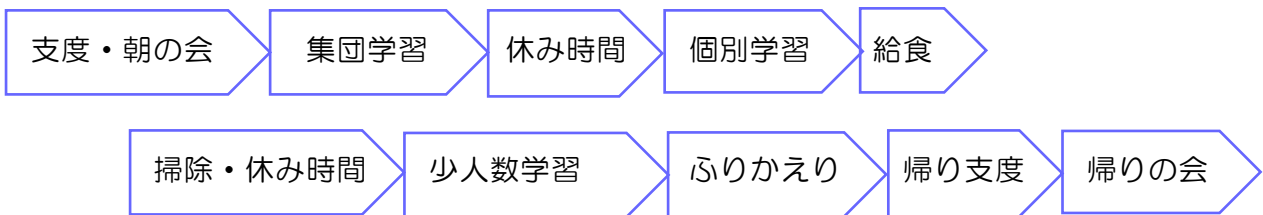
少人数の児童・生徒に対して1名の教員が担当します。学級の状況に応じて、さらに個別の支援が必要な場合には、T2の教員や特別支援教育支援員が支援に入ります。

- ・言葉を発しない、いつもの手順が異なるとパニックを起こしてしまう、知的指数が著しく低い、思い通りにならないと物を投げたり壊したりする、教師に暴力をふるうなど。
- 児童・生徒の状態に応じて、弾力的かつ柔軟にグループ編成を行います。

□ 学習の流れ

・全体学習→少人数学習という流れや、全体学習→個別学習という流れ等があります。

<一日の流れの例>

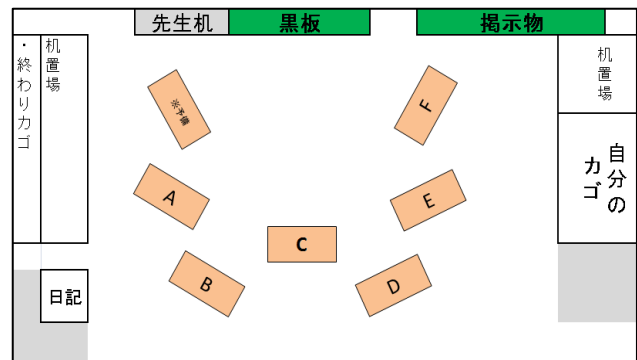


□ 学習環境の特徴

<机の配置>

学級を構成する児童・生徒の状況によって、集団学習の机の配置や教室内のレイアウトを工夫します。

- 例
- ① 教師に質問しやすいようにする配置
  - ② 人や物に気が散ってしまうことを防ぐ配置
  - ③ 離席や退出が目立つ場合の配置
  - ④ 教師が個別の支援に入りやすい配置
  - ⑤ クールダウンのスペースを設けた配置
  - ⑥ 動線をスッキリさせ移動のスペースを広くとった配置



<①②④に配慮して配置した例>

□ 個別指導計画

本人の特性に応じた目標を設定し、個々に応じた指導の計画を立てます。

〇〇〇〇年度		〇学期個別指導計画		〇〇〇学校	
				〇年〇組〇番 町田太郎	
	目 標	指導内容・手だて		評 価	

## □ 交流及び共同学習（※15 ページ参照）

児童・生徒が特別支援学級で学んだことを、通常学級との交流活動の場や家庭生活などの場で練習・実践していくことにより、生活で使える力となっていきます。

### 《 交流学級担任との指導の連携の具体例 》

例1) 気持ちを言語化していく力を身に付ける場をそれぞれに設定する。

(具体的な流れ) 交流学級…児童・生徒が交流及び共同学習を行う通常学級のこと

交流学級で給食を食べる時、「おかわり」したい気持ちを学級担任に言えなかった。

支援学級の中で SST の場を設定し伝え方を練習する。そのことを学級担任へも情報提供し

次の交流学級の給食時に、担任に気持ちを伝えられた。支援級で様々な場面練習を重ね、気持ちを伝えられる場面が増えた。

例2) 交流学級の学習内容を踏まえて、支援学級で準備をして安心して学習に臨む。

交流学級の体育・体づくりの時間に、自分で動き方の工夫を考える場面で、何もできず立ち尽くしてしまった。

児童、支援学級担任、交流学級担任の三者が一緒の場で、体づくりの時間の課題を共有した。

動き方の工夫①②③を、児童が支援学級担任に相談しながら考え、練習もした。次の交流学級の授業で、自信をもって動くことができた。

### 《 通常学級や家庭と連携した環境整備の具体例 》

例3) 保護者からの相談について三者で面談をして、解決に向けた方法を共有する。

交流学級の朝の会で常にふざけるために周りの子から批判され始めた。保護者から自分の息子が避けられているという相談があった。

朝の会での児童の様子を支援学級担任が確認した。児童、保護者と三者面談を実施し、問題は何かについて共有した。

支援学級で場面絵を使って周囲の気持ちの理解を学習した。次の朝の会で児童が努力できたことをすぐに褒め、保護者にも知らせた。

例4) 交流学級の学習や宿題の内容を事前に知り、家庭で準備する。

今後も交流学級の授業には参加したいが、指名されることや課題がわからないことに不安が高まっている。

支援学級担任が交流学級担任に1週間分の授業予定と宿題予定を尋ね、家庭にも情報提供した。

児童本人と保護者は、見通しをもって翌日の学習準備や交流学級の宿題に取り組めた。安心感をもって授業に参加できるようになった。

## 情緒・特別支援学級

### □ 指導内容

- ① 小集団指導では、主に、気持ちのコントロールや社会性を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニングを行います。
- ② 一人ひとりの自閉的、情緒的な実態に応じた個別の課題を設定し、学習します。また、自分の興味や長所を伸ばす指導（個別の指導…楽器、運動、学習等）も行います。

### □ 学習環境の特徴

視覚的な刺激を考慮して、衝立を置いたり、掲示物や教具などを見えないようにしたりして、より学習に集中しやすい環境をつくります。

### □ 交流

本人の得意分野の授業交流を増やしていき、自信を培います。通常学級で過ごす時間が増えていった結果、通常学級へ転籍した児童もいます。





## VIII

## 子どもの状態像と具体的な支援

子どもの状態像、要因として考えられること、個別学習における指導・支援、それに対応して学級や家庭でできる支援について、比較的多いケースについて一例として紹介します。あくまでも例なので、一人ひとりの子どものアセスメントをもとに考えていくことが重要です。

## ＜学習面に課題のある子（LD 傾向）＞

要因として考えられること	個別での具体的な指導・支援	学級（○）や家庭（☆）でできる支援例
<p><b>■読む</b> 逐次読みで、読むのに時間がかかる。</p> <p>□「あ」という文字と「a」の音を結び付けられない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランダムにひらがなを提示し、読めるひらがな、読めないひらがなを確認する。</li> <li>絵カードを使って、ひらがなと絵や単語を対応させ、文字に意味付けをする。手がかりとなる絵は徐々に小さくしていく。</li> <li>絵に描かれた物の拍の数だけ手を叩いたり、シールを貼らせたりする。</li> </ul>	<p>○50音表を机の上に置いたり、教室に掲示したりして参考にさせる。</p> <p>☆かるたやしりとりを行い、ゲームの中で言葉への興味を引き出す。</p> <p>☆ひらがな学習のアプリを利用する。</p> <p>☆クイズ形式で、単語に慣れさせる。しりとり、中抜き言葉、逆さ言葉など</p>
<p>□語彙が少なく、言葉のまとまりとして捉えることが困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵と単語のマッチングや文字カードで単語づくりをする。</li> <li>文節の区切りを見つける練習をする。</li> <li>読み聞かせを行い、読めるようであれば、一部、児童にも読ませる。途中で内容や単語についても質問する。</li> <li>単語や文節のフラッシュカードを行う。</li> <li>なぞなぞやしりとりなどの言葉遊びを行う。</li> <li>テーマや語頭音から言葉を想起し、言葉集めを行う。</li> <li>清音、少ない文字数から言葉集めを段階的に行う。</li> </ul>	<p>○指で追いつながら範読を聞くことや音読することを促す。</p> <p>○難しい語句は意味と結び付けて説明する。</p> <p>○文章に関係のある絵や写真を読み取らせる。</p> <p>☆予習として、教科書をスラッシュや読み仮名を入れて一緒に読む。読めない単語を絵や写真を示して読み、授業に臨めるようにする。</p> <p>☆身近な物の名前を会話や読み聞かせなどで教える。</p> <p>☆なぞなぞやしりとりなどの言葉遊びを行う。</p> <p>☆知らない言葉は辞書で調べるようにさせる。（電子辞書でも良い。）</p> <p>☆漫画や興味のある内容の本で言葉に触れる機会を増やす。</p>
<p><b>■読む</b> 間違えて読んだり行を飛ばしたりする</p> <p>□細部に目がいかず、形を見分ける力が未発達である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字の一部に焦点をあてて違いを見つけさせたり、似ている語をいれた文字かるたを行わせたりする。</li> <li>似ている字のフラッシュカードを読ませる。</li> <li>点つなぎや間違い探しなどを取り入れる。</li> <li>文字の集まりから単語を探させる。</li> <li>視機能の苦手があれば、ビジョントレーニングをする。</li> </ul>	<p>○見本を大きくしたり、字の大きさや色など板書を工夫したりする。</p> <p>☆ひらがな学習のアプリを使用する。</p> <p>☆ビジョントレーニングをする。</p> <p>（例）顔を正面に向けたまま、左右、上下、斜め（左右）の8方向を両眼で見ようようにさせる。</p>
<p>□必要な部分を選んで見る力が弱い。</p> <p>□字がぼやけたり重なったりして見える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書にスラッシュを入れる練習をさせる。</li> <li>リーディングスリットを段階的に使う。</li> <li>指でなぞりながら、読む練習をさせる。</li> <li>言葉のまとまりで捉えて視写させる。</li> <li>色セロファンを文字の上に置いて読みやすくなるかを確認する。</li> </ul>	<p>○☆不透明の定規やリーディングスリットを使用して、読むべき行を明確にする。</p> <p>○行間をあけたワークシートを使用する。</p> <p>○教材の文章を分かち書きにする。</p> <p>☆教科書の文節の区切りにスラッシュを入れさせる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手読みがある際は、範読を聞かせる。誤字や脱字などが含まれた文章を、書いてある通りに音読させる。間違っている箇所を正しい表記に訂正させる。答え合わせをしてから、最後に正しく音読させる。</li> <li>・視機能の苦手があれば、ビジョントレーニングをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆文末や読み誤りやすい単語にマーカーで色をつける。</li> <li>☆学校と連携してビジョントレーニングを行う。</li> </ul>
<b>■書く</b> 字がマスに入らない・バランスが整わない・三角や円を描けない		
<ul style="list-style-type: none"> <li>□手先が不器用である。</li> <li>□形を正しく捉える力が弱い。</li> <li>□目から受け取った情報を動作につなげる力が弱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛筆の正しい持ち方を確認する。</li> <li>・指の位置にシールを貼ったり、ペングリップを使用したりする。</li> <li>・文字を書くために必要な線や形を描く練習をする。曲線や斜め線などの線がきを行い、手首の柔軟性を高める。</li> <li>・なぞり、点つなぎ、ぬりえを行う。</li> <li>・指体操など手先を使う活動をする。</li> <li>・握力や筆圧の弱い子に紙やすりを下敷き代わりにする。</li> <li>・すべり止めのあるものから、徐々にないものに移行し、片手で押さえさせる。</li> <li>・図形のかき方の手順表を使ってかかせる。</li> <li>・視機能の弱いところを確認し、適切なビジョントレーニングを行う。</li> <li>・座り方や足を置く位置、姿勢について教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作業量を調節する。</li> <li>○細かい点を注意しすぎず、書こうと努力していることを認める。</li> <li>○罫線やマスのあるワークシートを用意し、自分に合うものを選択できるようにする。</li> <li>☆遊びや手伝いなどを通して手指を鍛える。</li> <li>☆粘土やで昔遊びなどを通して指先の感覚や力加減を鍛える。</li> <li>☆三角鉛筆や持ち手が太い鉛筆、本人にとって使いやすい消しゴムを使用させる。</li> <li>☆ひらがな学習アプリやお絵かきアプリを使って、画面に指でかく練習をさせる。</li> <li>☆使いやすいものさしやコンパス、分度器で練習させる。</li> <li>☆サポートルームでの書き方指導を参考に家庭でも復習する。</li> </ul>
<b>■書く</b> 文字を写すのに時間がかかる		
<ul style="list-style-type: none"> <li>□視覚的な短期記憶が弱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉を単語のまとまりで捉えてから移す練習をする。</li> <li>・聞いたことを記号や省略文字で簡略化し、メモをする練習をさせる。</li> <li>・在籍学級のノートを持参させ、ノート指導を行う。</li> <li>・跳躍性眼球運動を鍛えるビジョントレーニングを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○写す部分を色チョークで囲む。「色枠だけ→半分書く」など書く量を段階的に増やす。</li> <li>○板書内容を子どものノート形式で書く。必要に応じ、手元に見本として置いて写させる。</li> <li>○「持ち物→◎」のように書き方を簡略化して文字数を減らす。</li> <li>○ワークシートを用いて、書く量を調節する。</li> <li>☆学校と連携して必要なビジョントレーニングを行う。</li> </ul>
<b>■書く</b> 鏡文字や細部の間違いがある		
<ul style="list-style-type: none"> <li>□細部に目がいらず、形を見分ける力が未発達である。</li> <li>□視覚的な短期記憶が苦手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスを十字に四分割、四色で塗りつぶし、上下左右の見分けポイントを示し視写させる。</li> <li>・動きのイメージを視覚化し、言葉に出させたり、耳で聞かせたりして書かせる。</li> <li>・見やすい手本の位置や大きさを一緒に探る。</li> <li>・粘土を使って、パズルのように文字を構成する練習をする。</li> <li>・白抜きの字をなぞらせたり、部分ごとに色を塗らせたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○☆見本を見やすい位置に置くように声かけをする。</li> <li>○☆補助線が入ったワークシートを用いて、書く練習をさせる。</li> <li>○見やすい座席の位置にする。</li> <li>○見本を大きくする。</li> <li>○50音表を机の上に置いたり、教室に掲示したりして参考にさせる。</li> </ul>

子どもの状態像と具体的な支援

<p><b>■書く</b> 特殊音節や助詞の誤りがある</p> <p>□音韻構造を理解し操作する力が弱い。</p> <p>□耳からの情報の記憶が弱い。</p> <p>□助詞の使い方を理解していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促音の入る言葉と入らない言葉を手拍子に合わせて読む。</li> <li>・促音の位置が同じ言葉集めをする。</li> <li>・促音を含む言葉に大小のシールを貼る。</li> <li>・拗音を含む言葉集めをする。たくさんの拗音カードから正解のものを選択させる。</li> <li>・聞き取って書かせる。</li> <li>・変化する助詞を探す課題を行う。</li> </ul>	<p>○学級全体でも手拍子に合わせた促音の読み練習を行う。</p> <p>○促音の表と拗音カードを活用して、単語づくりに取り組む。</p> <p>☆サポートルームで学んだ唱え方で練習する。</p> <p>☆促音や拗音のある言葉が会話で出てきたら、短冊カードに書いて、室内に貼っていく。</p>
<p><b>■書く</b> 漢字が正しく覚えられない</p> <p>□視覚的な記憶が弱い。</p> <p>□目から受け取った情報を動作につなげる力が弱い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書き方を唱えてから書かせる。</li> <li>・漢字カードとイラストカードのマッチングを行う。徐々にイラストを小さくする。</li> <li>・漢字の要素や組み立てを言語化したり、ごろ合わせを考えさせたりする。</li> <li>・「へん・つくり・かんむり・あし」の名前や組み立てを楽しみながら覚えられる漢字パズルや漢字ビンゴを行う。</li> </ul>	<p>○書き順の色のルールを決める。</p> <p>☆サポートルームで学んだ唱え方で練習する。</p> <p>☆鏡文字がある場合は、普段から左右を意識した声掛けをする。</p> <p>☆ホワイトボードなど、書いたり消したりしやすい道具を使って、ゲーム感覚で漢字クイズを行ったりする。</p>
<p><b>■計算する</b> 数えたり計算したりするのに時間がかかる・計算のしかたが理解できない</p>		
<p>□10の合成、分解が難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5の合成、分解の定着を確認する。</li> <li>・指を立て、お互いの本数を答え合うなど、ゲーム形式で数に親しませる。</li> <li>・具体物・半具体物を用いて、手指を動かしながら、10のまとまりを教える。</li> </ul>	<p>○☆数の合成、分解を半具体物で操作したり、問題の出し合いやゲームなどさせたりする。</p> <p>○☆10の補数の一覧をヒントカードで提示する。</p> <p>☆おやつなどで数と触れる機会を設ける。</p>
<p>□短期記憶が弱い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算の過程を矢印や数字で示した計算手順表をヒントにしながらか算させる。</li> <li>・計算の手順を声に出しながら計算させる。</li> </ul>	<p>○☆自分なりの計算の方法（指を使う、丸をかくて数える）を行っている場合は、認める。</p> <p>必要に応じて、電卓の使い方を教える。</p> <p>☆お金を使って生活の中で数に親しませる。</p>
<p>□視空間認知が弱い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くり上がりの数、くり下がりの数を書く場所に枠をつけ、書き込む場所を明確にするワークシートを使用する。</li> <li>・マス目や枠のある計算用紙を使う。</li> </ul>	<p>○☆マス目や枠のある計算用紙を使う。</p>
<p>□集中力が弱い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度にたくさんの問題があると、やる気をなくしてしまったり、他の問題に目が向き、数字と取り違えたりするため、1枚あたりの問題数を減らす。</li> </ul>	<p>○☆小さい紙に1問ずつ問題を書いたものを使用する。1問できるたびに丸をつけてもらえることで、達成感が味わえる。</p>
<p><b>■計算する</b> 九九が暗唱できない</p>		
<p>□短期記憶が弱い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4と7、3と4などの聞き誤りを確認する。</li> <li>・子どもに合った九九表を使用する。</li> <li>・九九の読み方をふりがなのように表記し、練習させる。徐々にふりがながを小さくしたり、減らしたりする。</li> <li>・九九ビンゴや九九フラッシュカードを使う。</li> </ul>	<p>○☆九九表を適宜利用する。</p> <p>○九九のきまりやかかけられる数とかける数の関係を理解できるよう具体物で示す。</p> <p>○九九の歌をつくり楽しく九九になじませる。</p> <p>☆九九ポスターを掲示したり、九九パズルを行ったりする。</p>

## <行動面に課題のある子（ADHD傾向）>

要因として考えられること	個別での具体的な指導・支援	学級（○）や家庭（☆）のできる支援例
<p style="text-align: center;"><b>■座っているべきときに離席をする</b></p> <p>□視覚的/聴覚的の刺激に反応しやすい。</p> <p>□授業内容が理解できない。</p> <p>□注意を向けるべきところに向けられない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示物等を減らし、余計な刺激の無い教室にしておく。 （基礎的環境整備）</li> <li>・ ひとつの指示に対して、一つの課題になるようにする（複数の指示を出さずに課題に取り組みやすくする）</li> <li>・ 声かけは、具体的かつ、端的に行う。</li> <li>・ 認知特性に合わせた学習内容にする。 （WISC や K-ABC を実施して認知特性を把握して指導する）</li> <li>・ 3 ヒントゲームのように、最後まで、聞かないと成功できない課題を用意する。</li> <li>・ 個別指導では、ひとつ一つの課題を短く設定する。</li> <li>・ 一つの課題に連続して取り組む。時間を短くしてテンポよく次の課題を与える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 黒板の周辺などの掲示物を整理する。</li> <li>○ 座席は窓側や通路側を避けて、教員の近くに設定する。</li> <li>○ どうしても動いてしまう場合には、先生の助手として手伝いをするなどして、自然と体を動かせるようにする。</li> <li>○ 授業のユニバーサルデザインを行う。</li> <li>○ 継次処理型の授業（順序をふまえ段階的に教える）、同時処理型の授業（全体を意識させ関連性をふまえる）のように認知特性に合わせた授業を実施する。</li> <li>☆ 翌日、授業で習う内容を事前に予習する。 （翌日の問題の答えが分かるなどの工夫）</li> <li>○ 注意が逸れても、前方の黒板をみると、今どこを行っているのかわかる進行表が貼ってある。または、現時点の進行度が分かるように黒板に矢印で目印を付けておく。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>■学業面の不振さがある</b></p> <p>□注意を向けるべきところに向けられない。</p> <p>□実行機能の弱さがある。</p> <p>□学習スタイルと一致していない（認知方略に合わない授業）。</p>	<p>【獲得したスキルを応用していく】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プリントを提出する、課題への取組を記憶するなど、自己記録などを通して身に付けていく。また、ノートの取り方の工夫など、それまで獲得してきた技能を応用して使っていくことを教えていく。</li> </ul> <p>【視覚優位な学習スタイルが合う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絵、図、地図、録画ビデオ、フリップチャート、印刷物を教材として用いて指導する。</li> <li>・ 概念地図などを用いて、学習内容を視覚化して関係づけていく</li> </ul> <p>【聴覚的優位な学習スタイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語呂合わせを用いて暗記しやすくする。</li> <li>・ ノートを取らずに音声を録音し、その情報を使って学習させる。</li> <li>・ 音読をさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ノートのまとめ方を、事前に先生と決めておく。</li> <li>○ 抽象的な表現の使用を避け具体的な表現で説明を行う。</li> <li>○ タブレットなど ICT を活用した授業を提供する。</li> <li>☆ 学校で行ったことの復習や予習を行う。その際に、タブレットなどの ICT を用いる</li> <li>○ 対象児童生徒の行動を観察し、積極的に取り組んでいる授業のどのような環境設定が合っているのかを分析し、他の授業にも生かす。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>■じっとしていられず常に体が動いている</b></p> <p>□衝動性と多動性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音楽が鳴っているときには、走っているが音楽が止まると同時に動きを止めるといった始まりと終わりが明確な課題（GO-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記録を通して、どの程度座れるのかを明確にした上で、限界の時間がくる前に、動きの入った活動をする。</li> </ul>



	STOP の課題) を実施する。	個人が目立たないよう学級全員を一度起立させて、意思表示として座らせていくなどの動きを入れる。
<p><b>■授業中に関係ないことをしてしまう。</b></p> <p>□ 刺激に反応しやすい。</p> <p>□ 注意を向けるべきところに向けられない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもと約束をする場合には、「〇〇しない」という目標にするのではなく、「〇〇する」というポジティブな行動を目標にする。</li> <li>例：「順番を守れずに友達を叩く」場面では、「順番通りに活動する」「順番を譲る」等の具体的かつポジティブな行動を目標にし失敗しないように練習していく。</li> </ul>	<p>○ 教室内で刺激になるものがあれば、動かせるものは取り除く。ルールを示した貼り紙をしたり、傾向をつかんで注意を適切なものへ向かせたりする。</p> <p>☆ 学校で約束をする際には、家庭と連携して、学校での約束が守れた場合、家庭において、日ごろできないような楽しい遊びや特別なことに触れられるよう動機づけが高まる設定を必ず行う。</p>
<p><b>■忘れ物が多い</b></p> <p>□ 注意を向けるべきところに向けられない。</p> <p>□ 短期記憶の苦手さがある。</p> <p>□ 実行機能の苦手さがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セルフマネジメント手続き（①自分自身の行動を振り返ることができる、②自分自身の行動を振り返り記録することができる、③振り返った行動を評価することができる、④自分自身の行動の結果自分で強化すること（他者からの賞賛も含む）を通して、望ましい行動を形成していく。例：活動後の振り返り、評価など</li> <li>習慣化を行う。 決められた特定の場面で失敗しないような設定にした上で、繰り返し練習を行う。</li> <li>例：帰りの会で、チェックリストが用意しており、全員で持ち物を確認することを何度も繰り返し「確認するスキル」の習慣化を目指す</li> </ul>	<p>○ クラス（学校）全体で、忘れ物を減らすコンテストなどを開催し、こどもへの配慮を学級（学校）全体で実施する。</p> <p>○ 連絡帳を簡略化し、記入しやすくする</p> <p>☆ 視覚的な手掛かりを日常的に使用する（メモや自己チェック表等）</p> <p>☆ カバンの中に、教科ごとの色分けファイルを入れて置き、教科ごとにファイルに入れておけるようにしていく</p>
<p><b>■感情のコントロールが苦手である</b></p> <p>□ 衝動性がある。</p> <p>□ 実行機能の弱さがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の行動を振り返る活動を通して、自分の気持ちを振り返る力を付けていく。</li> <li>また、安定した状態で、失敗した場面などを想定した場面を設定し、失敗した時どう対応するのかという訓練を行う。</li> <li>問題である行動ではなく、日常的に行っている適応行動（自傷他害などとは違う行動）を褒めていくことで、適応行動を増やす。</li> <li>例）人とぶつかって殴る場合、謝る行動を落ち着いているときに習慣化するトレーニングを行う。</li> </ul>	<p>○ 取り組んだ活動について、うまくいったことを本人に視覚的に伝えていくことで、自分の気持ちに気付くようにする。</p> <p>☆ 家庭において、保護者と遊びの練習をして、友達と遊びの場面で、遊べるレパートリーを拡大しておく。</p> <p>○ 感情に関するソーシャルスキル教育をサポートルームと連動させて実施する。</p>

## <社会面に課題のある子（ASD傾向）>

要因として考えられること	個別での具体的な指導・支援	学級（○）や家庭（☆）のできる支援例
<b>■特定の刺激に対して過度に嫌がったり求めたりする</b>		
<p>□特定の感覚に対する過度の過敏さや過度の鈍麻さがある。</p> <p>例：手が汚れるのを嫌がる、耳をふさぐ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば粘土や糊などの苦手な触覚刺激に対して、本人が楽しい気分で触られるよう興味関心に合わせた題材を用意する。</li> <li>・受け入れられる刺激から受け入れられない刺激まで、段階表を設け、安心できる刺激から徐々に接していき、段階的に受け入れられる幅を広げていく。</li> <li>・環境面の刺激の調整を行う。</li> </ul>	<p>○教室における視覚刺激/聴覚刺激への調整（掲示物は多すぎないように整理する、窓側にしない、窓に反射しにくいフィルムを張る等）</p> <p>○苦手なものを扱う際は前もって予告する。</p> <p>○☆無理に慣れさせようとしない。</p> <p>☆記録を通して、本人の大丈夫なものをリスト化しておく</p>
<b>■相手とやりとりをする、相手の意思や立場を理解することが苦手である</b>		
<p>□他者の視点になって考えることの苦手さがある。</p> <p>□シングルフォークスになりやすい。</p> <p>□勝ち負けや順位などにこだわる。</p> <p>□注意を向けるべきところに向けられない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四コマ漫画やコミック会話（キャロルグレイ著）などを用いて、コミュニケーションのひな形を学習させていく。</li> <li>・悪いモデル⇒ロールプレイ⇒振り返り、良いモデル⇒ロールプレイ⇒振り返りというようなソーシャルスキル教育を通して、相手の状況に関して、スキルによる理解を促す。</li> <li>・こどものマナー本などを通して、特定場面における具体的な振る舞い方をパターンによって学習していく。また、パターン学習はその都度、例外が出現するため、事例ごとに解決策を具体的に考えていく。</li> <li>・小集団での活動において、自分好みのものを使用し、他者とのやり取りの質を高める。 例：電車がすきであれば、電車を使ったすぐろくなどで一緒に遊び、その中で、順番を守ったり、相手に譲ったりするスキルを学ぶ。</li> </ul>	<p>○対人面のトラブルの指導では、周囲からの情報を集めた上で、個別に本人と話をする。その際は、本人の思いを尊重しながら、問題の解決方法を具体的に呈示していく。また、事実と思い込みのズレがある場合には、「先生はこう思うんだけど、どうかな」などとすり合わせを行う。</p> <p>☆パターン学習により、自分がうまくいった関わり方や保護者がうまくいった関わり方などを具体的にまとめる。問題解決の成功例などを集めた辞典などを作っておき、次問題場面が生じた際に活用する。</p> <p>○小集団で学習した内容と同じような課題を集団の中で実施し、在籍学級での使えるようにしておく。</p>
<b>■相手の心を読み取る力が弱い</b>		
<p>□心の理論の苦手さがある</p> <p>□シングルフォークスになりやすい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の立ち位置が変わると同じものでも見える内容が違うという「位置視点取得課題」、同じものを視ていても、相手と異なるものをみているという「他者視点取得課題」、自分と他者の視点から感情を考えていく「感情視点取得課題」などのスキルを学習していく。</li> <li>・四コマ漫画やVTRを用いて、登場人物のどのような動きによって、やり取りの対象者がどのような気持ちになるのか事前に注目させたうえで、教員と一緒に検討を行っていく。</li> </ul>	<p>☆親密な関係においても、「○○なときは、△△な理由で、こう思う」などの、場面ごと、状況ごとに応じたフローチャートなどを用いて、相手の気持ちを理解する練習をする。</p> <p>○感情に関するソーシャルスキルトレーニングを通して、状況により相手がどう思うか、自分がどういう言動をするのかについて、スキルとして学習する。</p>

<p><b>■他者との接し方が疎遠もしくは密である</b></p> <p>□シングルフォークスになりやすい。</p>	<p>・教員同士のやり取りのモデルやVTRを用いて、問題となることや具体的な距離感などを視覚的に説明する。その上で、ロールプレイを行う。適切なコミュニケーションがとれない場合には、実際に躓いている場面を観察し、必要なスキルを獲得させていく。</p>	<p>○道徳の授業や総合の学習の時間に、学習すべき対人関係のスキルを「クラスのマナー講座」というような形で、相手との接し方などを技術として教えていく。</p>
<p><b>■他者の言動を字義通り受け止めてしまう</b></p> <p>□他者の視点で考えることの苦手さがある。</p> <p>□シングルフォークスになりやすい。</p>	<p>・辞書的な知識は得意であるので、他者からよく聞く比喩や皮肉といった言い回しを辞書のようにまとめていく。そしてロールプレイなどで実際に使い方を学ぶ。</p> <p>例：「ブルーな気持ち」とは、実際に気持ちが青いということではなく、「落ち込みや憂鬱な気持ちを示す」と書くなど。</p>	<p>○☆個別指導で作成した辞書を膨らませていくことを目標とする。家庭で一緒に振り返り、正しく使える言い回しを増やしていく。</p>
<p><b>■一般常識的なルールを理解し適切な行動をとることが苦手である</b></p> <p>□言葉の理解の弱さがある。</p> <p>□想像性の苦手さがある。</p>	<p>・抽象的なルールを視覚化を用い具体化する。</p> <p>・フローチャートを用いて、一般的な常識や他者の考え方などが、どのような流れになっているのか見通しをもたせる。</p>	<p>○☆事前に具体的な場面を設定して、練習を行う。</p> <p>その際は、●●の時には△△するというように具体的な解決策をセットで教える)</p>
<p><b>■切り替えがなかなかできない</b></p> <p>□想像性の苦手さがある。</p> <p>□こだわりが強い。</p> <p>□シングルフォークスになりやすい。</p>	<p>・切り替えがよかった時や、いつもより早く切り替えられた時に、そのことを褒める。</p> <p>・タイマーや視覚的なスケジュールを用いて自分の見通しをもたせる。</p> <p>・行事の際には、雨日程、晴日程などの代替案を事前に提示しておく。</p>	<p>○☆安定して落ち着いているときに、タイマーで切り替えていくような習慣を身に付けておく。</p> <p>☆スケジュールを自分で決めて動く活動で、自分で決められない場合には、「やれそうなこと」を選択させる。</p>
<p><b>■自己刺激行動に夢中になってしまう</b></p> <p>□不安が高い。</p> <p>□想像性の苦手さがある。</p> <p>□抽象的な語の理解の弱さがある。</p>	<p>・どのような時に自己刺激行動が出てくるのか、詳しくアセスメントする。</p> <p>・不安を軽減するために、視覚的な情報を用いて見通しをもたせる。また、事前に連絡をしたり、取り組む機会を用意したりしておく。</p> <p>・視覚的な教材を用いて、抽象的な語を理解できるような設定にしておく。</p>	<p>○「自己刺激行動をやめさせる」のではなく、『別の△△をしていた』ことを認めていく。一時教室を離れるという行動であったとしても、先生の許可を得ればよいといったルールを作っておく。</p> <p>○ユニバーサルデザインのある環境を設定していく。</p>
<p><b>■教室から出て行ってしまう</b></p> <p>□抽象的な語の理解の弱さがある。</p> <p>□想像性の苦手さがある</p>	<p>・できること・わかることをたくさんつくる。</p> <p>・イラストや図、地図、録画ビデオ、フリップチャート、印刷物を教材として用いる。</p> <p>・似た言葉を近くに書き示したり、関係のある言葉と繋げて書き示したりして、学習内容をまとめて概念付けを行う。</p>	<p>○ユニバーサルデザインを意識した環境を設定していく。</p> <p>☆「△△と▲▲は、○○という仲間だね。こんなところが似ているね」など、概念形成を意識した会話を心がける。</p>



## 《子どもを支える縦の連携》

## 1 就学前から就学後まで

- 就学相談について
  - 多くの保護者が子どもの障がいや現在の状況に戸惑い、就学先について不安を抱いています。また、保護者の中には、様々な機関に相談しつつも、悩みや不安を解消できずにいる方もいます。町田市教育センター就学相談係では、子どもの状態や状況に応じて、適切な就学先を選ぶための相談を行います。
- 就学相談での留意点
  - 保護者の思いに正対し、信頼関係を築くようにします。
  - 互いがもち合わせている情報を多く共有します。
  - 質問と応答に終始せず、子どもの可能性や今後の見通しを考慮する姿勢を大切にします。
- 支援シート・・・小学校入学を控えた子どもが、楽しく学校生活を送ることができるように、個に応じた支援や配慮について、保護者と学校緒に考えていくための資料です。幼・保・療育機関や家庭などから、今まで大切にしてきたことや、小学校へ引き継ぎたいことを記入します。
- 就学後の留意点
  - 保護者と互いに話しやすい関係をつくり、日常的な情報交換を行う。
  - 目先の対応に追われることがないように、じっくり話し合って合意形成につなげる。
  - 子どものよさを見つけ、認め、伸ばす姿勢を伝えていく。



## 2 小学校から中学校まで

- 学校生活支援シート・・・諸機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画です。乳幼児期から学校卒業後までの一貫した計画を学校が中心となって作成します。作成においては関係機関との連携が必要で、保護者の参画や意見等を聴くことが求められています。
- 小学校・幼稚園・保育園等連絡協議会・・・町田市にある幼稚園、保育園、子ども発達センター、小学校、特別支援学校小学部、学童保育とで協議しています。就学前の配慮を要する子どもたちの情報交換を行います。年2回（4月、2月）開催しています。
- 個別指導計画・・・個別の教育支援計画を踏まえ、個々の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画です。ねらいは実現可能な具体的なものとし、日々の指導に、活用していくことが重要です。

## 《 就学相談会・進学相談会 》

小学校への就学、中学校への進学に際して、特別な支援を必要とする子どもたちの特性に合わせた教育環境を、保護者とともに考えていくものです。教育の場としては、都立特別支援学校（知的障がい、肢体不自由、視覚・聴覚障がい）、特別支援学級、通常学級、通常学級に在籍しながらの通級指導学級があります。

**保護者面談**…保護者が記入した、「就学支援ファイル」「進学支援ファイル」をもとに、幼児・児童・生徒の様子、保護者の希望を聞き取り、就学・進学先の説明をします。

〈聞き取る内容〉

- 障がいの状態・保護者の意向
- 生育歴と家庭の環境
- 就学前の療育と保育の状況
- 現在の子どもの状況や希望
- 疑問点や不安な内容など



**行動観察**…児童・生徒にとって最もふさわしい教育の場を保障するためには、より正確なアセスメントが必要です。

固定的な見方にとらわれることなく、児童・生徒の成長と発達を促す、可能性の発見という観点から進めることが大切です。

- 児童・生徒との直接的な関わりから幅広い観点で見取ります。
- 複数の視点から観察します。
- 事前の情報収集を確実に行っておきます。

**「所見」検討会**…「保護者面談の内容」「知能発達検査結果からの所見」「行動観察からの所見」と事前の情報から、委嘱された委員によって「総合所見」を検討します。

## 《子どもを支える横の連携》

### 3 校内の連携

□ 校内委員会と全校での支援体制

校長、特別支援教育コーディネーターを中心として、児童・生徒の具体的支援に向けた支援体制の充実を図ります。担当する教員が子どもたちの示す多様な問題や困難を一人で抱え込むのではなく、効果的な指導や対応に向けて、その子どもの問題や課題を学校全体として共有し、全校的支援体制をとることが特別支援教育では重要なポイントです。

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の存在に気づき、実態を把握し共有化を図る。
- 児童・生徒の指導や対応の工夫を検討し、それを実践して評価する。
- 必要に応じて関係する専門機関との連携を図り、校外からの支援を得る。

### 4 家庭との連携

「共通理解」に基づく「協力体制」を築きます

〈学校からの発信と受信〉



〈家庭からの発信と受信〉

- 学級便り ○連絡帳 ○電話連絡 ○保護者会
- 授業参観 ○個人面談・家庭訪問

〈面談においては〉

- ◇ 保護者の労をねぎらうことから始め、座る位置に配慮しリラックスした状況をつくる。
- ◇ 事実を基に具体的かつ客観的に伝える。
- ◇ 保護者の不安な気持ちに寄り添い、最後まで丁寧に話を聞く。
- ◇ くれぐれも安易な言動を慎み、批判と受け取られるような表現はさける。
- ◇ 課題を解決していくために、共に考えていく姿勢を示す。

## 5 関係諸機関との連携

特別支援教育においては、関係諸機関と学校とが緊密に連携し、チームとしての協力体制を構築することが必要です。

### □ 児童相談所（愛の手帳の申請）

18歳未満のお子さんに関する、虐待、養育放棄（ネグレクト）、非行、障がい、不登校、性格や行動面での相談を受け、具体的な援助をします。子どもや保護者のおかれている環境等を調査し、必要に応じて心理検査、医学診断、一時保護などを行います。

〈八王子児童相談所〉 八王子市台町三丁目 17 番 30 号 電話 042-624-1141

### □ 少年センター

警視庁の管轄する事業所で、保護者や学校から相談を受け、心理の専門職員による子どもや親に対するカウンセリングを通して、問題解決への指導、助言、援助を行っています。町田市の管轄は、八王子少年センターです。

〈八王子少年センター〉 八王子市南大沢 1 丁目 155 番地 4 電話：042-679-1082

### □ 特別支援学校 都立町田の丘学園

都立の特別支援学校で、知的障害教育部門（小学部・中学部 山崎校舎）、肢体不自由教育部門（小学部・中学部 本校舎）、知的障害教育部門・肢体不自由教育部門（高等部 本校舎）があります。学区域が町田市だけの学校であり、児童・生徒は全て町田市民です。

〈本校舎〉 町田市野津田町 2003 番地 電話：042-737-0570

〈山崎校舎〉 町田市山崎 1-2-17 電話：042-792-4260

### □ 子ども発達センター〈旧すみれ教室〉

町田市に暮らす 0 歳から 18 歳未満までの障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行い、他の支援機関と連携を取ることで、家族や関係機関を支援、切れ目のない発達支援を行います。

- ・子どもの発達に関する相談
- ・障害児相談支援
- ・出張相談
- ・児童発達支援
- ・グループ指導（3 歳児～5 歳児）

町田市中町 2-1 3-1 4 すみれ会館 子ども発達センター 電話：042-726-6570

### □ 医療機関

ADHD（注意欠如・多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）、摂食障がい、など子どもの身体的障がいや精神的障がい、その根底にあると疑われる場合には、専門機関との連携が必要です。医療機関への受診は、早期発見、早期対応にとって大切です。医療機関への受診に難色を示す保護者や子どももいますが、気持ちを十分に受け止め、スクールカウンセラーや養護教諭とも協力しながらつなげていきます。

# X

## 専門性を高めるための取組

子どもたちに関わるすべての教員が、発達障がい等についての理解を深め、その特性に応じた指導や支援を行っていくことが必要です。そのためには、特別支援教育の専門性を高めなければなりません。中でも特別支援学級や特別支援教室の教員は、学級担任や教科担任のアドバイザーとなって、特別支援教育を推進していくことが求められます。



### 1 求められる専門性とは

#### 発達障がい等についての知識・理解

LD（限局性学習障害）、ADHD（注意欠如・多動性症）、ASD（自閉スペクトラム症）などの障がいの種類や特徴について、基本的な知識をもつとともに、児童・生徒の実態と結び付けて障がいの特性を理解していくことが必要です。また、それらを、他の教員や保護者にわかりやすく説明できることが求められます。

#### 知能・発達検査の理解と読み

WISC-IVを含めた知能検査・発達検査の概要、検査法、下位検査から測れる能力は何かを理解するとともに、プロフィールと所見から児童・生徒の発達の課題を読み取ることが求められます。行動観察で得た情報や生育歴と関連付けて、考察することが必要です。

#### 児童・生徒の行動観察力

在籍学級や特別支援教室における学習面、行動面、社会面において、児童・生徒にどのような行動特性があるのかを細かく見取ることが必要です。その際、表出している言動が、どういう状況や場面で生じるのか、人や事柄との関連性を見出すことができる感性が求められます。

#### 対象児童・生徒の特性の理解（アセスメント力）

アセスメントシートを活用した行動観察、知能検査・発達検査、家庭的な背景、生育歴などを関連付け、児童・生徒一人ひとりが抱える困難さが、どのような障がい特性に起因するのかについて、総合的に判断する力が必要です。

#### 指導内容や方法の立案・教材開発

児童・生徒のアセスメントに基づき、在籍学級での適応につながるための指導内容、指導方法を立案し、それに応じた教材・教具を準備できることが求められます。これまで蓄積した資料から選択したり、児童・生徒の実態に応じて改作・開発したりする必要があります。学習の評価を行いながら、教材・教具が有効に活用されているかを常に検証していきます。

#### 関係者への情報提供・支援方法の提案

児童・生徒の学習状況や指導方法の有効性を、学級担任、教科担任、特別支援コーディネーター、特別支援教室担任、保護者等の中で互いに情報提供しあい、理解・協力を得ていく調整能力が必要です。また、児童・生徒が集団適応できるようにする方法を共に考えていく姿勢が求められます。



## 2 専門性を身に付けるための方法



教員が特別支援についての知識と指導力を身に付けていく方法として、同じ課題について学ぶ一斉研修、職務を通じて行うOJT、自分のニーズに基づいて行う自己研鑽があります。

自分の実践的知識や指導技術、指導方法の引き出しについて十分把握し、OJT や必要な研修を組み合わせることで効果を上げていきましょう。

### 課題別・経験別の一斉研修

#### 1 特別支援教育に関する研修で学ぶ。

学校ごとに、特別支援に関する課題に基づいた研修会を設定し、基本を学びます。  
また、教育センター主催の課題別研修に参加することにより、指導に生かしていきます。  
例) 指導計画作成の手順、読み書き障がいへの対応、関係機関との連携

#### 2 経験年数に応じた課題別研修（町田市教育センター主催）に参加する。

特別支援教育についての知識理解や指導の経験に応じて、コース別の研修会を実施します。  
<ベーシック> 特別支援学級等教員としての経験が1～2年目の者。特別支援に関する基礎基本を学ぶ。  
<アドバンス> 指導及び動きの基本がおおよそ身に付いている者。知識や経験に基づく実践力を高める。  
<マスター> 知識や経験に基づき、自ら提案したり現状の課題を改善したりできる者。

### 授業をしながら学ぶOJT

#### 3 授業を一緒に行いながら、先輩や他の教員から指導について学ぶ。

特別支援学級等においては、他の教員の児童への接し方、支援の仕方、評価のタイミングと方法などについて、見て学べます。自分がT1の授業についても積極的に助言を求めましょう。

#### 4 スーパーバイザーによる授業観察及び指導・助言を受ける。

月1回派遣される巡回相談心理士や、特別支援教育アドバイザー、特別支援教育専任相談員、専門家チーム等を活用し、児童・生徒に対する支援についての指導・助言を受けていきます。

### 自己の課題の把握と自己研鑽

#### 5 求められる専門性に対する自己の課題を把握し、研修計画を立てる。

日々の授業や教材研究、ケース会議、OJTを通して、実践的知識や技能が身に付いていきます。自分に足りない部分について常に意識を高くもち、計画的に研鑽します。

### 特別支援教育ハンドブックと校務支援システムの活用

#### 6 市教育委員会から発行・発信されるものを基礎・基本を学ぶ手引とする。

特別支援教育の基礎・基本について、ハンドブックを読むことを通じて学びます。加えて、発達障がい等の専門書や、町田市の校務支援システムから、指導のポイントに習得していきます。

## 特別支援が“特別な支援”でなくなる日を目指して

人には誰でも、苦手なことやできないことがあります。  
この苦手なことやできないこと・・・。  
実は周りの人々や技術のおかげで、多くの人々がこれらを克服できるのです。

聞き取る力が弱い人にとって、文字や絵の視覚的支援が役に立っています。  
道を覚えられない人にとって、カーナビゲーションが役に立っています。  
ピクトグラムマーク（絵文字）は、瞬時に意味の分かる案内として、年齢や国境をこえて人々の役に立っています。

理解ある人々の努力で、さまざまな支援が増えました。  
それらを特別な人のための特別な支援と言わなくても、多くの人々の役に立つことだと社会が理解してきたからです。

学校における特別支援も、自然と当たり前になされる日が来なければなりません。

温かな学級をつくりたい先生方に  
一人ひとりに添った指導や支援を探し求めている先生方に  
子どもの可能性を信じて頑張っている先生方に

このハンドブックを身近において読んでほしい  
きっと皆さんのお役に立てるはずです。



### □「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」に関して使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、医学会マニュアル、施設・団体等の固有名詞については、変更しません。



「第2期町田市特別支援教育推進計画（案）」に関する  
意見募集の実施結果

2019年12月

町田市教育委員会学校教育部教育センター

## 「第2期町田市特別支援教育推進計画（案）」に関する 意見募集の実施結果

町田市教育委員会は、これまでの町田市特別支援教育推進計画における特別支援教育の成果と課題や、東京都特別支援教育推進計画（第二期）等の内容を踏まえ、町田市の特別支援教育の更なる充実を図ることを目的として、第2期町田市特別支援教育推進計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、意見募集を実施し、市民の皆様からご意見を募集しました。実施結果の概要は以下のとおりです。貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

### 1 意見募集期間

2019年12月1日（日）～2019年12月16日（月）

### 2 意見募集方法

町田市ホームページに「第2期町田市特別支援教育推進計画（案）」等資料を掲載

### 3 寄せられたご意見

7名の方から24件のご意見をいただきました。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約し、掲載しています。

## 第2期町田市特別支援教育推進計画（案）の意見募集結果

質問番号	意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>特別支援教育に関する校内委員会の機能強化における成果について「校内委員会の実施が進むにつれ学校からの依頼も減少傾向にある」とありますが、運営補助や指導助言を求めてもあまり役に立たなかったからという理由で減少しているということはないでしょうか。ベテラン教師が減少し、新任教師が増えている中、校内体制も常に変化を求められていると思います。依頼だけでなく、定期訪問を考えていただきたい。</p>	<p>校内委員会の進め方などが分かるにつれ、それぞれの学校での運営方法が確立した結果であると認識しております。</p> <p>一方、新任教師が増えている中、校内体制も常に変化を求められていることから、今後も学校へ積極的に案内をしてまいります。</p>
2	<p>特別支援学級の整備について、2020年度から3年間で3校に設置となっているが、教員をしっかりと確保してほしい。また、特別支援教育に理解がある教員を最低一人は配置してほしい。</p>	<p>教員数につきましては、東京都が児童生徒数に応じて決められた人数の教員を配置しております。また、最低1人は特別支援教育に理解のある教員を配置できるよう希望を伝えてまいります。</p>
3	<p>特別支援学級の整備について、現在の固定級のマンモス化は早急に解決していただきたい。</p>	<p>特別支援学級の児童生徒数の平準化については、特別支援学級の整備を進めていく上で重要な点であると考えています。ご意見につきましては、特別支援学級の整備を進める際に参考とさせていただきます。</p>
4	<p>毎年2月頃の市の広報に支援員募集の案内をしていますが、追加の募集を見たことがありません。支援員をしたいと思っている人は結構いると思うので、募集に関してはできるだけオープンな形をとってほしい。</p>	<p>特別支援教育支援員の追加募集については、今年度2回行い、どちらもHPで公募を行ったところです。今後も特別支援教育支援員の募集については、広く有効的に募ってまいります。</p>

5	<p>教員対象研修の充実について、ベーシック、アドバンス、マスターというコースに分けての研修は良いのですが、ベーシックについては全教員の必修にさせていただきたいです。特に、知的障がいのない発達障がいのある児童生徒の在籍級の担任の先生だけでも必修にさせていただきたいです。経験年数が多くても、基本的なことが抜け落ちていることがあるような気がしますので、経験年数だけの縦割りでコースが縛られることのないようにお願いします。</p>	<p>基本的に、特別支援教育を担当している教員には、全員研修に参加する計画となっております。ベーシック、アドバンス、マスターコースについては、目安として経験年数等を示しておりますが、研修内容等を確認し、教員自ら自分に必要であると考える研修に参加していただくようにしております。また、通常の学級の担任も研修を受けることができるよう案内しております。今後も、特別支援教育の充実を目指した研修に取り組んでまいります。</p>
6	<p>教員対象研修の充実について研修の対象を、特別支援学級等教員や特別支援コーディネーターだけではなく、全教員を対象とすることはできないでしょうか。障害を抱えている子どもが特別支援学級にいるとは限らず、また特定の教員が理解していればいいわけではないと思います。</p>	5と同じ
7	<p>特別支援教育教員研修会について、特別支援学級の先生やコーディネーターの先生だけでなく、通常学級の先生も受講するようにしてほしい。</p>	5と同じ
8	<p>特別支援教育推進モデル校はどのように、どこを指定校とするのでしょうか。また、特別支援教育アドバイザー訪問は年1,2回ではあまりに少ないような気がします。月1回ぐらいの定期訪問で初めて見えてくる課題等もあると思います。</p>	<p>特別支援教育推進モデル校は、学校からの申請に基づいて、教育センターで決定しております。2019年度は町田第一小学校を指定校として2年間の研究に取り組んでいただいております。</p> <p>特別支援教育アドバイザー訪問についてのご意見につきましては、特別支援教室の充実を図る際の参考とさせていただきます。</p>

9	<p>特別支援教育授業リーダー育成事業では、「授業公開や研修会での実践発表を通じ他の授業改善につなげていく」となっていますが、特別支援教育推進モデル校においても同様にモデル校の成果や情報を他の学校にも共有してほしい。</p>	<p>2020年度にモデル校の研究発表会を開催する計画であります。モデル校の取組や成果についても共有していく予定であります。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
10	<p>町田市特別支援教育巡回相談員・特別支援教育専任相談員・特別支援教育専門家チームについて、要請派遣でなく定期訪問にしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、特別支援教育の充実を図る際の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>要請訪問については随時となりますが、これまでの実績はどのくらいあるのでしょうか。</p>	<p>2018年度の要請訪問の実績は、小中学校合計で77件です。2019年度は、12月末時点で70件です。</p>
12	<p>関係者会議の充実について、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校と、次のステップに進むタイミングでは、子どもの情報を的確に引き継いで、切れ目のない支援を確実に行ってほしい。書類を引き継いだり、会議を開催したりで終わることなく、その内容が担任や教科を指導する先生にしっかりと理解してもらえるようにしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、特別支援教育の充実を図る際の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>町田市子育てネットワーク連絡会について、要保護児童対策地域協議会への参加が年間1回は少ないのではないか。</p>	<p>本連絡会は、他部主催の連絡会で虐待や問題行動等についての認識の共有化であり、依頼を受け出席しているものです。今後も必要に応じて出席できるよう努めてまいります。</p>
14	<p>町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・都立特別支援学校・学童連絡協議会について、今は子ども発達センターを利用していない</p>	<p>いただいたご意見につきましては、特別支援教育の充実を図る際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>児童も沢山いると思います。民間の児童発達支援や他地区の児童発達支援を使っている児童がいるのかは分かると思うので、こども発達センター以外の児童についてもフォローできるように、民間や他地区の事業者にも声を掛けて欲しいと思います。</p>	
15	<p>町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・都立特別支援学校・学童連絡協議会について、民間の児童発達支援事業所や町田市以外の幼稚園も参加できればいいと思います。</p>	14と同じ
16	<p>特別支援教育ハンドブックについて、期待しています。どのようなものか見てみたい。ただ、配布するだけでなく、実際に活用されているか等、フォローしていただきたい。2023年度の改訂版の策定も計画されているようですが、あまり利用されず、3年間ほこりをかぶることのないようにお願いします。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、特別支援教育の充実を図る際の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>切れ目のない支援体制の構築については、教育センターや学校で受けられる支援や相談窓口等を分かりやすく記載してほしい。保護者向けにリーフレットやミニ冊子を作成し、関係機関へ置いたり、町田市HPでダウンロードできるようにしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、特別支援教育の充実を図る際の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>就学支援シートがあるだけで、とても分かりやすいと思いますが、先生方がどこまで内容を理解し心にとどめてくださるか、その点が気になります。</p>	<p>就学支援シートの理解・活用については、校長会や研修会等で周知してまいります。貴重なご意見ありがとうございました。</p>



	ます。	
19	就学相談において、相談会の資料提供を子ども発達センターを利用している子どもだけでなく、民間や他地区の児童発達支援や相談支援を利用している子どもにも広げていただきたいです。	子ども発達センターを利用している子どもだけでなく、幼稚園及び保育園からも資料の提供をお願いしています。また、医療機関、療育機関等を利用している子どもについては直接保護者から資料を提出していただいています。
20	医療機関との連携について、学校から問題行動等の鎮静化のために「服薬して欲しい」というようなことを言われるケースが増えている気がします。学校も保護者も環境整備に努めず、安易に薬に頼っているようです。この文章をそのまま、学校の先生や保護者に周知して貰いたいです。	医療関係者との連携が図れるよう連携内容や連携方法を検討してまいります。貴重なご意見ありがとうございました。
21	障がいのある不登校児についての計画はないのでしょうか。通常級に在籍する発達障がいのある児童生徒はもちろん、固定級の中にも学校に通えていない児童生徒はいますが、彼らの行き場はありません。今現在、障がいのある児童生徒のための適応指導教室等用意されていません。彼らの学習権もきちんと保障していただきたいと思えます。	適応指導教室は、不登校児童・生徒のためのものです。障がいのある・ないは関係ないと考えております。現在、くすのき学級では、個別指導を中心として指導を行っております。今後も児童・生徒に寄り添った支援ができる適応指導教室となるよう努めてまいります。貴重なご意見ありがとうございました。
22	ディスクレシアに対する支援が薄いと感ずます。	いただいたご意見につきましては、特別支援教育の充実を図る際の参考とさせていただきます。
23	特別支援が必要な子の親に対する具体的な支援があまり感じられない。	教育センターでは、毎年、特別支援教育に関する理解啓発のための教育相談講座を実施しております。今後も特別支援教育の充実を目指した講座

		の実施に努めてまいります。貴重なご意見ありがとうございました。
24	意見募集は、町田市HPでも案内し、募集期間も長く（3週間から1ヶ月）してほしい。	今後、意見募集を行う際は、子育て支援サイトのみではなく、町田市HPでも掲載するよう検討いたします。また、募集期間についても策定スケジュールを考慮し、適切な期間を設定していきたいと思えます。